教育委員会定例会日程

令和4年(2022年)8月26日

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 議事録署名委員の決定
- 4 議事

日程第1

議案第21号

小田原市図書館協議会委員の任命について

(図書館)

- 5 報告事項
 - (1)電子図書館事業の開始について

(資料1 図書館)

6 議事

日程第2

報告第 4 号

事務の臨時代理の報告(令和4年度小田原市一般会計補正予算)について

(教育部・文化部)

日程第3

議案第22号

令和4年度教育委員会事務の点検・評価について

(教育総務課)

日程第4

議案第23号

いじめの重大事態に関する調査結果の公表方針について (教育総務課)

- 7 報告事項
 - (2) 第2期小田原市教育大綱(素案)及び第4期小田原市教育振興基本計画(素案) について (資料2 教育総務課)
- 8 閉 会

議案第21号

小田原市図書館協議会委員の任命について 小田原市図書館協議会委員の任命について、議決を求める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会 教育長 柳 下 正 祐

第35期小田原市図書館協議会委員候補者名簿

任期 令和 4 年10月 1 日~令和 6 年 9 月30日

氏 名	選出区分	職	業	等	備	考
加。藤佳代	学校教育の関係者	小田原市学校 小田原市立報	医含素缩協議会 3徳小学校長	会長	再	任
大塚さとみ	学校教育の関係者	小田原市立久	野小学校図書	ボランティア	再	任
北河文子	社会教育の関係者	小田原の図書	#館を考える会		再	任
松 本 尚 子	家庭教育の向上に 資する活動を行う者		`A連絡協議会 会長		再	任
野口荒悟	学識経験のある者	専修大学文学	部教授		再	任
馬見塚昭久	学識経験のある者	小田原短期大	学保育学科准	教授	再	任
勝淵れい予	市民(公募)	司書教諭			新	任
長谷川貴幸	市民(公募)	会社員			新	任

電子図書館事業の開始について

1 目的

多様化する図書館利用者の利便性を高め、市民等に対する図書サービスの拡大・ 向上を図るとともに、読書バリアフリー法に基づく視覚障がい者等の読書環境の向 上に寄与する。

2 事業概要

図書館に来館しなくても、インターネットに接続したパソコン・スマートフォン・ タブレット端末などから電子書籍の検索、貸出、返却等ができ、読書を楽しむこと ができる電子図書館事業を開始する。

なお、電子書籍については、視覚障がい者等が利用しやすい音声読み上げ機能に 対応した書籍や、子育て世代向けの書籍、幼児向けの絵本、児童書など、事業目的 に即した書籍の充実を図る。

3 開始年月日

令和4年(2022年)10月27日(木)午前9時から

4 利用対象者

小田原市在住・在勤・在学で、有効な利用者カードをお持ちの方。

5 利用方法

利用対象者が「小田原市電子図書館」のサイトにアクセスし、利用者 I Dとパスワードを入力して電子図書館にログインし、電子書籍の検索、貸出、返却等を行う。

6 貸出冊数と期間

一度に貸し出せる冊数: 3冊以内

貸出期間:2週間以内(貸出期間が過ぎると自動的に返却される。)

7 所蔵冊数

今年度導入する電子書籍は、1,000 冊程度を予定。

事業開始時点で500冊程度を所蔵し、その後、毎月100冊程度ずつ追加していく。

報告第 4 号

事務の臨時代理の報告(令和4年度小田原市一般会計補正予算)について 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員 会規則第4号)第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同 条第2項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会 教育長 柳 下 正 祐

令和4年度小田原市一般会計補正予算 概要

(歳 入) (単位:千円) 科 目 要求額 主な内容 (項) 国庫補助金 (目)教育費補助金 (節) 社会教育費補助金 14,673 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (項) 市債 (目)教育債 (節) 教育総務債 235, 700 給食調理施設整備事業債 (節) 社会教育債 △14**,** 500 社会教育施設整備事業債 合 計 235, 873

(歳 出) (単位:千円)

(//// 円/					(-	TE: 1117	
1	西北姑	子 4	財 源	内 訳			
科目	要求額	主な内容	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
(項)教育総務費 (目)学 校 給 食 共同調理場費 教育環境の整備	251, 512	学校給食センター整備事業 ・用地購入費		235, 700		15, 812	
合 計	251, 512			235, 700		15, 812	

学校給食センター建設予定地用地取得

1 概 要

老朽化が著しい小田原市学校給食センターを建て替えるに当たり、上下水道局が所有する第三水源地資材置場を建設用地として取得するもの。

2 対 象

(1)取得地の場所 小田原市成田 1111 の一部、1112 (上下水道局第三水源地資材置場)

(2) 取得予定面積 4,000.95 m² (3) 不動産鑑定評価額 261,048,081 円

(4) 取得の相手方 小田原市上下水道局

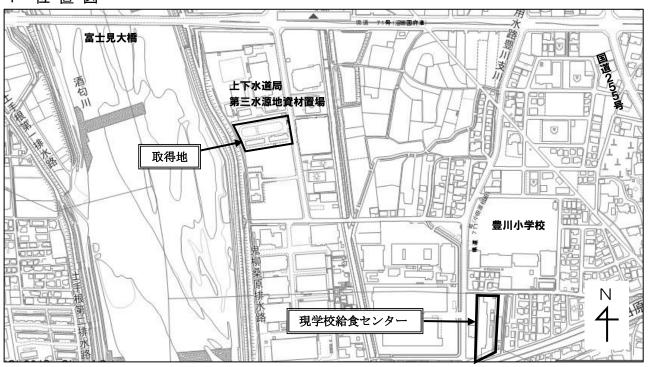
3 事業費

(千円)

			(114)
	事業費(歳出)		
	尹来貫(成山 <i>)</i>	市債(歳入)	一般財源
公有財産購入費	251, 512	235, 700	15, 812

不動産鑑定評価額から、令和3年度に学校安全課が執行した上下水道局高田浄水場敷地内の既存建物の解体費用(9,537千円)を控除した金額

4 位置図



議案第22号

令和4年度教育委員会事務の点検・評価について 令和4年度教育委員会事務の点検・評価について、議決を求める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会 教育長 柳 下 正 祐

令和4年度 教育委員会事務の点検・評価報告書

令和4年8月 小田原市教育委員会

目 次

1	令和3	3年度教	育委員	会の	活	動物	状況	j																		
	(1)教育	委員 ・					•	•			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
	(2)令和:	3年度足	三例会等	案件	þ.													•								1
	(3)令和:	3年度約	総合教育	会議	案	件																				3
	(4)会議等	等へのと	出席状況		•			•	•	•		•	•		•	•	•	•			•	•	•	•	•	4
2	2 令和4	1年度教	育委員	会事	務	の点	禄	į.	評	佃	Ī															
	(1)目的							•			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	5
	(2)点検	・評価 <i>の</i>	実施方	法					•	•		•				•		•				•	•	•	•	5
	(3)学識絲	経験者						•							•				•		•	•	•		•	5
	(4)ヒア	リング目	1程等																							5
	(5)ヒア	リングタ	対象・		•		•	•	•		•		•			•	•	•				•	•		•	6
3	は 点検・	・評価者	からの	主な	意.	見		•	•	•	•							•	•	•	•	•	•	•		7
4	当日と	ニアリン	グ資料																							
	資料1	小田原	市学校	教育	振	興基	基本	:計	画	0)	成	集	具指	1	悪に	- 係	系る	· 計	平位	Б						
	資料 2	小田原	市学校	教育	振	興基	基本	:計	画	0	取	継] 	とジ	₹.	月		₹-	- 틭	复						
	参考	令和 3	年度(令和	12	年度	を分	`)	教	育	委	員	3	計	郵	ξO.) L	瓦核)	· =	平位	五文	す复	Ŕ		
		事業に	おける	点検	·	評価	5後	(n)	状	況	J															

1 令和3年度教育委員会の活動状況

(1) 教育委員



(2) 令和3年度定例会等案件

令和3年4月27日定例会

- ○小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替え について
- ○小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて
- ○小田原市図書館協議会委員の一部任命替えにつ いて

【報告事項】

○市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について

【協議事項】

○小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針の 策定について

令和3年5月25日定例会

- ○小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について
- ○令和4年度使用教科用図書の採択方針について
- ○市議会定例会提出議案(令和3年度小田原市ー 般会計補正予算)に同意することについて

【報告事項】

- ○青少年の体験交流事業等について
- ○学校運営協議会委員の任命について
- ○ステップアップ調査について

【協議事項】

○小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針の 策定について

令和3年6月25日定例会

- ○小田原市就学支援委員会委員の委嘱について
- ○押印を求める手続の見直し等のための関係規則 の整備に関する規則

【報告事項】

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 対応について (その7)

令和3年7月27日定例会

- ○小田原市いじめ防止対策調査会委員の委嘱につ いて
- ○令和4年度使用教科用図書(小中学校特別支援学級用)の採択について
- ○令和4年度使用教科用図書(中学校社会(歴史的 分野))の採択について

【報告事項】

- ○市議会6月定例会の概要について
- ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 対応について (その8)

令和3年8月27日定例会

- ○小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱替えにつ いて
- ○令和3年度教育委員会事務の点検・評価につい て

- ○小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針に ついて
- ○事務の臨時代理の報告(令和3年度小田原市ー 般会計補正予算)について
- ○事務の臨時代理の報告(小田原市附属機関設置 条例の一部を改正する条例)について

【報告事項】

- ○新しい学校づくり推進事業について
- ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 対応について(その9)

令和3年9月27日協議会

【報告事項】

- ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 対応について (その 10)
- ○市立小中学校における臨時休業の基準について

【協議事項】

○オンライン授業に係る家庭の通信環境の整備について

令和3年10月28日協議会

【協議事項】

○議席の指定について

【報告事項】

- ○小田原市における子ども·若者支援施策の方向性 等に係る調査審議について(答申)
- ○令和3年度全国学力·学習状況調査の結果につい て
- ○在校等時間管理システムについて
- ○市立中学校における通知票の誤記載について
- ○市立小中学校における新型コロナウイルス感染 症拡大防止対策及び9月以降の教育活動等について
- ○市立小中学校の修学旅行の実施状況について
- ○市議会9月定例会·決算特別委員会の概要について
- ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 対応について (その11)

令和3年11月30日定例会

- ○小田原市新しい学校づくり検討委員会規則
- ○事務の臨時代理の報告(令和3年度小田原市ー 般会計補正予算)について
- ○事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例)について

【報告事項】

- ○子どもの読書活動に関するアンケート調査の結果について
- ○令和4年度市立幼稚園新入園児応募状況につい て
- ○令和2年度小田原市立小中学校の暴力行為・い じめ・長期欠席の状況について

令和3年12月21日定例会

- ○令和4年度教育指導の重点について
- ○いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあ り方について(諮問)について

令和4年1月28日定例会

- ○市議会定例会提出議案(令和3年度小田原市ー 般会計補正予算)に同意することについて
- ○市議会定例会提出議案(令和4年度小田原市ー 般会計予算)に同意することについて
- ○小田原市立幼稚園の休園について

【報告事項】

- ○史跡小田原城跡の追加指定答申について
- ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 対応について (その 12)
- ○市議会12月定例会の概要について
- ○損害賠償請求事件について

令和4年2月25日定例会

- ○学校教育法施行細則の一部を改正する規則
- ○校長及び教頭の人事異動の内申について

【報告事項】

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた (3) **令和3年度総合教育会議案件** 対応について (その13)

令和4年3月16日臨時会

- ○専決事項の報告(教育委員会事務局職員の処分) について
- ○教育委員会職員の人事異動について
- ○県費負担教職員の処分の内申について

令和4年3月25日定例会

- ○史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を 改正する規則
- ○小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織 等に関する規則の一部を改正する規則
- ○小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委 嘱について
- ○小田原市新しい学校づくり推進基本方針につい て(諮問)について
- ○小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則 の一部を改正する規則
- ○社会教育主事の任命について

【報告事項】

- ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 対応について (その14)
- ○令和3年度全国体力·運動能力、運動習慣等調 **査の小田原市の結果について**

令和3年7月19日

- ○第6次小田原市総合計画の策定について
- ○小田原市教育大綱の改定について
 - ・改定の概要について
 - ・改定の内容について
- ○その他

令和3年11月1日

- ○第6次小田原市総合計画の策定について
- ○小田原市教育大綱の改定について
- ○その他

令和4年1月26日

- ○小田原市教育大綱(改定素案)について
- ○その他

(4)会議等への出席状況

日付	活動内容
令和3年 4月14日	神奈川県市町村教育委員会連合会第1回役員会及び総会(書面決議)
5月17日	西湘地区教育委員会連合会第1回役員会(書面決議)
5月28日	関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会(書面決議)
5月31日	西湘地区教育委員会連合会総会(書面決議)
6月29日	学校訪問
7月2日	学校訪問
7月8日	学校訪問
7月9日	学校訪問
7月16日	学校訪問
7月19日	令和3年度第1回 総合教育会議
7月27日	令和3年度教育委員会事務の点検・評価
8月31日	神奈川県市町村教育委員会連合会役員会(書面決議)
9月17日	西湘地区教育委員会連合会第2回役員会(書面決議)
10月21日	神奈川県市町村教育委員会連合会研修会(オンライン研修)
11月1日	令和3年度第2回 総合教育会議
11月18日	令和3年度市町村教育委員会オンライン協議会
12月23日	令和3年度教育講演会
令和 4 年 1月26日	令和3年度第3回 総合教育会議
2月10日	第1回小田原市教育振興基本計画策定有識者会議

2 令和4年度教育委員会事務の点検・評価

教育委員会の組織や運営に関し基本的事項を定めている法律(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条)に基づき、各自治体の教育委員会は毎年、教育行政事務の管理執行状況について自己点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することとなっている。

令和4年度教育委員会事務の点検・評価ヒアリングに当たっては、小田原市学校教育振興基本計画(平成30年度~令和4年度)に基づく9の重点方針に沿って各取組を整理し実施した。

なお、点検・評価者から頂いた主な意見については、小田原市教育振興基本計画の改定作業に 反映させていくこととする。

(1)目的

本市教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくため、教育委員会の事務事業の点検・評価を行う。 また、その結果を市議会に提出し公表することにより、市民への説明責任を果たす。

(2) 点検・評価の実施方法

- ア 各所管課で自己点検・評価を行い、対応状況を整理する。
- イ 小田原市学校教育振興基本計画(平成 30 年度~令和 4 年度)の最終年度に当たるため、現行計画に位置付けている取組全般を対象とする。
- ウ 教育長、教育委員及び学識経験者を点検・評価者として、所管課に対しヒアリングを行う。
- エ 教育委員会定例会において、点検・評価報告書案を審議し、議決する。
- オ 点検・評価の結果を市議会に提出し公表する。
- カ 点検・評価における点検・評価者からの主要な意見に対する考え方や対応状況を、随時、 教育委員会定例会で報告する。

(3) 学識経験者

点検・評価を実施するに当たり、次の学識経験者の知見を活用した。

重松 克也氏 (横浜国立大学教育学部教授)

加藤 智晃氏(小田原市PTA連絡協議会長)

露木 幹也氏(元小田原市職員)

(4)ヒアリング日程等

- ア 日時 令和4年7月15日(火)午後1時30分から午後4時30分まで
- イ 場所 市役所 全員協議会室(3階)
- ウ 学識経験者 重松氏

加藤氏

露木氏【コーディネーター】

(5) ヒアリング対象

教育委員会が小田原市学校教育振興基本計画の9つの重点方針に位置付けた主な取組(102 件)に対して、ヒアリングを実施した。

9つの重点方針と基本施策

項目	重点方針	基本施策
77	当以上	①学力向上の推進
ア	学ぶ力	②学習指導の充実
		①情操教育の充実
		②道徳教育の充実
1	豊かな心	③人権教育の充実
		④読書活動の充実
		⑤児童生徒指導の充実
		①学校体育・部活動の充実
ウ	健やかな体	②食育の推進、学校給食の充実
		③学校保健の充実
	生活力	①子育て支援の充実
		②キャリア教育の充実
_		③環境教育の充実
エ		④情報教育の充実
		⑤防災教育の充実
		⑥安全教育の充実
オ	家庭教育	①家庭教育への支援
7)		②家庭学習の推進
	计学共和本	①幼児教育の充実
カ	就学前教育	②幼保一体化の検討
		①教職員の資質の向上
		②子どもと向き合う時間の確保
+	学校教育	③教育課題を明らかにする調査・研究の推進
		④教育課程の改善・充実
		⑤共に学び共に育つための教育の推進

		⑥家庭への支援
		⑦教育委員会の機能の充実
		⑧情報提供の充実
		⑨市長部局との連携強化
	コミュニティ・スクール	①地域とともにある学校づくりの推進
ク		②小田原のよさ(特性)を生かした学習の推進
		③子どもの居場所づくりの推進
		①教育環境の整備
ケ	教育施設環境	②学校 ICT 化の推進
		③学校安全の充実
		④災害対策の強化

3 点検・評価者からの主な意見

ア 学ぶ力

- ○学力向上の取組を通じて、学力が向上したのかが分からない。学力学習状況調査の結果を分析 して、どのような成果につながっているのかを示していくべき。
- ○市 HP に掲示されている学力学習状況調査の結果を見て、国県より数値が下回っている状況で、 この取組が良かったと評価できるのかどうか。
- ○学力学習状況調査について、例えば小6時点と中3時点での比較など、経年で捉えて伸びや変容を見ていく必要があるのではないか。
- ○学力学習状況調査の結果は平均を出しているが、点数の分布や上位層と下位層の山などを調べていくと、どこに力を入れたら良いのかが分かる。また、力がついていない子どもたちの層を引き上げることで平均点が上がることもあるので、この層に力を入れて指導をするのかが大事ではないか。
- ○学ぶ力について、その評価視点は難しい。現行の成果指標では、学力の成果を測ることができないのではないか。
- ○保護者からの学校評価があるので、それが評価の指標になるのではないか。
- ○学力は点数だけではない。その成果がどうだったのか見えないとなると保護者も不安になるので、上手く評価できるものをつくってアピールしていくことが必要ではないか。
- ○成果指標の設定については、活動の成果だけではなく、子どもたちの成長が測れるような指標 を、次期の教育振興基本計画で設定してほしい。

○成果指標について、教科学習は評価が出しやすいが、豊かな心になるとその設定が難しい面もある。例えば、学力学習状況調査の中学生の読書が全国より上回っていることなどを示していくのはどうか。

イ 豊かな心

- ○道徳について、評価するのは教員にとって難しいと思う。道徳性を養うことへの寄与や、命の 尊さを考える機会が子どもたちにどのように影響したかなど、分かりやすい資料があると良い。
- ○学校で行っている朝の読書タイムの時間は良い取組なので、全校で実施してほしい。
- ○コロナ禍の中では情操教育が難しい状況である。今後もコロナ禍が継続することを想定し、情 操教育の充実ができると良い。
- ○生徒指導員の内容が変わってきている現状に対して、ふさわしい人材確保に加え、その適正配 置の検討が求められているのではないか。

ウ 健やかな体

- ○部活動地域指導者の派遣だけではなく、学校の負担軽減につながる取組の検討が必要ではない か。
- ○部活動地域指導者は、体育系の人材はいるが、文化系の人材の確保は難しいので、その方向性 を示していくことが必要ではないか。
- ○生徒指導員及び地域指導員を選ぶ時には、まずは児童生徒の安心安全の観点を大切にして、慎重に適切な人材を選んでほしい。
- ○大学と連携した取組はあるが、部活動の地域移行については、市内のプロチームである湘南ベルマーレとの連携など、地域の特色を有効活用できるよう検討してほしい。
- ○部活動の地域移行については、地域に教える人がいて、地域のスポーツ団体があって、そこに 生徒が行く流れが想定される。教育部だけでは進められないと思うので、市の関係部局とも上 手く連携して、方向性を考えてほしい。
- ○部活動の地域移行については、PTA も関心が高いので、検討の際には参加させてほしい。
- ○学校の授業では、生涯健康でいる力、生涯学び続ける力を育むとともに、児童生徒自身が自ら考え、そこで出た結論を友達同士高め合う力を育むことを念頭に、先生達には日々授業をしてほしい。
- ○運動好きの子を増やすため、体育の授業を頑張るとともに、外遊びでの工夫をしてほしい。

○健やかな体を育む体育は大切。体は心と一体できちんとしてもらいたい。

工 生活力

- ○放課後児童クラブの民間委託については、人の配置や研修の実施などの改善点を的確に把握するとともに、保護者の意向変化なども把握しながら取組を進めてほしい。
- ○今年度の国府津小学区で起きた事故について、教育委員会は迅速な対応をされた。通学路は危険箇所が多いので、地域自治会と連携して点検するとともに、地域には気にして見守ってくれる人がいるので、一緒になって交通安全の充実を図ってほしい。
- ○プログラミング教育を通じて、理論立ての思考力を養うことができる。
- 〇キャリア教育については、現在の取組が、子どもたちの将来の職業選びにつながっているのか どうか。

才 家庭教育

- ○学校内での学習だけではなく、おだわらっ子ドリルの取組など振り返りの家庭学習は大事だが、 児童自ら進んで取り組むことのハードルがあるのではないか。家庭学習の手引きなどの改善も 必要ではないか。
- ○タブレットの持ち帰り環境整備により、ICT を活用した家庭学習が中心になってくるのではないか。
- ○おだわらっ子の約束が少し下火になってきている印象がある。看板があるとイメージが違うの で、修繕して普及を図っていく必要があると感じている。

力 就学前教育

- ○公立幼稚園と民間園の役割分担について、公立の指導的な役割や研修の開催など、つながって やっていくが、役割が違うということの意義を伝わるようにしてほしい。
- ○公私幼保の意見交換会の取組を、次に生かしていく必要があるのではないか。
- ○小学校と幼稚園・保育園の連携を大事にしなければいけないと感じている。小学校との関わり を作っていく中で結びつきができてくる。幼稚園・保育園の横のつながりとともに、小学校と の縦のつながりも大事である。今後も小学校と幼稚園との関わりを増やしていってほしい。
- ○公立幼稚園と小学校の連携は密だが、私立幼稚園も同様に連携が必要ではないか。

○教育振興基本計画の改定にあたっては、私立幼稚園の取組についても触れていく必要があるのではないか。

キ 学校教育

- ○学校で支援が必要な子どもが増えている状況があるので、ただ人数を増やすのではなく、スキルがある方に支援教育を行ってもらいたい。
- ○支援員や支援級の先生の資質向上について、教育振興基本計画に盛り込んでほしい。
- ○登校支援については、オンラインによる対応もあるので、その子その子に合った支援を充実させるとともに、学校に戻すことをゴールとすることはやめてほしい。
- ○現行の計画ではインクルーシブ教育についてはあまり触れられていないので、新しい計画では、 インクルーシブ教育について触れていく必要がある。
- OPTA のプール開放実施校が少なくなってきている。コロナ禍により小学校のプール授業が変わり、実施していない学校もあるなかで、学校教育のプールの扱いとその方向性を示してほしい。
- ○性自認は大きな課題と考えている。PTA でも話題として出ている。中学生の制服や多様性のある児童生徒への対応など、課題と方向性を整理し、今後計画に含めていくか検討が必要ではないか。

ク コミュニティ・スクール

- ○放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な運営の完成した姿を明らかにしていく必要があるのではないか。運営の連携を一体化とするのか、どちらかに取り込む形とするのかなど想定されるが、子どもの教育環境を整える観点から、小田原スタイルができると良い。
- ○スクールボランティアコーディネーターが地域や PTA と学校との橋渡しの機能を担っている。 今後、増やしていくことも検討されてはどうか。
- ○学校運営協議会において、学校は地域と一緒になって参画していくものである。地域の人も一体となって学校運営を考えてほしい。
- ○地域の人の意識もあるので、地域からも学校に対して違うと言える環境ができると良いと思う。

ケ 教育施設環境

○学校の校庭緑化については、なかなか進んでいない印象がある。問題点を明らかにしていく必要があるのではないか。

○公立小中学校施設のバリアフリー化とともに、肢体不自由な子どもが入学を控えている場合の 対応も進めてほしい。

小田原市学校教育振興基本計画の成果指標に係る評価

No.	目指す 子ども像等	指標	目標値 (R4)	H30年度~R3年度までの実績 [グラフの凡例] 目標値・ー・ー・小学校・ → 中学校・ → 小中平均: → → ・	実績値の考察
1	自ら考え	友達と話し合う時、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができている児童生徒の割合	90%	95 (%) 90 85 86.0 80 83.0 76.5 77.6 70 73.5 71.6 71.6 71.70.2 68.7 68.7 68.7 68.7 87 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88	学習指導要領の全面改訂に伴い、 令和元年から「主体的・対話的で深い 学び」を目指した授業改善が進み、各 学校で対話を取り入れた授業実践が 行われた結果であると考える。引き続き、教職員の職員研修支援を充実させ、授業改善を推進していく必要がある。
1	表現する力	授業で学んだことを、他の学 習や生活に生かしている児童 生徒の割合	85% 以上	90(%) 85 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	多少の低下傾向である。学習したことを生活に生かしたり、児童生徒の思考過程から発展的な学習をする場面を積極的に作っていくことが今後も求められる。
0	2 命を大切にする	自分には、よいところがあると 感じている児童生徒の割合	85% 以上	90 (%) 85 82.0 82.4 85 80 79.2 81.2 76.9 76.9 76.9 77.3 70 65 基準値(H29) H30 R1 R2 R3	体験活動や行事を通して、様々な 人やものとの関わり、学習以外の場面 で自分のよさに気づくという機会が、 減っていると考えられる。感染拡大防 止を徹底しながら、前向きにそうした 機会を保障していく必要がある。
2	n)	いじめはどんなこと理由あってもいけないと感じている児童生徒の割合	100%	102 (%) 100 98 96.0 95.7 96.7 96.7 96.7 96.7 96.7 96.7 95.3 95.1 95.3 95.1 95.3 94.7 95.0 94.7 95.0 94.7 95.0 94.7 95.8 95.8 95.8 95.8 95.9 95.8 95.8 95.9 95.8 95.8 95.9 95.8	「いじめ防止基本方針」のもとに、いじめの初期段階から積極的に認知し、未然防止に取り組んできた。数々の研修会や連絡会を行ってきたが、引き続き100%を目指し、取組を進める必要がある。
2	脂 かか た か しか	朝食を毎日食べている児童生徒の割合	95% 以上	96 (%) 94 93.9 93.5 93.5 93.5 93.5 93.5 93.7 92.5 91.7 91.0 91.1 91.0 91.1 90.0 基準緩(H29) H30 R1 R2 R3	ほぼ横ばい傾向である。朝食の大切さについて児童生徒や保護者の理解の定着が高い割合で図られていると考えられる。これまでの取組を継続し、更に割合を高めていくための工夫が必要である。
3	健やかな心と体	運動やスポーツをすることが 好きな児童生徒の割合	95% 以上	95 90.2 89.0 88.6 88.6 88.6 88.6 88.6 88.6 88.6 88	4年前に比べ割合が低下している。 運動やスポーツに親しむ子も多くいる 一方で、新型コロナウィルス感染拡大 の懸念からスティホームの傾向が強 まっている。中学校では「日常的に読 書をする」項目が全国を上回る結果 からみても、インターネットなども含め 室内で楽しみをもつ児童も増えている と考えられる。

	目指す		口無法			H30年度~	~R3年度ま	での実績		
lo.	日相 9 子ども像等	指標	目標値 (R4)	[:	ブラフの凡例」 目標値:一一一一 小	学校: ——	── 中学校: -	▲ 小中!	平均: —#—	実績値の考察
				+	55 (%)					
					50 — —		48.5	48.5	- 50	4年前に比べ達成目標に向けて何
		11L1+15-51 A + L1+7+ 4 I-		-	15	41.5	42.7	42.7	43.7	びが見られた項目である。授業で「調の解決に向けて、自分で考え、自
		地域や社会をよくするために	50% 以上	1	10 37.8	39.9	36.8	36.8	39.3 ×	分から取り組んでいましたか。」という
		る児童生徒の割合	N E		35 33.8	38.3			34.5	項目に肯定的な回答をした児童生 は75%おり、課題解決的な学習の!
					30 29.8					組の成果が要因の一つと考えられる。
					25 基準値(H29)	H30	R1	R2	R3	∂ ₀
4	ふるさとへの愛			+	65(%)					
				- 1	60 — — —		56.3	56.3	- 60	全国でも低下の傾向が見られ、新
				- 1	51.2	49.4		_	50.4	型コロナウイルス感染拡大により、
		今住んでいる地域の行事に参	60%	1	45 42.6	45.3	48.4 ×	48.4 X		様々な地域行事が中止になったこ が影響していると考えられる。 今後
		加している児童生徒の割合	以上	1	40 ×	41.4	40.4	40.4	41.4	更に地域・学校・家庭との連携を図
				1	35 34.0				31.5	児童生徒の育ちを支える環境づくり 進めていく必要がある。
					30 基準値(H29)	H30	R1	R2	R3	
i					96(%)					
					€ 95.7 ×- 95.5 ▲- 95.2					
		まのプレナ 目然 ナマルロギば			95 — —		94.7	94.7	— – 95	令和元年度の結果では低下の結 になっているが、今後も家庭や学校
		ものごとを最後までやり遂げ て、うれしかったことがある児	95%		94		93.8 ×	93.8 ×		粘り強く取り組む姿を見守る・励まる
		童生徒の割合	以上		93		92.9	92.9		など、児童生徒の主体的な活動を 切にする教育の推進が必要だと考
							-	_		వ ం
	- 111.0%				92 基準値(H29)	H30	R1	R2	R3	
夢	夢への挑戦	将来の夢や目的を持っている 児童生徒の割合		T	95(%)					
				1	90 — —		83.3	83.3		
				1	85 83.4	82.2	83.3	85.3	78.6	夢や目的が持てるような体験・出 いが減っていることなどが、夢や目
			90%	1	75 71.8	77.5 72.5	75.5 X	75.5 X	72.6	を持つことが困難な要因と考えられ
			以上	1	70		67.6	67.6	66.0	る。人・もの・こととの接点や出会い 大切にした取組を推進していく必要
				1	60					ある。
					基準値(H29)	H30	R1	R2	R3	
Ī					90 (%)					
					85 —				 85	策定時よりも、肯定的な回答の割合が増えている。中学校においてご
							79.1	79.1		善が見られ、規則正しい生活を送る
		毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	85% 以上		78.3		24.9	77.9×	78.0	ことのよさについて、小学校段階か 系統的に教えていった効果が伺え
		V 070±1K07011			75.5 72.7	73.6 73.3	76.6	76.6	76.2	る。授業の中でも、「おだわらっ子の
					70	73.0				約束」でも、引き続き扱い続けてい とが大切だと考える。
					基準値(H29)	H30	R1	R2	R3	
					98(%)					労羽北道亜径の <u>人</u> をおまた ※1
				-	97				▲ 96.6	学習指導要領の全面改訂に伴い 令和元年から「主体的・対話的で活
		友達と話し合うとき、友達の話		-	95.4				× 95.7	い学び」を目指した授業改善が進み 各学校で対話を取り入れた授業実
ŝ	おだわらっ子の約束	や意見を最後まで聞くことがで	95% 以上	-	95 × 94.8				94.9	が行われた結果であると考える。対
		きる児童生徒の割合		-	94.1					話を成立させるためにも、話す・聴ルールやマナーは必須であり、今後
				-	92					「おだわらっ子の約束」とともに、指えた続けていく必要がある。
					基準値(H29)	H30	R1	R2	R3	で炒けてい、火火安かめる。
					96 (%)			95.0	- 95	
					92.8	93.6	92.7	92.7		
		WH = 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1			92.5 92 — 92.2			^		小学校で低下傾向にある。「おだ らっ子の約束」で掲げるきまりを守る
		学校のきまりを守っている児童 生徒の割合	95% 以上		90	90.3	90.4	90.4		との大切さについて、道徳教育を通
		- W- 17 H			88	87.0				て理解できるように家庭と協力して 導していくことが求められる。
					86	7.3				
	I	I	I	- 1	基準値(H29)	H30	R1	R2	R3	

[※]計画泉定時から市和3年度までの数値は、「宝国子ガ・子省、水流調査」「宝国体ガ・連動能力、運動省債寺調査」から転配した。 ※当該年度の調査から質問事項が除外され、把握できなかった項目は除外した。 ※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が実施されなかったため、令和元年度の達成状況を記載した。

小田原市学校教育振興基本計画の取組状況・成果一覧

No.	所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要	主な取組例	評価・	振り返り	今後の方向性	
No.	171 N±6	重点方針	奉平旭泉	(事業目的、内容など)	土は収配例	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
	教育指導課 (各校)	学ぶカ	学力向上の 推進	調査の結果や児童生徒の学習意欲・学習習慣等の意識調査、児童生徒による授業評価や日常的な学習評価などを基に、児童生徒の学習面にお	各校の実態や特色を生かした 学力向上プランの推進	各校で行う児童生徒の学力向上策の一つとして、全国学力・学習状況調査の結果や児童生徒の学習意欲・学習習慣等の意識調査、児童生徒による授業評価や日常的な学習評価を踏まえ、各校で児童生徒の学習面における課題と成果を明確にし、学習活動の重点と具体的な取組目標を定めた「学力向上プラン」を作成して、学力向上の推進に取り組むことができた。	「学力向上プラン」を立てることによって、各学校の実態や特色を生かした取組が実行できた。	各校の実態や特色を生かして学力 向上を図れるようにしていく。	継続実施
2	教育指導課	学ぶカ	学力向上の 推進	○全国学力・学習状況調査の結果を分析し、児童生徒の学力向上に生かす。 児童生徒の全国学力・学習状況調査の結果を分析し、その教科正答率やアンケートなどから見える成果や課題等を市ホームページに公開する。また、「全国学力・学習状況調査の結果分析に係る学校訪問」を中学校区ごとに実施し、教員全体の教科指導の意識を高める。更に、各校においては全国学力・学習状況調査の結果について独自に分析を行い、校内研究の一部に位置付けるほか、中学校区での連携した学力向上に取り組むなど、日頃の学習活動に役立てる。	施	児童生徒の全国学力・学習状況調査の結果を分析し、その教科正答率やアンケートなどから見える成果や課題等を市ホームページに公開した。また、各校において、校内研究の中で、結果を基に成果と課題を明らかにし、学習指導の改善を図るようにすることができた。 令和3年度からは、児童生徒一人ひとりの学力の伸びを捉えることができるステップアップ調査のモデル実施を開始した。	今求められる学力について考える研修会を実施し、日頃の授業改善に役立てることができた。 令和3年度からモデル実施を開始したステップアップ調査については、今後の調査結果の蓄積とその分析により、指導方法の改善や個別最適な学びの実現に寄	引き続き、全国学力・学習状況調査やステップアップ調査の結果から成果や課題を明確にし、学力向上に生かしていけるようにする。	継続実施
3	教育指導課	学ぶカ	学力向上の 推進	○授業研究の充実を図る。 各校では、学習指導要領に基づき、児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」を育む授業、互いに学び合い、高め合う授業づくりを進める。 そのために、指導と評価の一体化や児童生徒の学ぶ意欲を高める授業の在り方などについて研究し、指導の工夫改善に努める。 また、教育委員会は、各校の研究成果を他の学校や市民に広く公開できるように取り組んでいく。	授業研究の充実	育む授業、互いに学び合い、高め合う授業づくりを進め	う研究日を共有することで、授業力向上の機会が得られるように工夫できた。	引き続き、各校で校内研究を推進するために、講師派遣·指導主事派遣をする。	継続実施
4	教育指導課	学ぶカ	学力向上の	○市推薦研究事業に取り組み、成果を各校に還元する。 教育現場における教科等の教育内容及びその指導に関する諸問題について校内研究に取り組む学校を推薦研究校に指定し、その研究の推進を図る。 推薦研究校は、授業研究や外部講師を招いた研究会等を積極的に市内の学校に公開し、教職員の資質向上に努める。	市推薦研究事業	教育現場における教科等の教育内容及びその指導に関する諸問題について校内研究に取り組む学校を推薦研究校に指定し、その研究の推進を図った。平成30年度・令和元年度は、授業研究や外部講師を招いた研究会等を市内の学校に公開し、教職員の資質向上に努めた。令和2年度・3年度はコロナ禍において、授業公開を積極的に行うことができなかったが、研究紀要の全校配付を通して、市内各校へ実践成果を共有した。	推薦指定研究校においては、大学の講師を招へいして、学校の実情に応じて具体的な指導助言をしてもらうなど、充実した資質向上のための研究会が行うことができた。	関する諸問題について研究する推薦	継続実施
į	教育指導課	学ぶカ	学習指導の 充実	○多文化理解教育と外国語教育の充実を図る。 世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてグローバルな視野とコミュニケーション能力を育成するために、外国語指導助手(ALT)を配置し、ALTを活用した多文化理解教育や外国語教育の内容の充実を図る。小学校には、令和2年度の高学年の外国語科・中学年の外国語活動全面実施に伴い、専門知識を持った英語専科非常勤講師の配置を目指す。		世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてのグローバルな視野とコミュニケーション能力を育成するため、外国語指導助手(ALT)を業務委託し、令和2年度からALTを増員した。また、小学校に英語専科非常勤講師を配置し、外国語教育を推進することができた。 一部の学校ではICTを活用し、海外の学校との交流を実施できた。		ALT、英語専科非常勤講師の適切な配置日数について検討していく。 ALTについては契約形態や業者選定方法について検討していく。 ICTを活用した海外との交流について実施校の拡大を図っていく。	継
(教育指導課	学ぶカ	学習指導の 充実	○個に応じたきめ細かい指導の充実を図ります。 子どもの学力向上を図るため、少人数指導やチームティーチングなどの 指導体制をとり、児童生徒にきめ細かな指導を行う。 教職員の配置は、国・県の定める教職員定数に沿って行うが、小学校で は、きめ細かな指導を充実させるために児童数35人を超える学級の多い 学校に少人数指導スタッフを配置する。 また、中学校では、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専 門性を保つため、専門的な教科指導ができるよう、人員を配置する。		少人数指導スタッフについては、これまでの児童数35人を超える学級の多い小学校への配置に加え、令和3年度小学3年生において、新たに35人学級を実現するための少人数指導スタッフを配置した。児童一人ひとりに教師の目が行き届き、きめ細かな指導支援が可能な体制をとることができた。中学校においては、県が配当する教職員定数では対応が困難な教科について、専門性を持った教員を配置することができた。	が行き届きやすくなり、一人ひとりにきめ細かな指導が行うことができた。 中学校教科非常勤講師の配置により、専門性を持った教員を配置することができるとともに、教職員の受け持つ授業時間数の軽減にもつながった。	以降、段階的に35人学級に移行し、 令和6年度に小学校全学年において 35人学級を実現させる。(令和4年	継続実

No.	B	9つの	甘士佐佐	事業概要	→ +√ Im 4□ /□I	評価・	振り返り	今後の方向性
No.	所属	重点方針	基本施策	(事業目的、内容など)	主な取組例	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開
7	教育指導課	豊かな心		○質の高い芸術や豊かな自然に触れる体験の充実を図る。 児童生徒が芸術文化に触れ、体験することで豊かな感性や感覚、表現力を育てる。 「おだわらっ子ドリームシアター」や芸術家の小中学校訪問(アウトリーチ事業)など、質の高い芸術・文化作品に触れ、体感する取組を推進する。また、市内小中学校音楽会や美術展等の児童生徒の豊かな感性を育てる行事や部活動、豊かな自然に触れる集団宿泊体験を支援する。	おだわらっ子ドリームシアターの開催 小学校音楽会、中学校音楽会、中学校美術展の開催 自然観察会の開催 宿泊体験学習の実施	「おだわらっ子ドリームシアター」は、小学校4年生全員を対象とし、劇団四季の寄附により実施してきた。体験できた児童や教職員からも「大変良かった。」という声が多かった。新型コロナウイルス感染症の影響から、寄附を受けることが困難な状況となり、感染対策上の制限などから、令和2年度の実施を見送った。令和3年度、劇団四季の事情により、休止となった。小学校図工展は、WEBで開催するなどICTの活用によってできるだけ鑑賞できるよう環境を整え、中学校音楽会は令和2年度・3年度は感染拡大防止のため中止となった。	ながら、児童生徒の豊かな感性を育てる活動となった。	児童の創造的な感性を育むともに、道徳的な価値観を養う情操教育は重要なものであるが、新型コロナウイルス感染症への対応や、教育課程編成を圧迫しないような事業の実施方法を検討する必要がある。(学校へのアウトリーチ事業(文化政策課)の積極的活用等)
8	文化政策課	豊 か な 心	情操教育の 充実		文化創造活動担い手育成事業	小学校・中学校に芸術家を派遣し、子どもたちが質の高い芸術(音楽、バレエ、ダンス等)に触れ、その楽しさや面白さに気づき、創造力や感性を刺激する。毎年20校前後の応募があり、多くの児童生徒が鑑賞し学校からの評価も高い。	【開催実績】 H30:30校、R1:24校、R2:19校、R3:16校) ※令和3年度は、小田原三の丸ホールが開館となったため、近隣校を対象にホールでの特別アウトリーチも開催した。	対象児童を児童5·6年から全学年 に変更し、鑑賞の機会を増やす。
9	青少年課	豊かな心	情操教育の 充実		指導者養成研修·派遣事業	指導者養成研修事業は、高校生からを対象とした段階かつ実践的な研修を実施し、地域の担い手(指導者)を発掘するとともに、資質向上を図った。 指導者派遣事業は、小学校や地域が実践する体験学習に指導者を派遣し、子どもたちに、感動や体験を得られる機会を提供するとともに、指導者研修受講者の実践する機会を図る事業展開を行った。	期を捉えた充実したプログラム及び指導者研修受講者 の実践の場を設け、より多くの若者に体験学習機会を	引き続き、体験学習等の充実に努めていく。
10	(各校)	豊かな心	道徳教育の 充実	○特別の教科 道徳の教育活動の充実を図る。 学校における道徳教育では、特別の教科 道徳を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間や特別活動のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて、意図的・計画的に道徳教育を推進する。 その中で、児童生徒に思いやりの心や規範意識、地域の中で夢を持って生きていく力などを育むため、積極的に外部指導者の活用を図るとともに、社会、自然、環境、地域の中での体験活動を充実させる。	道徳教育の充実	小学校では平成30年度、中学校では令和元年度から特別の教科 道徳の授業を実施している。答えが一つではない道徳的な課題を児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合える授業となるよう、「考える道徳」「議論する道徳」へと質的転換を図っている。 また、各校の道徳教育は、道徳教育推進教師を中心として、特別の教科道徳を要とし、教育活動全体を通じて取り組んだ。	各校での道徳教育を通じて、児童生徒に、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことに寄与した。	道徳教育の充実に向けて今後も取り組んでいく。
11	(各校) 教育指導課	豊かな心		○人権意識を高める教育活動の充実を図る。 「小田原市人権施策推進指針」」を踏まえ、子どもたちの「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」や「命や人権を尊重する心」の育成を目指し、人権教育の推進を図る。 学校における人権教育では、各校ごとに人権教育推進計画を作成し、各	人権教育の充実	各学校において、人権に関わる概念や人権教育で目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解したうえで組織的・計画的に取り組むよう、各校の推進計画と実施報告により実態把握した。	計画と振り返りにより、各教科のみでなく、学校教育活動全体を通した教科横断的な取組により、人権教育の推進が図られた。	各校による計画と実施報告の作成 に引き続き取り組む。
12	総務課	豊かな心	人権教育の 充実	教科での授業をはじめ、総合的な学習の時間や特別活動など教育活動 全体を通じて行う。	平和事業(学校訪問講和会)の 開催		の恐ろしさや悲惨さ、怖さを知ることができ、平和や命 の尊さについて考える機会となっている。 1	今後も体験者の高齢化の影響を受けることが懸念されることから、デジタルアーカイブの活用など、様々な手法を取り入れ事業を展開していく。
13	教育指導課	豊かな心	人権教育の 充実	○人権の啓発活動の充実を図る。 児童生徒や保護者を対象に「人権教育移動教室」を開催するなど、人権尊重の精神を育む取組を推進する。 また、人権教育の諸問題について、教職員の資質と実践力の向上を図るとともに、児童生徒への人権教育推進に役立てるために、「人権教育研修会」を開催する。	人権教育移動教室の開催 人権教育研修会の開催	児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域における人権尊重の意識の高揚を図るため、人権教育移動教室を開催した。 教職員の人権感覚を高め、今日的な人権課題に関する知識の習得及び実践力の向上を図るため、人権教育研修会を開催した。	見られる。	引き続き、各分野の専門的な講師を招へいし、教職員の人権に関する知識習得や人権感覚を高めることに努める。

No	所属	9つの	基本施策	事業概要	主な取組例	評価・	振り返り	今後の方向性
HU.	771 NES)	重点方針	坐个肥果	(事業目的、内容など)	上な玖旭が	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開
14	教育指導課	豊かな心		○いじめ防止のための対策を図る。 いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、小田原市いじめ防止基本方針に基づき、小田原市いじめ問題対策連絡会及び小田原市いじめ防止対策調査会を設置している。これらの組織により、いじめ防止対策に係る学校・地域の関係諸機関の情報共有や協議等のほか、教育委員会におけるいじめ防止対策についての研究をするとともに、重大事態が発生した場合の調査などを行うこととしている。 更に、小中学校においては、「学校いじめ防止基本方針」の下に、いじめ	小田原市いじめ問題対策連絡 会の開催 いじめ予防教室(令和元年度 ~)	いじめの防止等に関し、学校と地域の関係機関等が連携した取組を円滑に進めるため、小田原市いじめ問題対策連絡会を開催した。 更に、いじめの未然防止を図るため、令和元年度よりいじめ予防教室を実施している。令和3年度までに、小学校18校、中学校4校で実施した。	害し、尊厳を損う絶対に許されない行為であるとの認識が定着してきている。 学校のいじめ認知件数が増加しており、早期対応早	今後もいじめ問題対策連絡会やい じめ予防教室等、様々な取組を通し ていじめ防止に努める。 総 続 実 施
15	教育総務課	豊かな心	大権教育の充実	の初期段階から積極的に認知し、未然防止に取り組む。	小田原市いじめ防止対策調査 会の開催	不登校重大事態の発生に伴い、調査を行った。本市初となる重大事態調査(平成31年1月21日諮問)では、学校・教育委員会に対する各種提言を受けたが、特に「法的対応と支援対応を分離する」との提言は、本市の今後の対応に生かすべき重要な内容と受け止めている。 また、令和3年度には、「いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方」について、諮問している。	場からアドバイスを受けるとともに、学校での経験値向 上に資するよう、学校にフィードバックするなど、いじめ	引き続き、実施する。 総 続 実 施
16	教育指導課	豊かな心		○読書習慣の定着を図る。 「小田原市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・図書館等が連携し、児童生徒の発達段階に応じた読書活動を推進する。学校司書や図書ボランティアと連携した読み聞かせや朝読書、ブックトークなど図書の紹介等により児童生徒の読書に対する意欲と関心を高める。	学校司書や図書ボランティア、 図書館との連携の推進	学校司書の配置により、図書室環境を整え、児童生徒一人ひとりの興味に対応した本を紹介する等、読書への関心を高めた。 朝読書や図書ボランティアによる読み聞かせ、本の紹介等の学習活動を通して読書に親しむ態度を向上させた。	朝読書や読み聞かせの活動を継続することで、本に 親しむ児童生徒の育成につながっている。	今後も読書活動の充実に向けて、 取組を継続していく。 総続 ・ 療
17	図書館	豊かな心	読書活動の 充実		図書館学習イベント開催事業 子どもの読書活動推進事業	「第二次小田原市子ども読書活動推進計画」に基づき、ボランティア団体の協力により「読み聞かせ」の実施や発達段階に応じた図書の紹介(ブックリストの作成・配布)、「読書活動推進講演会」を開催して、児童生徒の読書習慣の定着を図った。また、図書館への来館を促し、図書に触れる機会を増やすために「図書館を使った調べる学習コンクール」等のイベントを開催した。	に向け、できるだけ継続して取り組むことができている。 【イベント等開催状況】 読書活動推進講演会参加者数	図書館学習イベント開催事業と子どもの読書活動推進事業を読書推進・図書館利活用促進事業に統合して事業展開していく。
18	教育指導課	豊かな心		○学校図書館の充実を図る。 より良い学校図書館を目指し、学校司書を配置するとともに、学校図書の充実を図る。 学校司書は、教職員や図書ボランティアなどと連携を図りながら、図書の紹介や学習と関連させた図書の配置、蔵書の管理など学校図書館環境の充実に務め、児童生徒や教職員の授業支援、学習支援に取り組む。	学校司書の配置	子どもの読書活動を推進するため、蔵書の整理や子どもや教師への読書相談、学習支援等を業務とする学校司書を全ての小中学校に配置した。 雇用形態は市の直接雇用とし、全校に週2日配置した。 市の直接雇用としたことにより、4月から学校への配置が可能となったことや学校司書と教職員の連携がしやすくなったことにより、子どもへの学習支援や読書相談が充実した。	活動の充実につながっている。 	学校司書について、より良い人材の確保が求められること、勤務日数の増加について学校現場からの要望が大きい。 当面は現状を維持していく。
19	教育総務課	豊かな心			学校図書の整備	予算を配当し、学校図書を各校の判断で購入することで、各学校現場の実情に合わせた整備・管理につながっている。		今後も読書活動の充実のため、学 継 校図書の整備を継続していく。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
20	教育	豊かな心	児童生徒指 導の充実	○生徒指導体制の充実を図る。 生徒指導に関する専門的・実践的研修の実施等により教職員の指導力の向上を図る。 また、問題発生時には、臨機応変に対応・指導をするほか、子どもの心に十分に寄り添い、思いを受け止めながら、より良い学校生活について生徒が前向きに考えられるような支援を行うため、必要に応じて中学校へ生徒指導員を派遣する。 各校では、個々の教職員が計画的・組織的に役割を発揮し、生徒指導体制の充実を図る。	生徒指導員の派遣	分寄り添いながら、生徒の気持ちを受け止め、抱えてい	り教職員の指導力の向上を図ることで、子どもの心に寄り添いながら、思いを受け止めて、学校生活をより良く 送れるように一緒に考えながら支援をしていくようにした。	生徒指導上の課題が事業開始当時と変化してきており、求められる生徒指導員の資質も変わってきている。 現状の課題に合った人材の確保や適正人員について検討していく。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
21	(各校) 教育指導課	豊かな心	児童生徒指 導の充実	○関係諸機関との連携を図る。 児童生徒の「健全育成」「非行防止」「犯罪被害防止」を目的に、様々な問題の未然防止や早期解決を図るため、学校と警察署、少年相談・保護センター青少年相談センター、児童相談所などの関係諸機関と連携して、児童生徒の支援・指導をしていく。	学校警察連携制度の運用	学校警察連携制度の活用を通して、児童生徒及び保護者が様々な機関と関わることで多面的な多面的な支援を行うことができ、本人が抱える課題の早期発見や事件事故の未然防止につながるように取り組んだ。	学校と警察署、少年相談・保護センター青少年相談・センター、児童相談所などの関係諸機関と連携により、児童生徒の健全育成、家庭との連携を円滑に進めることができた。	に学校連携制度の利用を各校に促 継

No. 所属	9つの	基本施策	事業概要	主な取組例	評価・	振り返り	今後の方向性
NO. 別禹	9つの 重点方針	本 中 加 中	(事業目的、内容など)	土な収配例	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開
教育	健	学块体套。	○学校体育の充実を図る。 全小中学校で実施する新体力テストの効果的な実施や、小学校体育大会等の体育的行事、日常における体育授業の充実等を図る。 また大学等と連携した体力・運動能力向上指導員の派遣や著名なアスリートの小中学校派遣などを通して、児童生徒の体力・運動能力の向上を図る。 更に、運動・スポーツへの興味関心の向上及び親しむ態度の育成を目	新体力テストの実施 アスリート派遣の実施	児童生徒一人ひとりの体力・運動能力、運動・スポーツへの興味関心の向上と、親しむ態度の育成を図るため、体力・運動能力指導員の派遣による運動や遊びに関する指導助言、オリンピアン等の著名なアスリートや大学教授等の派遣による講話、実技指導等を実施した。 体力テスト結果が徐々に向上し、平成30年度・令和	遺や著名なアスリートの小中学校派遣などを通して、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ることができた。	体力・運動能力指導員や著名なアスリート派遣を事業を継続して実施していく。
22	かな体	部活動の充実			元年度の結果では全国及び県の平均と比較して上回るようになったが、令和3年度の結果は、コロナ禍の影響による学校臨時休業、体育や部活動を実施できないことや、各種事業を中止したため、全国及び県の平均を下回った。 小学校体育大会は、令和元年度からの英語必修化、学校行事の見直しにより中止とした。		粉美液
教育指導課	健やかな体	学校体育・ 部活動の充 実	○部活動を支援する。 中学校の部活動においては、学校の実情に合わせ、より専門性を生かした指導ができるよう、教職員の指導をサポートする地域指導者を派遣するとともに、部活動指導員の配置を検討するなど、質的な向上を目指す。また、生徒が自主的・自発的に参加できる部活動となるよう、顧問や指導者向けの研修会の実施等、部活動の適正化を促す取組を進める。	部活動地域指導者の派遣	中学校部活動の活性化を図るため、部活動指導員や部活動地域指導者を派遣し人的なサポートを行うとともに、中学校体育連盟に対し大会開催費、派遣選手の交通費等に係る費用に対する助成を行った。 指導員等の派遣により、生徒は専門性の高い技術指導を受けることができるとともに、教職員の負担軽減につながった。 学校教育の一貫として部活動が正しく取り扱われるように指導者(顧問・地域指導者・部活動指導員)向けの研修会を実施した。	とともに教職員の負担軽減にもなっている。 また、市部活動方針の策定及び改定により健全な部 活動の在り方について市で共通理解を図っている。	
学	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i		○学校給食の充実を図る。 地場産物を活用した献立や米飯給食の実施を継続し、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指す。 また、郷土食や伝統料理などの食文化を継承した、小田原ならではの献立づくりを推進する。	地場産物の利用促進 給食費公会計化の導入	た「かまぼこ献立」を全校で実施した。また、令和3年度には姉妹都市の取組として「八王子ラーメン」を実施した。	栄養バランスを考えた献立作成を行うとともに、地場 産物を活用した小田原ならではの学校給食による健や かな体づくりを図った。	引き続き、学校給食の充実を図る 取組を行っていく。
24 安全課	やかな体	食育の推 進、学校給 食の充実	更に、学校給食に係る事務の透明性の向上や学校の事務負担の軽減 等を考慮し、給食費の公会計化の導入を進める。		和食の日を各学校で設け、市内業者からかつお節等を納入し、献立に取り入れた。 小田原市学校給食費等に関する条例の制定、給食費管理システムの導入、学校給食費検討委員会の開催等により令和3年度から給食費の公会計化を実施した。		総裁実施
学校安全課	健やかな体	食育の推 進、学校給 食の充実	○食に関する指導の充実を図る。 各校の食育年間指導計画を基に、栄養教諭や学校栄養職員の専門性を生かした、食に関する授業の充実を図る。 また、食に対する意識を高める効果のある「弁当の日」について、各中学校において引き続き実施する。 更に、料理教室、学校給食展などを開催し、成長期の子どもに望ましい食習慣を身に付ける大切さを啓発する。	弁当の日の実施 子ども料理教室の実施 学校給食展の実施	各学校において年間指導計画に基づく食に関する授業を実施した。また、中学校においては、夏休みの課題での実施も含め各校で「弁当の日」の取組を行った。子ども料理教室については、小学4年生以上を対象に、一人でも簡単に朝食を作ることができる料理教室を実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染防止のため、子ども料理教室は開催せず、電子レンジを使った簡単なレシピを紹介する動画による配信を行った。	に、成長期の子どもに望ましい食習慣を身につけること の大切さを周知して、健やかな体づくりを目指した。	引き続き、食育の充実を図る取組 を行っていく。 総 総 制 が 施
26 (各校)	健やかな体			弁当の日の実施	栄養教諭を中核としたネットワークを活用し、教材や 資料を提供し、食に関する授業の充実を図った。また、 弁当の日の実施により、児童生徒の食への関心を高 め、食材や食に関わる人々への感謝の気持ちを育んで いる。	する授業等の充実を図ることが、食育の推進へとつながった。	引き続き食に関する指導の充実を 図っていく。 総 制 制 加 加
学校安全課	健やかな体	食育の推 進、学校給 食の充実	て、放射性物質検査を実施する。 また、衛生管理の徹底を図るため、給食室の施設・設備の適正な管理を 行うとともに、給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図るため 給食調理員や学校給食関係者を対象とした研修を実施する。	質検査の実施 学校給食調理業務の委託化の	学校栄養職員及び給食調理員、受入れパートを対	止、作業中における怪我の注意喚起を行うことで、安全・安心な給食の提供を図ることができた。 学校給食調理業務については、一層の委託化を図り、効率的な学校給食事業による安全・安心な学校給食の提供を通じて健やかな体づくりを図った。	引き続き、安全・安心な学校給食の提供を図る。

No.	所属	9つの	基本施策	事業概要	→ +> Bi 40 /DI	評価・	振り返り	今後の方向性
NO.	DI A	9つの 重点方針	本 平 加 束	(事業目的、内容など)	主な取組例	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開
28	(各校)	健やかな体		〇健康管理体制の充実を図る。 日常の健康観察、定期健康診断を実施するとともに、早期発見・早期治療が特に必要とされる腎疾患・心疾患・脊柱側わん症については、精密検査と専門医による判定会を開催し、健康管理体制の充実に努める。また、子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた保健指導に努める。	定期健康診断事業 腎疾患・心疾患・脊柱側わん症 の精密検査の実施と判定会の開 催	学校保健安全法に基づいて児童生徒の定期健康診断を実施した。特に心疾患・腎疾患・脊柱側わん症の検診終了後、専門医による判定委員会を実施し、早期発見・早期治療に努めた。 成長期にある児童生徒の肥満ややせの傾向を判定するために成長曲線や肥満度を活用した成長の評価を行い、生活習慣の確立に向けた保健指導を実施した。	児童生徒の疾患が早期に発見され、適切な治療に結び付くとともに、児童生徒が自らの健康への取組意識を高め、心身ともに健康な学校生活を送ることができている。 【定期健康診断の実施率】 R1~R3:ほぼ100%	引き続き、適切に事業を実施する。
29	(各中学校)学校安全課	健 やかな体	学校保 健 の 充実	○保健体育を推進する。 不確かな性情報の氾濫などにより性に対する関心や性衝動の発現が早期化の傾向にあるため、専門医や学校医、養護教諭等による性教育検討委員会において、学校現場、医療現場の実際を踏まえた指導の在り方等について協議する。また、生徒、保護者を対象に医師や助産師などの専門職による講演会を開催し、性に関する正しい知識や感染症に関する知識の普及を図り、他人への思いやりや命の大切さを思う心を育む。 更に、健全な身体づくりのため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止その他の生活習慣病予防に資する教育、がん教育などを推進するとともに、感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルス、インターネット依存など多様化・深刻化する児童生徒の現代的健康問題に対して、家庭への講演会を行うなど意識啓発を図る。	性教育講演会の実施 性に関する指導の手引き	性に関する関心や性衝動の発現が早期化の傾向があるため、専門性を持った医師等が生徒及び保護者に対して講演会を開催し、性についての正しい知識(生命の尊重・男女の思いやり・性感染症・エイズへの正しい知識・LGBTについて)等の普及を図り、他人に対する指導の手引き」を各校に周知して、性に関する教育の充実を図った。 学校保健会及び教育委員会では、関係機関より発出された生活習慣病の改善に対して食生活や運動、喫煙、薬物乱用防止など様々な通知や資料などを学校に送付し、活用を促した。	【性教育講演会実施校数】	性教育講演会の講演内容については、引き続き、それぞれの学校からの希望に沿うものとし、オンライン開催の検討も含め、個々の学校の状況に応じた講演とする。
30	学校安全課	健やかな体	学校保健の	向トに努める	歯科保健事業の推進 よい歯の学校・図画ポスター・ 標語コンクールの開催	小学1年生を対象に正しい歯のみがき方を習得させるため、歯科刷掃指導事業を小田原歯科医師会に委託している。小学1年生に対して正しい歯のみがき方を指導することで、むし歯の件数が減り効果が出ていると考えているが、データはない。 歯科保健の意識啓発を図るために、よい歯の学校、図画ポスター、標語コンクールを開催した。	歯科疾患対策事業の一環として、児童に正しい歯のみがき方を習得させ、もって学校歯科保健の向上・増進に寄与している。 【歯科刷掃事業実施校数】 R1:25校 R2:コロナ禍の影響により、プリントの配付のみ R3:コロナ禍の影響により、未実施	引き続き、適切に事業を実施する。継続意実施
31	教育総務課	生活力	子育て支援 の充実	○就園前の幼児と保護者の交流を推進する。 核家族化の進展や近隣関係の希薄化により子育てについて安心して相 談できる人や場所が減少しているため、未就学児を含む地域の保護者の 相談の場として幼稚園を活用する。 また、園庭開放に合わせて子育てに関する相談を受けるなど、地域の保 護者とのコミュニケーションを図る。 更に、子どもたちのそれぞれの発達の段階に応じた適切な保護者の関わ りを促すなど、質の高い支援を進める。	子育て広場支援事業	市立幼稚園の園庭開放等により地域の子育て支援の充実を図った。	市立幼稚園は、地域のシンボル的な施設であり、市立幼稚園を活用した地域の子育て施策は、地域住民にとっては、安心のある、また利用しやすいものであったと考える。	引き続き、地域の子育て世帯の支援に取り組む。 総続 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
32	教育指導課	生活力	子育で支援 の充実	○地域住民との交流を推進する。 子どもの健やかな育ちにおける地域の役割はますます重要となっている。 園児が地域に出かけていくとともに、保護者や地域の方々にも積極的に幼 稚園活動に参加してもらうことで、地域全体で取り組む教育環境づくりを進 める。 また、ボランティアを積極的に受け入れ、様々な人との交流や体験を通 じて、子どもたちの生活力を育む。	地域、スクールボランティアとの 連携の推進	幼稚園と地域をつなぐスクールボランティアコーディネーターを中心として、各園で保護者や地域の方々との交流を行っている。 令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症対策のため、少人数でのボランティアなど工夫をして取り組んでいる。	の人々が関わることで、子どもを見守り育む意識が醸成	今後も、子どもの育ちを保護者や地域が一体となって支える仕組を継続していく。 総続
33	(各校) 教育指導課	生活		○体験学習の充実を図る。 学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験等を通して、収穫の喜びや食べ物に対する感謝の心を育むとともに、地域の方々の協力等により生産者の知恵と工夫を学び、生産の苦労や喜び、地域の良さや自然の持つ力への気付きを育む取組を推進する。	体験学習の充実 教育ファーム	学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験等の 実施が、収穫の喜びや食べ物に対する感謝の心を育むことにつながっている。また、地域の方々の協力により、生産者の知恵と工夫を学び、生産の苦労や喜び、 地域の良さや自然の持つ力への気付きを育んでいる。	各校の体験学習の充実が、子ども達の心を豊かに し、地域で子ども達の生きる力を育てることにつながっ た。	引き続き、各校の体験学習の充実 を図っていく。 継続 ・ 実施
34	青少年課	カ	W).		指導者養成研修·派遣事業 体験学習事業	学校や世代を超えた、日頃体験できない様々な体験 学習を通じ、子どもに自主性、自立性、協調性、積極 性を育む事業を実施した。	好評を博した事業があり、多くの市内児童が体験学習	今後も実施方法やプログラムの見 直しを行いつつ、事業の充実を図っ ていく。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
35	教育総務課	生活力	子育て支援 の充実	○児童に適切な遊びと生活の場を提供する。 価値観の多様化や社会環境・経済環境の変化に伴う共働きに就労世帯の増加等により、放課後の児童の安全な居場所が必要となっている。また、就労以外にも就学、出産、長期の疾病、親族の介護等の事情により、家庭において放課後の適切な見守りができない場合があるため、こうした児童を対象にした安全・安心な生活や遊びの場として放課後児童クラブを運営する。	放課後児童健全育成事業(放 課後児童クラブ)	年々増加する放課後児童クラブの利用希望に対応するため、学校との調整等によりパソコン室をクラブ室として改装するなど環境整備に努め、待機児童ゼロを継続している。また、令和2年10月から、民間委託による運営を開始し、開所時間の拡大、入退室システムの導入や生活プログラムの向上などを実施した。		総 続 実 施
36	教育指導課	生活力	キャリア教育の充実	○職業観や勤労観を養う教育活動の充実を図る。 未来を創る子どもたちが、現在や将来の生き方を考え行動する態度や能力と、望ましい職業観や勤労観を備えた社会人、職業人として自立できる 資質や能力を育成するために、各校で取り組む職業体験などのキャリア育成を支援する。	小中学校が連携したキャリア教育の推進		がった。	引き続き各校のキャリア教育の充 実を図っていく。 継続 実施

No.	所属	9つの	基本施策	事業概要	主な取組例	評価・	振り返り	今後の方向性	
NO.	川禹	9つの 重点方針	奉平旭束	(事業目的、内容など)	土な収租例	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
37	教育指導課	生 活 力	キャリア教育の充実	○地域人材・企業・大学との連携を図る。 地域産業界や大学等と連携・協力を図り、多くの児童生徒がその知見に触れ、実務を体験する機会を持てるように、各校の取組を支援する。	地域企業・産業・大学との連携 の推進 地域、スクールボランティアとの 連携推進	職業体験の受け入れや職業講話の実施など、地域 企業、産業との連携は継続している。また、学生ボラン ティア派遣を推進しており、多くの児童生徒が様々なヒト・コト・モノとの関わる機会が増大した。	地域・企業・大学等の人材と児童生徒が触れ、その知見に触れる機会をつくることが、児童生徒のキャリア教育につながった。	引き続き地域・企業・大学等との連携を図っていく。	継続実施
38	(各校)	生活力	環境教育の 充実	○環境問題への理解を深める。 「小田原市環境基本計画」を踏まえ、地域の実態や児童生徒の発達の段階に応じて、各教科や領域など、学校の教育活動全体を通して、本市の特性を十分に活用し、環境問題への理解を深める学習を推進する。また、児童生徒が生涯を通して、単に知識を習得するだけでなく、省資源・省エネルギーなど、環境を守るための具体的な行動に取り組むことができるよう、関係諸団体や行政機関等が連携した学習機会を提供する。	地域、諸機関と連携した環境教育、環境保全活動の推進	地域の清掃活動への参加やエコキャップ、プルタブの 回収など環境保全のための活動について情報を提供 し、参加を促した。 各教科や総合的な学習の時間の中で、SDGsや環 境問題を取り上げ、探究的・体験的に学習した。 給食の牛乳パック回収については、新型コロナウイル ス感染症拡大の影響で中止しているが、積極的に行っ てきた。 また、環境保全活動に関する地域、諸機関からの情 報などについての周知に努め、各学校へ発信した。	多くの学校では、清掃活動(クリーンさかわ)や環境美化活動(地域清掃や美化作業)では、数百人単位で参加した。 学校によっては、地域の関係諸機関と連携して、菜の花栽培などの環境保全活動に参加している。	ることができる取組について情報提供するとともに、関係諸機関との連携を	継続実施
39	環境政策課	生活力	環境教育の充実	○環境保全活動の充実を図る。 学校現場での生ごみたい肥化を推進し、花壇や学校農園で活用するとともに、夏の暑さ対策としてのグリーンカーテンづくり等身近な環境改善に努める。 また、菜の花栽培から菜種油を作ることや、それらの廃食用油を軽油の代替燃料にすること、間伐体験やその材の利用などを通して、資源の循環や森・里・川・海の連環について考える機会を提供する。		主に市内小学生を対象に、「夏休み子ども環境教室」や「省エネ研修会」、「親子で自然観察会・じゃがいも栽培体験」など実施した。 また、令和3年度については新型コロナウィルス感染防止の観点から、一部オンラインを活用し実施した。	市内で環境活動を実践している団体のかたを、各講座の講師として依頼することで、子どもたちが身近な環境活動に触れる機会を増やし、環境保全活動に係る次世代の担い手育成にも繋げていく。 【R3環境学習の実績】 夏休み子ども環境教室:2回省エネ研修会:1回親子で自然観察会・じゃがいも栽培体験:1回	引き続き、環境学習講座の回数を 増やして実施していく。	継続実施
40	教育指導課	生活力	情報教育の 充実	○情報活用能力を育成する。 将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力が求められる。 アクティブ・ラーニングの視点にたった様々な教科の学習活動において、 ICT機器を効果的に活用した学習を実践する中で、情報機器や情報技術を主体的に使いこなす力を育成する。 一方、社会の急速な情報化の進展に伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービスが普及し、これらを巡るトラブルなども児童生徒に正しい情報の取り扱いや情報を取り扱うことへの責任など情報モラル教育を推進していくことは必要不可欠であり、学校だけでなく、家庭や地域と連携して推進する。 また、児童生徒だけでなく、教職員の情報活用能力の向上のための情報教育研修を充実させる。	携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室 家庭への啓発活動 情報教育研修会の開催	令和2年度にICTを活用した教育の推進計画を作成し、ICTを学習の道具として使い、個別最適な学びと協働的な学びが実現できるようにした。「小田原市情報モラル教育の手引き」を令和3年度に作成し、各校に周知した。	今後のICTを活用した教育推進のベースを整えること につながった。	家庭でのICTを活用した学習を推進する。 各校情報モラル教育担当者等を対象とした研修会を開催する。	継続実施
41	教育指導課	生活力	情報教育の 充実	○プログラミング教育を推進する。 各校では、各教科等の特質に応じて、自分が意図した処理をコンピュータに行わせるよう指示する体験や、そのためにどのような命令の組合せが必要であるかなどを考えることを通して、児童生徒の「プログラミング的思考力」を育成する。	プログラミング教育の教材を導入	小学校でのプログラミング教育がスタートした令和2年度には市主催の研修会を2回開催した。 令和3年度から本格運用している学習ネットワークにおいて、プログラミング教材「アーテックロボ」を各校に導入した。	各校でプログラミング教育を行うことができる環境を整えた。 【実績】 アーテックロボ/各校に8台導入 研修会参加者/30名	続する。	継続実施
42	教育指導課	生活力	防災教育の 充実	○発達の段階に応じた防災教育の充実を図る。 児童生徒へ市独自の防災教育用パンフレットを配布するほか、各校・園の防災計画や避難訓練がより実効的なものとなるよう、学校防災アドバイザーを派遣する。 また、各校では地震、火災、津波、風水害など、災害時の判断力や行動力を児童生徒の発達の段階に応じて育むため、防災教育の充実を図る。 更に、地域の実情に応じた災害発生時の行動や心構えなど、地域と協調した実践的な指導を行う。	防災教育パンフレットの活用	自分で自分の命を守るための思考力・判断力や行動力と、災害時における地域の支援者として行動しようとする意欲や実行力を育てるため、小中学生向けの防災教育用パンフレットを作成した。また、希望する園や学校に対して学校防災アドバイザーを派遣し、児童生徒への防災に関する講話や学校防災計画に対する助言をした。防災や安全に対する児童・生徒の意識を高めたり実践力を養うほか、学校の防災計画の見直しにつながった。中学校に対し、自治会ごとに開催する防災訓練への参加を促した。園児・児童・生徒を引き取る訓練を、各中学校区内で同一日に実施するようにした。	ザー派遣実施が、児童生徒の災害発生時における判断力や行動力の育成につながった。	各学校の地域性や立地条件にあった学校防災計画の見直しが図られており、今後も継続して実施していく。	継続実施
43	(各校)	生活力	防災教育の充実		防災教育、避難訓練の内容の 改善・充実	学校からの要請により、防災部職員を派遣して防災 教室を実施した。また、広域避難所となっている小中 学校において、地域と連携し、広域避難所運営委員会 を開催した。	防災教室では、ハザードマップを活用し、地域内の災害リスクの把握や、地域の実情に応じた災害発生時の行動や心構えなどの啓発に取り組むことができた。 【防災教室の実施状況】 R1:5回(373名) R2:7回(1,512名) R3:12回(744名)	引き続き、防災教育の啓発に取り 組んでいく。	継続実施

No. 所属	9つの	基本施策	事業概要	主な取組例	評価・	振り返り	今後の方向性
Nu. PTA	9つの 重点方針	本 平 他 束	(事業目的、内容など)	土は収配例	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開
教育 44 指導課	生活力	安全教育の 充実	○安全・防犯教育の充実を図る。 学校生活や登下校時、学校行事等において、安全に行動するための適切な態度や行動がとれる児童生徒を育成する取組を充実する。 また、安全教育研修会の開催等により教職員の意識の向上を図り、児童生徒の安全確保に努めるとともに交通安全教室の開催等により学校関係者や保護者、児童生徒に対して交通安全に対する意識の向上を図る。	安全教育研修会の開催 (県主催事業のみ)	令和2年度より各学校の安全計画により、学校安全教育についての点検を行った。 また、安全計画及び避難訓練についての指導・助言をし、安全教育の充実を図った。	安全に関する計画を作成し見直しすることが、安全に関する児童生徒、教職員の意識の向上につながった。	引き続き安全教育の充実を図って いく。
地域安全課	生活力	安全教育の充実	有や床該有、児里生使に対して文通女主に対 9 る息融の同工を図る。	交通安全教室の開催 交通安全ポスターコンクールの 実施	交通安全教育指導員により、幼稚園や保育所、小学校を対象とした交通教室を開催した。 交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図る ことを目的に、小中学生を対象とした交通安全ポス ターコンクールを行った。	交通教室及びポスターコンクールの実施により、学校 関係者や保護者、児童生徒の交通安全に対する意識 の向上を図ることができた。 【幼稚園・保育所・小学校・中学校における交通教室】 H30:155回、R1:145回、R2:58回、R3:137回 【ポスターコンクール応募総数】 H30:334人、R1:344人、R2:174人、R3:264人	交通教室、ポスターコンクールとも に事業を継続する。
教育指導課	家庭教育	家庭教育への支援	○家庭の教育力向上に向けた支援に努める。 学校・家庭・地域それぞれの責任と役割において、互いに連携・協力して 社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むために、家庭や地域の教育 力の向上に努める。 特に、子ども一人ひとりが基本的な生活習慣を身に付けていくことや、子 どもの自己肯定感や豊かな情操、知的好奇心を育むことなどを家庭の役 割と捉え、市長部局と連携して保護者や教職員を対象とした研修会を開 催し、啓発に努める。	家庭の教育力向上に向けた取組	各校において、保護者にも学校の教育理念を理解してもらい、互いに連携していくために、学校のグランドデザインの配付や、学校のホームページや学校便りでの発信などの取組を行った。また、小学校を中心に「おだわらっ子の約束」を機会があるごとに家庭に配付し、一人ひとりの基本的な生活習慣を身に付けられるよう理解の促進を図った。	発信されている。	今後も継続し、更に学校からの情報 発信に努め連携・協力していく。
生涯 学習課	家庭教育	家庭教育への支援	性し、召光に劣める。	PTA研修事業 家庭教育学級事業	PTAの研修事業において、学校に通う全ての子どもたちの健全育成を目的として、保護者と教師とが協力し、子育てへの理解を深め、活動していくことの意義、充実の仕方について周知を図った。 家庭教育学級の講座を通して、各学校・園の実態に即して、家庭教育の知識や技能を高める取組に努めた。	PTAを通した組織的な家庭支援の在り方について、PTA研究集会、成人教育等担当者研修会を通じて啓発することで、意識の高まりにつながった。 「家庭教育講演会」において、子どもを見守る視座の大切さを周知することで、家庭とともに地域における関わりの重要性を認識し、子育て環境の広がりをもたらすことができた。	PTA研修事業、家庭教育学級事業の更なる深化とともに、家庭教育支援の充実を図る。
(各校) (各校)	家庭教育	家庭学習の推進	○家庭学習を支援し、子どもの学習習慣を育む取組を推進する。 全国学力・学習状況調査からも、家庭において児童生徒が自ら計画を立てて学習に取り組むことが課題となっている。 そこで、児童生徒の学習習慣の定着を図るため、家庭習慣の充実を図る取組について保護者とともに考え実践していくことに努める。	家庭学習の手引きの作成 「おだわらっ子ドリル」の作成	各学校では、学校での学習の様子をお便り等で発信していくとともに、「懇談会」や「家庭学習の手引き」等を通して、児童生徒の学習習慣の定着を図るため、家庭習慣の充実を図る取組について保護者に伝えている。平成30年度・令和元年度、研究所のプロジェクト研究で、「おだわらっ子ドリル」を作成し、全校で活用できるようにした。	「おだわらっ子ドリル」をホームページにも掲載し、学校だけでなく家庭でも活用できるよう環境を整備した。	学習指導の充実及びICT教育の推進の中で、家庭との連携を進めていく必要があるため、家庭学習の手引きやドリル等の在り方を見直し、改善を図っていく。
教育総務 課	就学前教育	幼児教育の 充実	○教育内容と教育環境の充実を図る。 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、生活習慣の基礎や規範意識が培われるよう支援するとともに、幼児一人ひとりの成長や発達に応じた教育内容の充実を図る。	教職員研修 預かり保育の拡充 市立幼稚園での3歳児保育の 検討	幼稚園職員の研修の充実を図り、職員の質の向上に 努めたほか、酒匂幼稚園、下中幼稚園で延長保育を 実践した。 市立幼稚園における3歳児保育の導入については、 私立幼稚園との連携及び役割分担に鑑み、現状のま までは実施しないこととした。	幼稚園職員の様々な研修や自己研鑚により、子ども 主体の教育活動が実践され、変化の激しい社会の中 で生きていく園児の、学習に向かう力の基礎を高めた。	引き続き、質の高い教育の実践に取り組む。
子ども青少年支援課	就学前教育	幼児教育の 充実	○早期発達支援の充実を図る。 幼少期から個性や多様性を認め、伸ばす教育を推進するため、関係諸 機関と連携を図り、各園に臨床心理士等の専門家を派遣し、幼稚園教諭 に助言・指導を行う。 また、市立幼稚園においては、支援を必要とする園児に対して介助教諭 等を配置するなど、園児が安全・安心に生活できる教育環境を整える。	早期発達支援事業	それぞれの特性に配慮した適切な教育を行うため、 臨床心理士等の専門職が幼稚園教諭に助言をし、より 良い支援方法や環境設定等について検討し園内で共 有した。 また、各家庭や関係機関との情報共有を積極的に行 い連携の強化を図った。		引き続き、就学前の支援を充実させ、より良い園生活が送れるよう取り組んでいく。
(各園) (各園) (新)	就学前教育	幼児教育の 充実	○市立幼稚園と私立幼稚園、保育所との連携を推進する。 公立幼稚園が取り組んできた、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究の成果を生かし、質の高い幼児教育の実現に向け私立幼稚園や保育所と連携を図る。	市幼稚園教育研究会の開催 幼児教育・保育の質の向上に 向けた意見交換会	令和元年度「幼児教育・保育の質の向上に向けた意見交換会」に着手し、公立、民間、幼稚園、保育所の垣根を越え、教育、保育に携わる職員の合同研修の土台づくりに努めた。	民間園との連携と役割分担が益々求められる中、 「子ども」を中心に据えた議論について、公民一体と なって取り組むスタートが切れた。	民間園との連携と役割分担を、これまで以上に強めていく。
教教育 52 指総務 課課	就学前教育	幼児教育の 充実	○小学校への円滑な接続を推進する。 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確化し、小学校教師とその共 有、連携を図り、小学校教育へスムーズに適応できるよう、幼稚園・保育 所と小学校との交流の機会を設け、幼保・小の一層の連携を図る。	幼保小連携推進事業	小学校以降の学びを見通した幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、中学校区を単位とした幼保小の交流・連携を図った。 子どもの発達と学びの連続性を確保する幼保小の接続の具現化に努めた。	各中学校区を単位として、教員の立場ごとの意見交換や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりとした就学前連絡会等、円滑な接続を図るための連携に取り組むことができた。	今後も、幼保小中の教育活動がつながるように、連携を充実させていく。

		920	++ 1 +- 65	事業概要	2-4-TE-60 [7]	評価・	振り返り	今後の方向性
No.	所属	9つの 重点方針	基本施策	(事業目的、内容など)	主な取組例	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開 方向
53	教育総務課	就学前教育	幼保一体化 の検討	○認定こども園の早期設置について検討する。 幼児教育施設の配置は、社会状況の変化に伴う子育て世帯の保育 ニーズや地域バランス等を考慮することが必要である。このため、認定こど も園の早期設置について検討する。	認定こども園の早期設置の検討			橘地域認定こども園の整備を円滑 に進めていく。 総続 実施
54	保育課	就学前教育	幼保一体化 の検討		橘地域の認定こども園の早期設置の検討	橘地域の認定こども園整備について、令和2年度末に市方針案を示し、令和3年度から橘地域の幼稚園保護者、子育て世帯にヒアリングやアンケートを実施するなど地域調整を行った。結果として、自治会や住民説明会において一定の理解を得ることができたことから、令和4年度から基本計画の策定に取り組み、事業を推進していく。	橘地域の認定こども園整備により幼保一体化を推進し、質の高い教育・保育を提供できる環境を整備する。	引き続き、橘地域の認定こども園整 備を推進していく。 総続 実施
55	教育総務課	就学前教育	幼保一体化 の検討	の開催、合同(交流)保育等の取組を通して幼稚園と保育所の連携を推 進する。	公立幼稚園職員、保育所職員 間の合同研修	よる課題解決の土台づくりに努めた。	認定こども園ほか、各園での教育、保育の質の向上を図るため、幼稚園、保育園それぞれが持つ知見の共有に取り組んだ。	める。
56	教育指導課	学校教育	教職員の資質の向上	○教職員研修の充実を図る。 ○JTの取組として、各校に指導主事を派遣し校内研修を充実させるほか、研修相談員によるパワーアップ研修を充実させるなどして、教職員が職場を離れることなく、一人ひとりの資質を高める研修体制づくりを推進する。 また、教育研究所による教育情報の提供や、教材の収集、教職員からの相談に対する助言等により、学校、教職員を支援する。 更に、教師としての専門性と人間性を高める場として、「おだわら未来学舎」を開催し、教職員が自主的に学ぶ機会を提供する。	職員研修支援事業の充実 教職員研修の工夫・改善 「おだわら未来学舎」の開催	各校の校内研究や初任者の研究授業等に指導主事を派遣するほか、研修相談員によるパワーアップ研修を実施するなど、教職員の授業力向上に向けた取組を実施した。また、各校で研修するための研修資料の提供、教職員からの相談に対する助言等行うなど支援した。年間4~5回「おだわら未来学舎」を実施し、教職員が自主的に学ぶ機会を提供した。様々な分野の講師を招き、教職員の専門性や人間性を高める機会となった。	校内研修を実施し、所属する教職員同士の協議や指導主事による指導助言等により、授業力をはじめとする教職員の資質の向上につなげることができている。	各校の要望に合わせて指導主事を 派遣し、校内研修の更なる充実を目 指す。 継続実施
57	教育指導課	学校教育	教職員の資質の向上	○教職員の健康対策を推進する。 学校保健安全法に基づく教職員の定期健康診断を行うとともに、健康診断に代わる人間ドックへの助成及びメンタルへルス受診への助成を行う。 また、教職員の多忙化解消に向け、夏季休業期間の閉庁日の導入など働き方改革に向けた取組を検討する。 更に、教職員の超過勤務調査を実施し、健康に不安のある場合には医師による面接指導を実施するなど、教職員が心身ともに健康に勤務できる体制を整備する。	定期健康診断、産業医の派 遣、教職員衛生委員会の開催、 在校等時間管理システムの運用	毎年、授業がない夏季休業期間に県費及び市費の 教職員を対象に健康診断を実施している。また、メンタ ルヘルスチェックは令和2年度から全職員が受診する こととなった。 教職員の多忙化解消に向け、学校閉庁日の導入、シ ステム電話の導入、スクール・サポート・スタッフの配置 (令和3年度より県費負担)、在校等時間管理システム の導入等、働き方改革に向けて取り組んだ。	教職員の心身の健康を保持するとともに、教職員の 負担を軽減することにつながり、児童生徒と向き合う時 間の確保につながっている。	教職員が心身ともに健康で勤務できるよう、教職員の超過勤務時間等を注視し、働き方改革に向けた取組を更に推進していく。
58	教育指導課	学校教育	教職員の資質の向上	○教職員の不祥事防止に努める。 各校で日ごろからヒヤリ・ハットの事例を意識し「報告・連絡・相談」を確実に実践するとともに、毎月の不祥事防止チェックリストによる自己点検と啓発を行う。	不祥事防止会議の開催、不祥事防止マニュアルの作成	校長に対して定期的に教職員の不祥事防止に向けた指導を行った。 また、市教委作成の不祥事防止日常点検チェックリストによる確認を全教員が実施することや、学校が不祥事防止会議等で活用できるよう県作成の資料を送付すること等、不祥事防止に向けて啓発を行った。	定期的に不祥事防止に向けた取組を行うことで、教職員の意識の向上につなかっている。	教職員の不祥事の根絶に向けて、 今後も不祥事防止に向けた啓発を 行っていく。 機続 実施
59	(各校) 新育指導課	学校教育	子どもと向き合う時間の確保		保存文書の共有化	教育ネットワークシステムにより、文書の共有を行うとともに、成績や保健情報を管理することにより、教職員の負担軽減につなげた。	教職員の負担軽減ができることで、児童生徒と向き合う時間の確保につながった。	教育ネットワークシステムの運用。 令和5年度に更新予定。 機続 実施
60	(各校) 都育指導課	学校教育	子どもと向き合う時間の確保	○会議や研修会等の効果的な運営に努める。 教育委員会で主催する会議や研修会、所調査の実施は、その内容を精査し、教職員の負担軽減を踏まえて計画する。 また、その趣旨を各種調査や研修等を主催する他団体に対しても働きかける。	研修会や所調査の精選 会議の効果的な運営	会議や研修会の開催方法については、研修内容により集合開催、紙上開催、ICT機器を活用したリモート開催など使い分けて実施した。 諸調査を学校に依頼する際は、調査内容を精選し、 教職員の負担軽減を踏まえて実施した。	集合開催が紙上開催やリモート開催等になったことにより、教職員の会場までの移動時間がなくなり、子どもと向き合う時間の確保につながった。	会議や研修会の内容、各種調査を 更に精査し、教職員の負担軽減につ なげていく。 機続 実施
61	教育指導課	学校教育	教育課題を明らかにする調査・研究の推進	〇今日的な教育課題を研究する。 学校教育における教科指導や児童生徒の生活に関する諸課題の調査・研究を継続的に行い、研究成果を教職員の指導力向上や資質向上につなげ、学校教育の充実に努める。	教育研究所機能の充実 教育研究所所報の発行	教育研究所所報を年2回発行した。また、ICTに係る内容については、所報臨時版を令和3年度までに50回発行した。 【共同研究】 H30~31:「ICTを活用した授業作りに関する究」、「小学校外国語の授業と評価に関する研究」 R2~3:「児童生徒が主体的に取り組む特別活動に関する研究」 R3~4:「ICTを活用した個別最適な学びに関する研究」、「ICTを活用した協働的な学びに関する研究」、「ICTを活用した協働的な学びに関する研究」、「ICTを活用した協働的な学びに関する研究」 【プロジェクト研究】 H30~31:「おだわらっ子ドリルの作成」		令和5年にはICTを活用した教育についての公開研究会を予定。
62	教育指導課	学校教育	教育課程の 改善·充実	○学校運営の改善に努める。 保護者や地域の方による学校評価や自己評価を定期的に実施し、学校 運営の組織的・継続的な改善を図るとともに評価結果を公表することで、 学校・家庭・地域の連携協力により学校づくりを進める。	学校評価の実施	教職員による自己評価や保護者などの学校関係者による評価などを定期的に行い、改善策などを明確にすることで、運営の改善に努めた。	自己だけでなく、関係者も定期的に振り返りを行い、 改善策を明確にすることで、学校運営の改善に寄与し ている。	引き続き自己評価や関係者評価に 取り組む。 機 続 実 施

No.	所属	9つの	基本施策	事業概要	主な取組例	評価・	振り返り	今後の方向性
NU.	DI JE	9つの 重点方針	基 华	(事業目的、内容など)	土な収租例	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開
63	教育指導課	学 校 教育	教育課程の 改善·充実	○社会に開かれた教育課程を実現する。 教科横断的な視点や家庭や地域等との連携を重視し、各校の実態に応じたカリキュラム・マネジメントを実施することにより、社会に開かれた教育課程を実現する。	カリキュラム・マネジメント推進の 研究	校内研究などで学校訪問をし、社会に開かれた教育 課程の実現に向けたカリキュラム・マネジメントについて 指導助言を行った。	校内研究や教育課程研究会などを通して周知したことで、教科横断的な視点からの取組や家庭や地域等との連携を重視した取組が実行できた。	今後も継続して指導助言していくことで、更に地域への周知を広げていく。 継続 実施
64	教育指導課	学校教育	共に学び共に育つため推進	○個別の教育的ニーズに応じた人的配置に努める。 特別支援学級、通常の学級及び校内支援室等において、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、教員の補助として適切な支援を行う個別支援員や指導員、スタディ・サポート・スタッフを配置するとともに、医療的ケアの必要な児童生徒のために、看護師資格のある支援員を配置する。 また、家から外に出ることが難しい児童生徒の家庭を対象に、家庭訪問による本人や保護者への支援を行う不登校生徒訪問相談員を中学校に配置する。 更に、日本語指導を必要とする、外国につながりのある児童生徒に対して、学習面や生活面における支援を行う協力者を学校に派遣する。	個別支援員の配置 不登校生徒訪問相談員の派遣 日本語指導等協力者の派遣	療的ケアの必要な児童生徒には、看護師資格のある 支援員を配置している。 また、不登校児童生徒を対象に、学校と連携しなが 家庭訪問を実施し、本人や保護者への支援を行う不 登校生徒訪問相談員を派遣している。 更に、外国につながりのある児童生徒が、学校内でより良い人間関係を構築し、学習ができるように支援する	個別支援員等の配置により、支援を必要とする児童 生徒を見守る人数が増えたことで、一人ひとりに合わせ た支援の充実を図ることができた。 また、不登校児童生徒の家庭へ訪問することにより、 児童生徒が学校生活へ復帰することができたり、児童 生徒やその保護者が、学校以外の機関へのつながりを 持つことができた。 更に、外国につながりのある児童生徒が、日本語の 文化や授業で理解できなかったことなどを学習すること で、良好な人間関係を築けたり、学習面での不安を和 らげたりすることができた。	が必要である。 不登校訪問相談員は、配置がない 中学校区でも対応できるよう運営して いく。 日本語指導を要する児童生徒は増 加の傾向にあり、派遣回数等を増や 施
65	教育指導課	学校教育	共に学び共に育つための教育の推進	○個に応じた学びの場の設定による指導の充実を図る。 共に学び、共に育つことを前提とし、その時々の教育的ニーズに応じた適切な学びの場を設定するとともに、個別教育計画に基づき長期的な見通しの下、個々の成長が実感できるよう指導の充実に努める。 また、特別支援学級、通級指導教室、教育相談指導学級、校内支援室それぞれの指導者の専門性を高める。	ニーズに応じた通級指導教室 等の設置	コミュニケーションやことばの課題に対する適切な指導や支援を行うために通級指導教室を設置している。また、通級指導教室の指導者の専門性や知識を高めるため、定期的にケース検討会等を開催している。	ケース検討会や研修会を開催することで、指導者の 専門性を高めることができた。	今後も指導者の専門性等を高める ために定期的ケース検討会などを開催していく。 総続 実施
66	(各校) 教育指導課	学校教育	に育つため	○就学相談の充実に努める。 就学前の幼児や、小中学校に在籍する児童生徒の学校生活上の支援 や環境について、教育的ニーズに応じて保護者と相談を進める。 また、成人まで切れ目のない支援を意識し、一人ひとりの個性や能力が 十分発揮できるよう、学校職員のほか医師や児童相談所職員等により構成された就学支援委員会で協議するなど関係部局や関係諸機関との連携等を図る。	適切な就学相談 支援の実施	教育的ニーズのある児童生徒に対し、学校生活において適切な支援や環境について検討するために就学支援委員会を含めた就学相談を実施している。	支援を必要とする児童生徒一人ひとりに合った支援 の方向性を示すとともに、保護者が安心して児童生徒 に合った学びの場を選択できるよう努めた。	今後も、就学相談の充実を図り、児童生徒の教育的ニーズに応じた学びの場を提供していく。 総続実施
67	教育指導課	学校教育	共に学び共に育つための教育の推進	○交流及び共同学習を推進する。 在籍する学級に関わらず、全ての児童生徒ができるだけ同じ場で学ぶ環境を目指す。机・ロッカー等の設置、名簿や座席の並び順等、行事における支援体制の構築と授業のユニバーサル化等に努める。	特別支援教育推進会議 インクルーシブ教育推進のため の学校訪問	小田原市の支援教育のあり方、交流及び共同学習等について話し合うために、特別支援教育推進会議を年2回開催している。 また、教育相談員等が学校を訪問し、ユニバーサルデザインの在り方や交流学習など、各校の具体的な取組について、情報の共有を図った。	特別支援教育推進会議では、関係機関や地域の方から交流学習等について、具体的な意見をいただくことができた。 教育相談員による学校訪問で見えた各校の取組について、全校に広げることができた。	今後も各校の取組を他校へ広げる などして、交流及び共同学習の推進 を図っていく。 総続 実施
68	教育指導課	学 校 教 育	共に学び共 に育つため の教育の推 進	○相談機能の整理・統合を推進する。 学校や家庭、社会生活において、様々な課題や悩みを持つ子どもや保護者、幼稚園や学校の相談を、より総合的・効率的に行えるように、関連諸機関との連携を一層図るとともに、特別支援教育相談室、教育相談指導学級、いじめや不登校に対する教育相談窓口等を整理統合した教育相談センターの設立を検討する。	教育相談センターの設立の検討	特別支援教育相談員及び心理相談員・教育相談員を配置し、特別支援教育や不登校などの様々な課題をもつ児童生徒や保護者及び教員を対象に相談を受けることができるおだわら子ども若者教育支援センター「は一もにい」を令和2年度に開設し、教育相談の充実を図った。	おだわら子ども若者教育支援センターの開設により、 教育に関わる各種相談機能を一元化することができ、 利用者の利便性の向上につながっている。	今後も、専門知識のある相談員の 増員を検討して、教育相談事業の充 実を図っていく。 総 競 実施
69	教育指導課	学校 教育	共に学び共に育つための教育の推進	○関係諸機関と連携した相談体制の充実に努める。 小中学校に、医師、理学療法士、作業療法士、巡回相談員や個別指導員等による支援教育相談支援チームを派遣し、心理・発達面を含めた専門的な助言を行い、相談体制の充実を図る。	支援教育相談支援チームの派遣		国際医療福祉大学の作業療法士と理学療法士、市立病院の言語聴覚士などとは、連携シートを作成し、情報の共有を図るようにしたことで、より丁寧で継続的な支援につながった。	今後も、専門的な助言を継続できるように、関係機関と連携していく。 総続 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
70	(各中学校)	学校教育	共に学び共に育つための教育の推進	○登校支援を推進する。 教育相談員等が学校を訪問し、各校の不登校の現状や取組、校内支援室の活用状況等について聞き取り、不登校または不登校傾向のある児童生徒本人や家庭への働きかけについて、指導助言を行う。	校内支援室の設置 校内支援室指導員の配置	不登校またはその傾向にある児童生徒一人ひとりと その保護者に対して教育相談の実施や教育相談指導 学級の運営、不登校訪問相談員の配置を行い、個別 の課題に応じたサポートと、適切な学びの場での支援を 行っている。必要に応じて学校と連携をとり、校内支援 室の充実を図るとともに、専門的な機関との緊密な連 携により、組織的に教育相談を進めている。		不登校の傾向として、その要因の多様化・複雑化と低年齢化があり、早期に支援を行うため、専門的人材の確保や関係機関との連携、支援体制の充実を図っていく。 ************************************
71	教育指導課	学 校 教育	共に学び共に育つための教育の推進		インクルーシブ教育推進		インクルーシブ教育担当教育相談員が校内の実態に合わせた視点で助言することで、それぞれの学校に合わせた校内体制の充実を図ることができた。	今後も管理職や担当教職員と校内 体制について話す場を提供していく。 継続 実施
72	教育指導課	学校教育	に育つため	○支援教育に関する教職員の専門性と指導技術の向上を図る。 教員が児童生徒の個別の教育的ニーズに対して理解を深め、適切な指導や支援が行えるよう、支援教育に関する専門性や指導力の向上を図るための研究・研修の充実に取り組む。また。全ての児童生徒にとってわかりやすい授業づくりを目指す。	支援教育研修会	支援教育研修会を開催し、様々な課題や悩みを持つ児童生徒についての理解を深めるとともに、具体的な支援の方法等について習得できるようにした。	支援者としての知識や技能、役割を理解し、より丁寧な支援や指導技術の向上につながった。	今後も支援教育に関する専門性や 指導力の向上を図っていく。 総 続 実 施

No. 所属	9つの	#+# <i>*</i>	事業概要	<u>→</u> + , 	評価・	振り返り	今後の方向性
No. 所属	9つの 重点方針	基本施策	(事業目的、内容など)	主な取組例	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開
教育 73 指導課	学校教育	家庭への支援	○子育て家庭の負担の軽減を図る。 保護者の就労・経済的状況や生活環境に左右されず、子どもが教育の機会を等しく受けることができるよう、関係部局との連携を図りながら、子育て家庭への経済的支援に引き続き取り組む。	就学支援事業 高等学校等奨学金事業	保護者等の経済的負担の軽減と教育の機会均等を 図るための就学援助制度のほか、特別支援教育就学 奨励費、児童生徒付添交通費補助金及び遠距離通 学費補助金等を実施した。 経済的理由により高等学校等への修学が困難な方 を支援するため、奨学金を支給した。	子どもの就学における保護者等の経済的負担が軽減でき、教育機会の均等を図ることができた。	就学援助制度及び特別支援教育 就学奨励費:国の示す支給科目の 単価増減に連動して、市も実施す る。 また、申請の電子化を推進し、保護 者の利便性の向上と業務の効率化を 図っていく。
教育 74 指導課	学校教育	家庭への支援	〇様々な悩みを持つ子どもや家庭への支援に取り組む。 学校だけでは対応が難しい児童生徒及び家庭への支援のため、県が配置するスクールソーシャルワーカーの活用やケース会議等の開催など、関係諸機関との連携を推進する。	県のスクールソーシャルワー カーの活用	家庭環境等が原因となって不安に思ったり、学校に登校できなくなったり、た児童生徒に対し、ケース会議等の開催や関係機関との連携を図ることが必要な場合に、県のスケールソーシャルワーカーを派遣している。	スクールソーシャルワーカーを派遣することにより、学校だけでは対応が難しかった家庭に対して働きかけ、関係機関等とも連携して支援を行うことができた。	今後も、児童生徒及び家庭への支援のため、スクールソーシャルワーカーの活用を推進していく。
教育総務課	学校教育	教育委員会機能の充実	○教育行政事務の管理執行状況について点検・評価する。 教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の 方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくため、教育に 関する学識経験を有する者の知見を活用して、教育委員会の事務事業の 点検・評価を行う。 また、その結果を市議会に報告するとともに、ホームページ等で公開す る。		教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、専門的な知識を有する方や家庭・地域・学校といった本市の教育行政に関わりが深く様々な視点から御意見をいただける方を選考し、実施した。事業仕分けの手法を取り入れ、大学教授、コーディネーター、市PTA連絡協議会長の3者に依頼している。また、教育委員と、本市教育行政の進捗について、考え方を共有する場面の1つとなっている。	教育委員及び外部有識者による様々な視点からの 意見を受けることで、教育委員会事務局の事業推進に 当たり、新たな気づきや後押しにつなげている。 事業所管課の自己評価と点検・評価者の評価の違 いを浮き彫りにし、事業の今後の方向性について検討 する機会を得ている。	引き続き、実施する。
(教総·学安·教指	学校教育	教育委員会 機能の充実	○ <u>危機管理体制を強化する。</u> 学校現場において、事件・事故等が発生した場合、事件・事故等対応マニュアルに基づき、教育委員会が学校と連携して問題に対応する。	事件・事故等対応マニュアル	事件・事故等が起きた場合には、マニュアルに基づき、適切に対応を行った。	学校現場において、事件・事故が発生した場合には 教育委員会が学校と協力して問題に対応し、危機管 理体制を強化し、教育委員会機能の充実を図ってい る。	今後も引き続き、適切に対応していく。
*************************************	学校教育	教育委員会機能の充実	○教育委員の教育現場訪問を行う。 教育委員が本市の学校の状況や教育の現状について理解を深め、その知見を教育行政の向上に活用できるよう、教育現場訪問を実施する。	教育委員の教育現場訪問	教育活動の現場視察を通じて、それぞれの学校の現状・課題および成果を把握し、学校との連携の強化を図り、教育内容の充実・向上に向けて支援を行うために、例年7月頃に教育委員の教育現場訪問を実施している。		引き続き、実施する。 # # # # # #
教 育 78 総務	学校教育	教育委員会 機能の充実	○教育現場の課題の把握に努める。 教育現場の課題を把握するため、教育委員と教職員との意見交換の場を設ける。		例年実施している教育現場訪問において、教育委員 と教職員との意見交換を実施し、教育現場の課題や意 見等の聞き取りを行った。	教育現場の声を聞くことで、学校や地域の実情を把握し、今後の教育行政の体制の整備及び充実に資するための必要な情報を得ることができた。	引き続き、実施する。 ## # # # # #
教育総務課	学校教育	情報提供の充実	○教育委員会の広報活動の充実を図る。 教育委員会の活動状況や教育長の教育行政に関する考え方などを市 民や保護者、学校関係者に伝えるため、本市ホームページ等を活用し、 広報活動の充実を図る。	まごころ通信の発行	教育委員会の活動内容を市民、保護者、教職員へ広く周知するため、まごころ通信を作成・発行した。また、令和3年度はコロナ禍での学校活動について、教育長の動画メッセージを臨時号として発行し、教育長の思いを発信した。	学校教育の情報提供の充実という点では、臨時号を発行するなど、効果的に広報できるタイミングを逸することなく、取り組むことができた。 【臨時号の発行状況】 R1:1回(臨時休業) R2:1回(修学旅行の中止) R3:2回(コロナ禍での学校活動)	引き続き、教育行政の発信に取り
80	学校教育	市長部局との連携強化	○総合教育会議を開催する。総合教育会議を開催することにより、教育委員会だけでなく、市長部局も含めた広い視野から、総合的に教育政策について協議・調整を進める。	総合教育会議の開催	市長と教育委員会が、地域の教育の課題やあるべき 姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推 進を図ることを目的に、年2回から3回市長と教育委員 会が協議・調整の場として開催した。 内容については、教育大綱の振り返りのほか、教育の 条件整備など重点的に講ずべき施策のほか、令和3年 度には教育大綱の改定作業に取り組んだ。		引き続き、開催実施する。

н –		9ວທ	# 1 1 1 1 1 1	事業概要	≥ 4. Te. (FI /PI	評価・	振り返り	今後の方向性
INO. P	所属	9つの 重点方針	基本施策	(事業目的、内容など)	主な取組例	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開
81	指	ティ・スクー	地域とともに ある学校づ くりの推進	○地域とともにある学校づくりを推進する。 令和元年度末までに市内全ての小学校で学校運営協議会を設置し、中学校への導入を検討する。 また、学校教育のより一層の活性化を図るため、「小田原市学校支援地域本部」を設置し、地域総ぐるみで子どもの育ちを支える体制づくりを進める。 更に、学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の方に広く知らせ、理解と協力を得るために、授業参観週間(学校へ行こう週間)を設定して学校での活動を公開することや緊急情報発信システムを活用した	学校評議員制度の運用 情報公開の推進	め、学校評議員制度を活用してきた。この制度から、保 護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運	保護者や地域の方の多様な意見や協力を幅広く求め、学校の運営状況を周知することができた。コロナ禍においては、授業参観が難しい時期に、ホームページ等で積極的に学校の様子を発信する等、工夫をして取り組んだ。	学校運営協議会の市内小中学校全校設置に向けて取り組んでいく。ホームページの活用等情報発信については今後も継続して取り組む。 機続実施
82		コミュニ ティ・スクー ル		情報発信や各校のホームページの定期的な更新等により、学校から積極的な情報発信を行う。	学校運営協議会の設置	令和3年度までに市内全25小学校と1中学校に学校 運営協議会を設置した。学校や子どもが抱える課題を 地域ぐるみで解決できるよう、協議会の場で議論をする とともに、委員として参加している方に地域の中で課題 解決に向け取り組んでいただいており、学校・家庭・地 域社会が一体となってより良い教育に向け取り組んで いる。	校・地域行事の開催に取り組んでいる。	令和6年度中に、市内全中学校へ 学校運営協議会を設置する。 総 競 競
83	指	ティ・スクー	地域とともにある学校づ	○地域の教育力の活用を図る。 子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える体制として、学校の応援団となる「小田原市学校支援地域本部」を設置し、中学校区で学校を支援する教育活動を推進する。具体的には、中学校区ごとに計画的・継続的に部会を開催し、園・学校、コーディネーター、地域のスクールボランティアが連携し、学校支援活動の充実や学生を含めたボランティアの拡充を図る。	学校支援地域本部の設置	子どもたちの健やかな成長を願い、市民が一体となって地域に根ざした教育活動を実践するため、小田原市学校支援地域本部を設置し、中学校区ごとに計画的・継続的に部会を開催した。 また、全ての市立幼稚園、小中学校にスクールボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動を推進しながら、学校を支援する体制を整備している。	ボランティア活動の充実により、地域総ぐるみで子ども の育ちを支える体制づくりにつながっている。	子どもたちと直接かかわるボランティアは難しいものもあるが、コロナ禍だからこそ必要なボランティアもある。継続して実施していく。
84	指	コミユー ティ・スクー	さ(特性)を 生かした学 習の推進	○それぞれの学校の特色を生かす。 園・学校のグランドデザインを基に、子どもや教職員、保護者、地域の 方々の願いを取り入れ、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく園・ 学校づくりを推進する。 また、各中学校区においては、幼保・小・中・が連携して合同研究会を実 施するなど地域の特性にあった共通の目標や指導方針を設定し、学習指 導や生活指導の充実を図る。	未来へつながる学校づくり推進 事業 「幼保・小・中連携、地域連携 ウィークや地域連携デイ(仮称)」 の設定	「子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく学校づくり」をめざして、学校のグランド・デザインを基に、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを生かし、特色ある学校づくりを推進するため、園・学校が地域と共に構成する研究会に委託している。	各園、学校の特色を生かした学校づくりを地域と共に 進めることで、小田原の子どもたちの豊かな心の育ちや 生涯学習の基礎基本、社会をたくましく生き抜く力の育 成に寄与している。	継続して地域とともにある学校づくりを推進していく。 機続 競技
85	指	コミュニ ティ・スクー ル	小田原のよ さ(特件)を	○郷土の偉人の学習に努める。 小田原にゆかりのある数多くの偉人や文化人の事績等について、社会教育施設等を活用しながら学習することで、児童生徒が自己の生き方を考えるきっかけとなるようにし、郷土に対する関心や愛情を育てる。 また、二宮尊徳翁学習については、市内の全ての小学校において、その学習の成果を市役所ロビーや尊徳記念館に展示発表するなど、広く市民に知らせていく。	二宮尊徳学習展示		重点的に郷土の偉人である二宮尊徳翁について学ぶ時間を確保できた。尊徳記念館から講師を招いて、教室の中だけでは知りえない様々な知識に出会うことがで	行っていたように各学校の成果物を 市役所で展示することが良いかどう
86	学	11-07	小田原のよ さ(特性)を 生かした学 習の推進		尊徳学習推進事業	尊徳記念館における学習成果の展示発表は、平成30年度から令和3年度まで、毎年9月から12月頃に行われてきた。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から4校の展示発表にとどまっているが、通常は20校以上の小学校の作品を展示発表しており、多くの学校から協力を得ている。	て、市内外の来館者が作品を目にすることができ、地域と学校が交流する機会を提供できた。	尊徳記念館での展示発表は今後も 継続して実施していく。 機 競 実 施
87	指·	コミュニ ティ・スクー ル	小田原のよ さ(特性)を 生かした学 習の推進	○郷土学習の充実に努める。 子どもたちが小田原の自然や産業、伝統文化に関心を持ち、社会に主体的に参画しようとする態度や郷土を愛する心情を養う。 そのため、地域に関する学習内容を発達の段階に応じて系統化したふるさと学習の全体構想図「おだわら・はあと」を活用し、学校における郷土学習が継続的・意図的に取り組めるよう充実を図る。	自然観察会の実施		自然観察会の実施が、参集してできなくなった令和2年度・3年度であったが、「小田原の自然」を活用した講座をYouTubeで動画配信し、小田原の自然に親しむ機会の確保に努めた。	内の類似事業と調整をしながら、子ど
88	指	_ , , , ,		○小田原のよさ(特性)をまとめた教材の活用に努める。 児童生徒が小田原を身近に感じ、学ぶきっかけとなるための社会科副読本や理科副読本、郷土読本の内容の充実を図るとともに、小田原に関する写真や統計資料等を、各校に提供する。	副読本の作成	児童生徒が小田原を身近に学ぶために、年に1度改訂をし、できるだけ読みやすいものになるようにしてきた。その際、具体的な小田原市に関する写真や統計資料を多く取り上げ、掲載した。 H30:「郷土読本 小田原」の改訂 R1:「わたしたちの小田原」改訂 R2:「小田原の自然」の改訂 R3:「郷土読本 小田原」の改訂	各副読本は、小田原市の教育研究所のホームページにも公開し、児童生徒がデータでも閲覧できるようにし、教材の活用に幅を持たせることができた。	

No. 戸	·属 9つの	上 基本施策	事業概要	主な取組例	評価・	振り返り	今後の方向性
NU. P	·属 9つの 重点方象	十 本平旭東	(事業目的、内容など)	土は収租例	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開
89	数 育 コミュニ ディ・スク・ ル	子どもの居 - 場所づくりの 推進	○児童に学習支援と体験活動を提供する。 児童が地域社会の中で心豊かに健やかに育まれることを目的に、放課 後の安全・安心な児童の居場所として、放課後子ども教室を設置する。 また、教員経験のあるスタップ等により学習支援を行うほか、地域の方々 やボランティアと連携し、体験活動やスポーツ活動、文化活動等を実施する。 更に、生活困窮世帯の中学生等を対象に学習支援を行うなど、その居 場所として社会性や協調性を育む支援を実施する。	放課後子ども教室推進事業	令和元年度までに市内全25小学校で開所し、継続して実施する体制を整えた。また、一部の学校で放課後児童クラブとの連携による一体的運営を試行した。しかし、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、放課後児童クラブの機能を兼ねている片浦小学校放課後子ども教室以外は実施を見送っている。	令和2年度・3年度は、コロナ禍のため実施ができなかったが、令和元年度に全小学校で、地域の大人の協力がある放課後の子どもの居場所の設置ができた。	改めて全小学校で実施する体制を整えるとともに、放課後児童クラブとの連携を強め内容を充実させる。
90	青 → テイ・スク・ 東	子どもの居 — 場所づくりの 推進		地域の見守り拠点づくり事業 情報発信支援事業 プレイパーク事業	地域で子どもを見守り育てるという理念のもと、子どもの第3の居場所として、地域の「子ども食堂」や「居場所」づくりの支援を行った。 情報発信支援事業については、令和2年度・3年度とコロナ禍においても継続し発行経費等への補助を行った。 プレイパーク事業は市民協働型式により、市内市民団体とともに、市内公園で事業を展開し、子どもの遊び場としての機会の提供を行った。	子どもの居場所づくりについては、小学区毎の居場所 づくりの支援を行ってきた。 情報発信支援事業についても、印刷物の消耗品等 の支援を行っている。 【見守り拠点個所数】 H30:9地区・10箇所 → R3:14地区・15箇所	地域の見守り拠点づくり事業等については、支援の方法等の見直しを考えている。 特にプレイパーク事業については、協働事業の在り方を見直していく。
91	富 エ テイ・スク・ ル	子どもの居 — 場所づくりの 推進		学習支援事業	令和2年度からは、支援対象者を小学4年生以上に	場所づくりとしての機能を果たした。 中学生から継続参加する高校生については、支援員	引き続き、子どもの居場所づくりの推進に取り組む。
92	数 育 教育施設 環境	を 教育環境の 整備	○学校施設の計画的な整備に取り組む。 子どもたちに安全・安心で質の高い教育の場を提供するため、学校施設 や教材の整備を進める。 平成26年2月に策定した「小田原市学校施設整備基本方針」に基づ き、老朽化により雨漏りや外壁の落下等、緊急度の高い修繕を早期に実	学校教材整備·管理事業		学校教材の整備を進めることで、子どもたちに安全・安心で質の高い教育の場を提供し、学校の教育環境整備に寄与した。	引き続き、教育環境整備の充実を 図っていく。 ************************************
93	学 交安 教育施設 環境	: 教育環境の 整備	施するとともに、学校施設の維持管理を行う。 また、複合化や統廃合を含めた公共施設全体の適正配置に取り組む公 共施設再編基本計画の策定と整合を図りながら、学校施設の「中長期整 備計画」の検討・策定を行う。 更に、子どもたちを地震による落下物や転倒物から守り、災害時の避難 場所として使用するため、天井材や内装材、照明器具等の非構造部材の 耐震化を進める。	中長期整備計画の検討·策定 非構造部材の耐震化	「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、平成30年度に策定された「公共施設再編基本計画」と整合を図った上で、令和2年12月に「小田原市学校施設中長期整備計画」を策定した。 教育環境の維持管理については、緊急度の高い修繕を優先的に実施するとともに、非構造部材である屋内運動場の照明について、年3校から6校で落下防止対策と自重の軽いLED器具に改修する耐震化工事を実施し、現在、21校の改修が完了している。	な学校施設の整備に寄与した。	「小田原市学校施設中長期整備計画」で掲げる、今後5年間の実施計画に基づき、子どもたちが安心して生活を送ることができる環境整備を継続して実施する。
94	学 交 安 全 教育施設 環境	: 教育環境の 整備	○学校施設の有効な利活用や複合化について検討する。 児童生徒の減少に伴う空き今教室を地域コミュニティ組織における地域 拠点として利用するなど、学校施設の複合化を考慮した利活用について 検討する。	学校施設の有効な利活用の検 討	令和2年12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画」の中で、公共施設との複合化について検討する方針を示した。 空き教室の地域利活用として整備された「プラザ」に変わり、地域政策課が「地域コミュニティ」の活動場所として計画的に整備することに協力するとともに、目的外使用として6校で許可を出している。	地域コミュニティにおける活動場所として利用されることで、学校施設の有効活用に寄与した。	「小田原市学校施設中長期整備計画」で掲げる、今後5年間の実施計画に基づき、近接する他の公共施設との複合化について検討する。
95	学 交 教育施設 環 境	: 教育環境の 整備	○空調設備の整備に取り組む。 学校施設への空調設備の整備については、平成25年度をもって全小中学校の保健室及び管理諸室(職員室・校長室・事務室)へのエアコン設置及び普通教室への扇風機の設置が完了し、今後はパソコン教室等、特別教室へのエアコン設置を進める。	特別教室への空調設置	特別教室については、1校当たり4教室程度設置することを基本として計画的に整備しており、令和3年度末時点で、4分の1程度の学校で整備が完了している。平成30年度の猛暑を受け、令和元年7月稼働を目途に全小中学校の普通教室、特別支援教室、登校支援教室にエアコンを設置した。	子どもたちの安全を守るとともに、授業に集中できる環境の整備に寄与した。	特別教室への空調設置について、継続して整備を実施する。
96	学 交安 教育施設 環境	: 教育環境の 整備	○学校トイレの改善に取り組む。 子どもたちが気持ちよくトイレを使用できるとともに、災害時における学校施設の役割を考慮しながら、便器の様式化など、トイレの環境改善を進める。	トイレの環境改善	平成30年度末に「適正便器数の80%以上」の洋式化を達成した。 令和元年度以降の学校トイレの改修は、便器を洋式化するだけでなく排水管の更新等を含めた環境改善とするとともに、必要に応じて、部分的に洋式化を実施している。	子どもたちが安心して使用できるトイレの環境改善に寄与した。	令和元年度以降の改修方針に基づき、子どもたちが安心して使用できるトイレの環境改善を踏まえ、優先度の高いものから計画的に進める。

No. 所属	No. 所属 9つの 基本施策 重点方針		事業概要	主な取組例	評価・	今後の方向性	
itu. DIÆ	重点方針	至个肥泉	(事業目的、内容など)	工な収租が	H30~R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開
学校安全課	教育施設環境	教育環境の 整備	○給食調理施設・設備の整備に取り組む。 老朽化した給食調理場の維持修繕を行うとともに、学校給食センターの整備に取り組む。 また、給食用機械・設備等の更新を行い、安全・安心でおいしい学校給食を提供する。	学校給食センターの整備事業の推進	令和元年度に学校給食センター整備基本構想を策定し、建設予定地を選定した。令和2年度に整備方式を決定し、令和3年度に整備事業者の選定、整備事業者と基本協定、及び新しい学校給食センターの設計業務の契約を締結した。 令和2年度に、学校給食の実施方法、施設等について検討し、将来的な食数減少を考慮しつつも、給食施設の老朽化が著しいため学校給食の提供に支障がないように、優先順位をつけて効率的に維持・修繕を実施している。 調理施設の暑さ対策として調理場にスポットクーラー、受入室にエアコンを設置する等環境を整備した。	給食施設の多くが老朽化しているため優先順位をつけて計画的にとりかかることで、学校給食に係る教育施設環境の整備が効率的に図られた。	引き続き、学校給食の提供に支障が出ないように維持・修繕については優先順位をつけながら取り組むとともに、空調設備については、整備されていない給食調理施設に計画的に整備する。
学校安全課	教育施設環境	教育環境の整備	○校庭の改善に取り組む。 グランドの改修など、校庭の改善を進める。また、小田原ならではの教育 環境を創出するため、学校や地域と共に小学校の校庭や幼稚園の園庭の 芝生化を進める。	校庭の整備・芝生化	芝生化されている学校等(小学校:全面芝生化2校、部分芝生化4校、幼稚園:全面芝生化5園)において、芝生の維持管理を適切に実施し、児童・園児の運動時における安全性の確保や砂塵防止に努めた。	砂塵防止や気温上昇抑止等のグラウンド環境を維持 するとともに、子どもたちの運動時の安全性確保や体 力向上に寄与した。	芝生化されている学校等の適切な維持管理に努めるとともに、教職員や保護者による水やり作業等が負担となっている学校について、スプリンクラーの整備を実施する。 令和4年度に、校庭の砂塵、降雨時のぬかるみ、土砂の流出等が課題となっていた三の丸小学校の校庭を芝生化するとともに、スプリンクラーを整備する。
教育指導課	教育施設環境	学校ICT化 の推進	○教育ネットワークの整備に取り組む。 校務のICT化による教員の業務負担の軽減及び学習指導要領の内容に 十分対応できるよう、学校のICT環境整備の促進に取り組む。	教育ネットワークシステム整備 事業	平成30年11月に教育ネットワークシステム(校務システム)を更新し、適切に維持管理を行ってきたが、令和5年10月までの契約であるため、令和3年3月から教育ネットワークシステム検討会で、次期システムの更新内容の検討を開始している。 現行の教育ネットワークシステム(校務システム)とは別に、学習ネットワークと児童生徒一人一台の端末整備を令和2年度中に行い、令和3年度から学校において、本格的な運用を開始した。	平成30年11月の教育ネットワークシステム(校務システム)の更新により、教員の業務負担の軽減及び学習指導要領の変更対応に寄与した。 令和2年度中に実施した学習ネットワークと児童生徒1人1台の端末整備により、学校ICT化の推進が飛躍的に進み、児童生徒の個別最適な学びに寄与している。	令和5年10月の教育ネットワークシステム(校務システム)の更新に向け、最適な整備ができるよう仕様等を検討する。 令和4年度は、ICTを家庭での学習に生かせるよう取組を進める。
学校安全課	教育施設環境	学校安全の充実	○児童生徒の安全の確保に努める。 日常の安全確保、不審者等の侵入防止、侵入された場合の児童生徒の安全確保などについて、日ごろから対策を検討し、保護者、警察署等の関係諸機関、地域の関係団体等との連携を図る。また、不審者情報等の最新情報を発信することにより注意喚起を行うとともに、日ごろから来校者へのあいさつや声かけをするなど、教職員の危機管理意識の向上を図り、児童生徒の安全確保に努める。 各校ではマニュアルを作成し、教職員の共通理解と組織的な指導の確立を図るとともに、万が一の事故が発生した場合の体制を整える。	安全・防犯マニュアルの作成		に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立する ために必要な事項を全教職員が共通に理解することに	引き続き、適切に事業を実施する。
学校安全 課	教育施設環境	学校安全の 充実	○通学路の安全対策に取り組む。 平成28年度に小田原市通学路交通安全推進会議を設置し、通学路の安全確保に向けた取組方針等となる小田原市通学路交通安全プログラムを策定した。 このプログラムに基づき、PTAや自治会、警察署等との連携により各校に設置している交通安全対策協議会で、通学路の危険個所の点検等を行い、その改善について、道路管理者等に要望していく。 また、地域の方々の協力により登下校時の見守り活動を実施する。	小田原市通学路交通安全プログラムの運用 学校災害給付事業	各学校では毎年、小田原市通学路交通安全プログラムに基づき、PTAや自治会、警察署等との連携により、通学路の危険箇所の点検等を行い、教育委員会に報告し、これを受けて教育委員会は関係機関に改善要望を提出し、安全対策を図っている。 登下校中の事故については、日本スポーツ振興センターで医療費部分を補償し、全国市長会学校災害賠償保険では、死亡後遺障害等の補償ができるようにしている。	の安全に寄与している。	引き続き、適切に事業を実施する。
(教総·学安·教指)	教育施設環境	災害対策の 強化	<u>○広域避難所開設に協力する。</u> 地震、台風、大雨等の災害時に学校が避難所となった場合は、避難所 の運営について協力する。	広域避難所の開設と運営	災害時に、小中学校が広域避難所となった場合に、その解説と運営に協力し、被害が復旧するまで、市民の安全の確保を行った。	地域防災の拠点として、災害時への対応について一層の強化が図られている。	引き続き、事業を実施していく。

令和3年度(令和2年度分)教育委員会事務の点検・評価対象事業における 点検・評価後の状況

令和3年度(令和2年度分)の点検・評価においてヒアリング対象となった事業の事後の状況について、自己点検を行った。

Na	市業名	前年度点検・評価における	指摘事項に対する
No.	事業名	指摘事項	具体的な取組内容
1	いじめ防止対策推	・いじめの解決を図る時に、抽象度の	・いじめの解決については、個々の事案について細か
	進事業(教育指導	高い分析はしてはいけない。細かい	い見取りや聞き取り等を行い、適切に対応すること
	課)	分析をしないと子供の性格分析に	が大切であると認識している。各学校の適時適切な
		なってしまい、差別偏見を生んでし	対応により、ほとんどの事案について、解決につな
		まう。	がっている。
		・学級経営の中でいじめの対象となっ	・いじめの未然防止や早期発見については、児童生徒
		てしまう危険のある「いじられキャ	指導研修会等を通して教職員向けに研修を実施し
		ラ」を作るようなことがある。そう	ている。学級経営の中で「いじられキャラ」を作る
		いったことをなくす検討が必要で	ようなことはしていない。
		あり、学級経営の研修が大切であ	
		る。	
		The state of the s	
		・いじめ防止のための指導は低学年	・小学校低学年から発達段階に応じて、学校の教育活
		から必要である。人に対してしては	動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活
		いけないことをできるだけ小さい	動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の
		頃から指導していただきたい。	社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通
			じ合うコミュニケーション能力の育成を図るなど
			いじめ防止のための指導を行っている。
		 ・いじめ問題対策連絡会の機能を向	・いじめ問題対策連絡会は、いじめの防止等に関し、
		上させるため、いじめの未然防止の	学校、地域の関係機関等が連携した取組を円滑に進
		ための方策を提案してもらうこと	 めるために設置されている。11 月 25 日(木)に今
		が大事である。	 年度の連絡会が行われ、小田原市のいじめの状況に
			ーマとした協議を行った。各機関の取組や意見を参
			考にしながら、今後の連携に生かしていきたい。
		・いじめ問題対策連絡会の中で、家庭	・11月25日(木)に行われた、いじめ問題対策連絡
		の中でのいじめ防止対策について	会では、「いじめの未然防止に向けて」をテーマとし
		話をしてほしい。	て協議を行った。少年補導員が行っている、保護者
			に向けての携帯スマホ安全教室の話題や子どもた

No.	事業名	前年度点検・評価における	指摘事項に対する
INU.	争未行	指摘事項	具体的な取組内容
			ちにとって家庭の安定が大切であること等が話題にあがった。
		・いじめ問題対策連絡会について、役割や組織等を見直していただきたい。	・いじめ問題対策連絡会は、青少年の育成に関する団体の代表者や小中学校の代表者等で構成され、学校、地域の関係機関等が連携した取組を推進していくことを役割としている。いじめ問題に関しては、様々な会議体でそれぞれの役割を果たしながら、いじめの未然防止や早期発見等の取組について対策を推進していくことが大切であると考えている。
		・いじめ予防教室においては、弁護士だけでなく、OBの先生方や経験値の高い方にお願いする等の方策で回数を増やしていくべき。	・いじめ予防教室は、神奈川県弁護士会が行っている「いじめ予防授業」の内容を、市教育委員会が神奈川県弁護士会に講師を依頼して実施している。 いじめの未然防止に向けては、各学校で必要に応じて経験値の高い講師から講話を聞いたり、様々な関係機関と連携したりしながら、今後も取組を進めていきたい。
		・いじめ予防教室は小学校5年生及 び中学校2年生を対象としている が、先生方が専門家から話を聞き、 自分のクラスをどう見ていくのか といった対応が図られれば、いじめ の未然防止につながるのではない か。	・いじめ未然防止や早期発見のために児童生徒指導研修会等を通して、教職員の意識を高める取組をしている。
		・いじめ予防教室は、同じ予算で多く の児童・生徒が受講できる工夫が必 要である。	・いじめ予防教室は、実際のいじめ事案を扱うなど、 弁護士の立場から直接話をしていただくことで児 童生徒の心により響く内容となっている。大きな会 場で一斉に聞くことや、リモートでの授業では、効 果が落ちると考えられるため、形式を変更する予定 はない。
2	生徒指導派遣事業(教育指導課)	・この予算では生徒指導員の生活をカ バーするのは難しいにも関わらず、 求められるものが多い。	・授業を担当しないものの、多岐に渡る対応を求められる生徒指導支援にあたるため、予算として時給単価は他の会計年度職員より高額であるが、生徒指導員の生活をカバーすることについては難しいことは承知している。

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		・配置の理由に学校規模等があるとの ことであるが、例年同じ中学校に配 置されているということは、効果が ないと捉えられてしまうのではな いか。	・生徒指導員の配置によって、効果的な生徒指導体制 が構築できていると考えている。学校の状況に応 じ、配置校を決定していく。
		・年度ごとに生徒指導員の配置を考えているということであるが、年度途中に配置を希望する学校もあると思う。柔軟な対応をお願いしたい。	・基本的に、学校規模や生活の状況等を考慮して配置 していくが、年度途中の配置希望については県費非 常勤講師の配置とあわせて調整している。
3	情報教育の推進 (教育指導課)	・端末の貸出や使い方にはまだ課題が あるが、どんどん使えるようにした ほうが良い。	・令和4年5月から学習用端末の日常的な持ち帰りを始める。
		・インターネット上にある膨大な知識 の中から必要なものを取捨選択し、 その知識をどのように留めていく のかということに注意を払ってい く必要がある。	・各校では児童生徒が主体的に学習に取り組む中で生きて働く知識・技能を身につけることができるよう、授業改善を図っている。ICTを活用した教育においても知識を集めるだけでなく、それぞれの学びの中で適切にインプット・アウトプットができるようにする必要がある。教員研修や学校訪問を行う中で各校へ指導している。
		特に支援の必要なお子さんには、進 みが早くスムーズにできないため、 留意すべき。	・配慮が必要な児童生徒に対しては学校生活の他の場面同様、適切な支援が必要であると考えており、状況に応じて必要な支援を行っている。
		・ICT教育については、できる子で きない子の格差が生じないように してほしい。	・操作等が苦手な児童生徒を含め、どの児童生徒も個別最適な学びが実現できるよう、教職員の研修やICT支援員の活用、情報提供等のサポートを行っている。
		・ICT教育が目標ではなくて、今までの教育実践の上にあるものであり、知識・能力を高めるツールとしていくことが大切。	・ICTを活用した教育が児童生徒の資質・能力をより確かに育成するためのものであることは導入前から繰り返し学校へ伝えている。

No.	事業名	前年度点検・評価における	指摘事項に対する
		指摘事項	具体的な取組内容
		校内においては、システムに堪能な	・ICTを活用した教育については、教育研究所長
		職員がイニシアチブをとるのでは	が全校を訪問して、考え方や推進体制の構築につい
		なく、校長・教頭がリーダーシップ	て校長に指導をするとともに、連絡調整会議等にお
		をとり、ITの推進チームを作って	いて適宜情報提供をしている。また、令和3年度は
		いくことが大切。	小中教頭会において計3回指導主事が講話を行う
			予定であり、同様にICTを活用した教育の考え方
			や校内の推進体制構築について指導をしている。
		・教科の中に情報リテラシーやメディ	・「小田原市情報モラル教育の手引き」に各教科等で
		アリテラシーを埋め込んで、特別活	の情報モラル教育について記載し、各校に示して
		動等でリテラシーを育てていくこ	いる。また、令和4年5月には机上研修を開催す
		とが有効ではないか。	る。
4	ICT教育推進事	・「ICT教育推進事業」ではICTの	・第6次総合計画との整合を図り、令和4年度から
	業 (教育指導課)	教育を推進すると誤解されるので、	「ICT活用教育推進事業」に名称を改めることと
		「ICTを活用した教育の推進事	している。また、各校への通知や研修等の中ではす
		業」などに事業名を変更した方が良	でに「ICTを活用した教育」としている。
		V ` ₀	
		・児童生徒の個別端末については、セ	・令和4年5月から学習用端末の日常的な持ち帰り
		キュリティやネット環境などの課	を始めた。
		題があるが、自宅に持ち帰り、家庭	
		学習にも活用できるよう検討を進	
		める必要がある。	
5	公立幼稚園教育推	・公立幼稚園が、子育て支援の拠点	・市の子育て支援センターのうち、市立幼稚園に近
	進事業(教育総務	としての役割を十分果たしていな	いセンター3箇所(いずみ・マロニエ・こゆる
	課)	٧١ _°	ぎ)を幼稚園職員が訪問して子育て支援を行って
			いる。今後とも、子育て支援センターと連携を図
			りながら、子育て支援の向上に努めていく。
		・公立幼稚園の職員は、保育者とし	・公私幼保の意見交換会で公立園の取組を紹介する
		てのノウハウや知識が多い。保育	など、公立園のノウハウを市全体に共有するよう
		の質を高めるためのけん引役にな	努めているとともに、人材の継承、育成に努めて
		るので、人材を残さなくてはなら	いく。
		ない。	

N.	± ** 4	前年度点検・評価における	指摘事項に対する
No.	事業名	指摘事項	具体的な取組内容
		・園の統廃合について、少人数での	・前羽幼稚園と下中幼稚園を統合して下中幼稚園現
		学級編成が子供にとって良くない	地に認定こども園を整備することについて、令和
		ことは理解されても、地元の園を	4年2月で概ねの地域説明を終了した。幼稚園は
		閉園することについては気持ちの	地域にとって思い入れのある施設であることか
		問題が残る。いずれにしても丁寧	ら、他の地域においても丁寧な説明に努めてい
		な説明が必要である。	<.
		・認定こども園の計画がある場合、	・地域での説明においては、保護者の就労の有無に
		園児数の減少による統廃合の必要	関わらず利用可能などの認定こども園のメリット
		性だけでなく、認定こども園にな	を伝える一方、施設が形を変えること、園と地域
		ることのメリットを示していく必	との関わりが変わることなど、地域にとって不都
		要がある。	合と思える点を伝えることも意識した。、今後も丁 寧な説明に努めていく。
		・公立幼稚園は、私立も含めた幼稚	・私立幼稚園とは情報交換を行うなど連携を図って
		園のあるべき姿に向けてリードし	いる。公私幼保の意見交換会では、公立園の取組
		ていく役割があることを認識する	を紹介する以外にも、私立幼稚園での取組を紹介
		べき。	するよう促している。市内の各施設が互いの取組
			を発表するなどして、市全体の幼児教育・保育の
			質の向上を図っていく。
		・統廃合による認定こども園化を進	・認定こども園整備を担当している保育課にて検討
		める際には、車通園、園バスなど	中である。
		を検討するべき。	
		・個に応じた見取りができるよう	・各園では、日頃から園児一人ひとりの個に応じた
		に、研修をしっかりと進めるべ	指導の研修と実践に取り組んでいるが、今後も継
		き。	続した研修により個に応じた指導、見取りに努め ていく。
		・インクルーシブな就学前教育・保	・支援を要する園児への対応がますます求められる
		育の環境づくりを柱とした研修を	中、令和4年3月に実施した公立幼保間の研修で
		進めるべき。	は「特別支援」をテーマの一つとした。インクル
			ーシブ教育・保育の環境づくりは今後も継続して
			研修を実施していく。
		・公立幼稚園の効率的な縮小は進め	・園児数が極めて少ない前羽幼稚園は、保護者、地
		ていただきたいが、支援教育の充	域との話し合いを踏まえ、令和4年4月から当分

No.	事業名	前年度点検・評価における	指摘事項に対する
140.	7.1	指摘事項	具体的な取組内容
		実は拡大していただきたい。	の間、休園とした。 他の公立園でも園児数は減少しているが、支援を 要する園児の割合は増えている。 こうした園児の受入体制の拡充やノウハウの蓄積 や民間施設との情報共有などを通し支援教育の充 実に努めていく。"
		・障がい児対応保育者は適正配置をするべき。	・支援を要する園児に対応する介助教諭には幼稚園 教員免許を求めていることから、人材確保の課題 はあるが、必要な予算の確保とともに適正配置に 努めている。
6	支援教育事業(教育指導課)	・個別指導員は、指導上困難な児童のいる学級に派遣し、今後の支援の在り方についてを助言する役割を担っているが、ベテランの職員が退職していく中、個別指導員を手厚くするべき。	・指導経験や相談経験の豊富な個別指導員からの、支援の仕方や校内体制等についての適切な助言や指導は大変有効であり、これまでも学級の状況や学校の要望などに応じて、個別指導員を学校に派遣している。今後も、派遣日数を増やすなどして対応していきたい。
		・教員の補助者としての個別支援員の 果たす役割は大きいと感じる。継続 雇用が望ましいことからも、人事評 価でしっかりと評価するべき。	・個別支援員の人事評価は、令和2年度より、市の会計年度任用職員に係る人事評価制度に基づき実施している。今後も、年に一度、校長と連携しながら適切な評価の実施に努めていきたい。
		・個別支援員のスキルアップや子供の 安定のために、継続雇用を進めても らいたい。	・本人の意向をもとに、校長と確認しながら配置を決めている。個別支援員の資質向上や児童生徒への適切な支援のため、継続配置ができるように配慮している。
		・特別支援学級に通っている子供がどれくらい伸びたのか、本人、保護者、学校が共有できる仕組みがあると良い。	・子どものより良い成長に向けて、目標や指導支援内容等を計画するものに個別の指導計画がある。年度初めに、保護者と担任で本人の状況を確認し、話し合いながら、本人に合わせた個別指導計画を作成し、学期ごとに振り返りながら子どもの成長を通知表等で共有している。
		・支援が必要な子どもの保護者がグル ープを作ることにより、情報共有が	・子育ての不安や悩みなどを抱えている保護者が情報 共有できるグループについては、小田原市周辺に多

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		できたり、保護者同士が支え合う仕組みができると良い。	くの団体があることは承知している。また、市内の 施設において、保護者同士が気軽に話せる場を提供 している所もあると伺っている。今後、他課と連携 しながら情報提供していきたい。
		・特別支援学級においては、個別支援 員の配置等で手厚く支援をしてい るが、通常の学級での支援を手厚く しながら、通常の学級と特別支援学 級を分けてしまうのではなく、通常 の学級と特別支援学級を上手く行 き来できるようにすべき。	・インクルーシブ教育の推進に向けて、本市では「ともに学び育つ」ことについて積極的に取組んでおり、その一つとして特別支援学級在籍の児童生徒が通常の学級へ交流することを進めている。今後も様々な学びの場で、児童生徒が豊かな学びができるように交流を推進していきたい。
		・支援教育については、ニーズに応じて拡大していただきたい。その際、 支援員の資質向上について、充実させていただきたい。	・個別支援員を対象に、研修会を年2回実施している。 今後も研修内容等を吟味し、個別支援員等の資質向 上に努めていきたい。
7	特別支援相談・通 級指導教室充実事 業(教育指導課)	・特別支援相談事業については、工 夫して実施していただきたい。	・特別支援教育相談員が子供や保護者、教職員の相談を受けるとともに、令和2年度から心理相談員が小学校を巡回訪問し、児童を丁寧に見取り、支援方法等について学校と一緒に考え支援に生かしたり、保護者に伝えたりしている。これからも、学校と連携しながら、適切な支援につなげられるように努めていきたい。
8	日本語指導協力者派遣事業(教育指導課)	・支援を必要としている児童・生徒 に対して、1回あたり1時間、月2 回程度では不十分ではないか。	・支援を必要としている児童生徒に対して、一人あ たり年間23回を上限として派遣している。 日本語指導協力者の方に、年間の上限回数を考慮 に入れて、内容を工夫して指導していくよう依頼 するとともに、支援が必要な場合は、児童生徒の 状況とニーズに合わせて回数を調整することで、 適切な支援につなげられるよう努めていく。"
		・謝礼での対応であり、ボランティアでの協力が多いように感じる。正規職員として採用し、手厚い支援をするべき。	・日本語指導が必要な児童生徒の母国語は多岐にわたり、市全域に 40 人程度の児童生徒が在籍している。そのすべての児童生徒のニーズに応えるためには、多くの職員が必要となり、正規職員として

No.	事業名	前年度点検・評価における	指摘事項に対する
INO.	事未石 	指摘事項	具体的な取組内容
		が学校高学年になると、外国につながりのあるお子さんにとっては、だんだんと難しくなる。日本語指導協力者等の増員と配置日数を増やすべき。	 具体的な取組内容 採用することは難しいと考えている。今後、日本語指導協力者の増員や派遣回数の引き上げなど、手厚い支援に向けた取組について検討してまいりたい。 ・外国につながりがあり、日本語指導を必要としている児童生徒は、県内では増加しているが、小田原市内ではここ数年、年間40人前後で推移している。 また、児童生徒の指導開始年齢が上がるにつれて、日本語指導の回数を増やす必要性があると考えている。今後、日本語指導を必要としている児童生徒の人数増などが生じた場合、日本語指導協力者の増員や児童生徒の状況とニーズに合わせた回数の調整等により、適切な支援につなげられる
		・切れ目のない支援が大切なので、 支援を必要としている子供たちの 能力をあげていくことは大切。学 校と連携をとって支援をしてほし い。	よう努めていく。 ・外国につながりのある児童生徒の、学習面等での不安がより軽減されるよう、指導後に学校から提出される報告等で児童生徒の状況を把握し、適切な指導につながるようにしている。また、児童生徒が進級する際には、支援シートを利用するなどして、継続的な支援ができるよう努めている。

議案第23号

いじめの重大事態に関する調査結果の公表方針についていじめの重大事態に関する調査結果の公表方針について、議決を求める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会 教育長 柳 下 正 祐

1 調査結果の公表の意義

いじめの重大事態の調査結果の公表については、小田原市いじめ防止基本方針で、 学校又は市教育委員会は、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事 案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場 合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支 障がなければ公表を行うこととされている。

いじめの重大事態の調査の目的が、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案 への対処及び同種の事案の発生防止であることを踏まえると、調査結果の公表の意 義としては次のことが考えられる。

- 同種の事案の発生防止を含む、いじめの未然防止に生かす。
- ・ 市民目線で学校及び市教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な 教育活動や教育行政を推進することに役立てる。
- ・ いじめの重大事態の調査に係る経過や手続等を示すことで、調査結果の信頼 性を保つ。

2 調査結果の公表について勘案すべき要素

小田原市いじめ防止基本方針で、調査結果の公表について「総合的に勘案して、適切に判断する」としている要素を、次のように考える。

(1) 事案の内容や重大性

いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該 学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑 いがあると認めるとき」とされており、いずれも深刻な事態であると考えられる。

したがって、事案の内容や重大性を勘案して公表の適否を判断することは適切 ではないと考える。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向

いじめの重大事態の調査結果の公表の適否を判断するにあたって、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向は重視するべきである。被害者の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは適切ではないと考える。しかし、いじめの具体的内容に言及しないとしても、いじめの有無や再発防止策について公表することで、公表の目的に沿うこともできるため、公表の内容を精査、限定する等して全ての件について公表することは可能であると考える。

(3) 公表した場合の児童生徒への影響

調査結果を公表することによって、個人が特定されることや情報が意図的に歪められて外部に伝わる可能性は否定できない。個人情報が拡散されれば、児童生徒への影響は計り知れないものがあることに留意が必要である。

3 公表の方法

(1) 基本認識

1の調査結果の公表の意義及び2の勘案すべき要素の考察を踏まえ、全てのいじめの重大事態の調査結果について基本的には公表する。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向や関係当事者に配慮しながら、調査結果について可能な限り社会と共有していくことが大切である。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向確認

調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容について、いじめを受けた 児童生徒及びその保護者と確認する。

情報化された現代社会においては、調査結果の公表が被害者に二次被害を及ぼす可能性もあり、公表を望まない場合も想定されるが、事案の詳細は記載せず、再発防止策を重点的に示すこと等も可能であり、どこまで公開してよいか、その範囲について、市教育委員会が丁寧に調整をする。

(3) 他の関係児童等への説明

いじめを受けた児童生徒以外の関係児童生徒及びその保護者(いじめを行ったと指摘される児童生徒及びその保護者を含む)に対しても、可能な限り公表の目的を充分に説明して理解を得るように努めるべきであるが、同意を得ることまでは必要ない。

(4) 公表資料

公表資料は、1の調査結果の公表の意義にあるとおり、いじめの未然防止の役割が大きいことから、市教育委員会がその意義を踏まえて、重大事態報告書を基に情報を要約した公表版(概要版)を作成する。

公表資料は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に配慮し、調整をしながら 作成するとともに、加害者とされる児童生徒についても、個人が識別されるような 情報は公表しない等、人権に配慮をする。

なお、公表資料は、その公表前に小田原市いじめ防止対策調査会へ報告し、公表の意義に沿った適切な内容のものであるかを確認する手続きを設けるとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に最終的な公表資料の確認をする。

(5) 公表方法

市ホームページへの掲載を基本とし、社会的な関心が強い事案(※)は、記者発表等広く公表する。

※ 社会的な関心が強い事案

- いじめの結果が、自死等、重篤な事態となったもの
- ・ いじめの背景に、社会全体で取り組むべき事情が認められるもの 等

(6) 公表する期間

公表期間は、公表の意義と公表による様々な影響を考慮すると、市ホームページ に掲載してから6箇月程度を基本とする。

ただし、公表期間中であっても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は公表を中止、または公表内容を一部変更することもあり得る。



教総第220号

令和3年(2021年)12月27日

小田原市いじめ防止対策調査会 会長様

小田原市教育委員会 教育委 高会的

いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について(諮問)

小田原市いじめ防止対策調査会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について
- 2 諮問事由

小田原市いじめ防止基本方針では、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行うこととしている。

公表の意義としては、同種の事態の発生防止の観点から、調査結果をいかに共有し、 社会全体でいじめ問題を考える契機にするかが課題となっているため、調査結果の公 表のあり方について諮問する。



令和4年(2022年)7月29日

小田原市教育委員会 教育長 柳 下 正 祐 様

小田原市いじめ防止対策調査会

会長 嶋 崎 政



いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について (答申)

令和3年(2021年)12月27日付け教総第220号にて諮問されました、いじめの重大 事態に関する調査結果の公表のあり方について、慎重に審議した結果、別添のとおり答 申します。

いじめの重大事態に関する調査結果の 公表のあり方について(答申)

令和4年7月29日

小田原市いじめ防止対策調査会

はじめに

小田原市は、平成26年に「小田原市いじめ防止基本方針」を策定(平成30年改定)し、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理するとともに、「いじめ防止対策推進法」でも示されているいじめの積極的な認知と早期対応、未然防止のための取組等について方針を示している。

その中で、いじめの重大事態に関する調査結果については、特段の支障がなければ公表をすることとしているが、公表についての具体的な指針は、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」にも示されておらず、これまで小田原市でも方向性が定まっていなかった。

このため、小田原市教育委員会はいじめの重大事態の調査結果の公表についての 基本方針を整理する必要があると考え、本会に「いじめの重大事態に関する調査結 果の公表のあり方について」を諮問した。

本会は、他自治体の方針等も参考にしながら、公表の意義、公表による課題、公表の方法等について議論を重ね、本答申を取りまとめたものである。

I 会議の開催経過

本会は、令和3年12月27日付けで、市教育委員会から「いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について」の諮問を受け、計3回の会議で検討を重ねてきた。

第1回会議 令和4年1月18日(火)

開催場所:おだわら市民交流センターUMECO

第2回会議 令和4年4月21日(木)

開催場所:おだわら市民交流センターUMECO

第3回会議 令和4年7月29日(金)

開催場所:おだわら市民交流センターUMECO

Ⅱ 提言

1 調査結果の公表の意義

いじめの重大事態の調査結果の公表については、小田原市いじめ防止基本方針で、 学校又は市教育委員会は、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事 案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場 合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支 障がなければ公表を行うこととされている。

いじめの重大事態の調査の目的が、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案 への対処及び同種の事案の発生防止であることを踏まえると、調査結果の公表の意 義としては次のことが考えられる。

・ 同種の事案の発生防止を含む、いじめの未然防止に生かす。

- ・ 市民目線で学校及び市教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な 教育活動や教育行政を推進することに役立てる。
- ・ いじめの重大事態の調査に係る経過や手続等を示すことで、調査結果の信頼 性を保つ。

2 調査結果の公表について勘案すべき要素

小田原市いじめ防止基本方針で、調査結果の公表について「総合的に勘案して、適切に判断する」としている要素を、次のように考える。

(1) 事案の内容や重大性

いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該 学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑 いがあると認めるとき」とされており、いずれも深刻な事態であると考えられる。

したがって、事案の内容や重大性を勘案して公表の適否を判断することは適切 ではないと考える。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向

いじめの重大事態の調査結果の公表の適否を判断するにあたって、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向は重視するべきである。被害者の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは適切ではないと考える。しかし、いじめの具体的内容に言及しないとしても、いじめの有無や再発防止策について公表することで、公表の目的に沿うこともできるため、公表の内容を精査、限定する等して全ての件について公表することは可能であると考える。

(3) 公表した場合の児童生徒への影響

調査結果を公表することによって、個人が特定されることや情報が意図的に歪められて外部に伝わる可能性は否定できない。個人情報が拡散されれば、児童生徒への影響は計り知れないものがあることに留意が必要である。

3 公表の方法について

(1) 基本認識

1の調査結果の公表の意義及び2の勘案すべき要素の考察を踏まえ、全てのい じめの重大事態の調査結果について基本的には公表すべきと考える。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向や関係当事者に配慮しながら、調査結果について可能な限り社会と共有していくことが大切であると考える。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向確認

調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容について、いじめを受けた 児童生徒及びその保護者と確認することが必要である。

情報化された現代社会においては、調査結果の公表が被害者に二次被害を及ぼす可能性もあり、公表を望まない場合も想定されるが、事案の詳細は記載せず、再発防止策を重点的に示すこと等も可能であり、どこまで公開してよいか、その範囲について、市教育委員会が丁寧に調整をすることが大切である。

(3) 他の関係児童等への説明について

いじめを受けた児童生徒以外の関係児童生徒及びその保護者(いじめを行ったと指摘される児童生徒及びその保護者を含む)に対しても、可能な限り公表の目的を充分に説明して理解を得るように努めるべきであるが、同意を得ることまでは必要ないと考える。

(4) 公表資料

公表資料は、1の調査結果の公表の意義にあるとおり、いじめの未然防止の役割 が大きいことから、市教育委員会がその意義を踏まえて、重大事態報告書を基に情報を要約した公表版(概要版)を作成することが望ましい。

公表資料は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に配慮し、調整をしながら 作成するとともに、加害者とされる児童生徒についても、個人が識別されるような 情報は公表しない等、人権に配慮をするべきである。

なお、公表資料は、その公表前に本調査会へ報告し、公表の意義に沿った適切な 内容のものであるかを確認する手続きを設けることが望ましい。

(5) 公表方法

市ホームページへの掲載を基本とし、社会的な関心が強い事案(※)は、記者発表等広く公表することが望ましい。

※ 社会的な関心が強い事案

- ・ いじめの結果が、自死等、重篤な事態となったもの
- ・ いじめの背景に、社会全体で取り組むべき事情が認められるもの 等

(6) 公表する期間

公表期間は、公表の意義と公表による様々な影響を考慮すると、市ホームページ に掲載してから6箇月程度を基本とするのが相当と考える。

ただし、公表期間中であっても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は公表を中止、または公表内容を一部変更することもあり得る。

おわりに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間と して絶対に許されない行為であり、全ての子供に関わる、社会全体で取り組むべき 課題であることは、「小田原市いじめ防止基本方針」の中でも確認されている。

公表されたいじめの重大事態の調査結果を共有することによって、教職員が公表 資料から得られる教訓を日頃の児童生徒指導等に生かし、いじめの未然防止、早期 発見、早期対応等につなげてほしい。さらに、市教育委員会の役割として、調査結果 を公表するだけではなく、同様の事案の再発防止のために教職員の研修等で学校現 場へのフィードバックをしていくことが望まれる。

また、社会に公表することでいじめ問題について社会全体の理解が深まり、家庭や地域等、子供を取り巻く大人たちが協力していじめ防止に取り組むことを期待したい。

いじめによって重大な事態に陥ることがなく、全ての子供が、安心安全な学校生 活を送ることができるように切に願っている。

小田原市いじめ防止対策調査会委員名簿

(任 期 令和3年8月1日~令和5年7月31日)

選出区分	氏名	備考	新・再
学識経験者	会 長 しまざき まさお 嶋﨑 政男	神田外語大学 客員教授	再任
社会福祉士	職務代理者 ***********************************	ソーシャルワークオフィス テディ	再任
弁護士	委員 ^{さかもと} 歩う 坂本 結	お城通り法律事務所	新任
臨床心理士	委員 ** ^{*č*} ********************************	小田原短期大学保育学科 准教授	新任
医師	委員 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	横田小児科医院	再任

[※]委員は五十音順。敬称略。

第2期小田原市教育大綱(素案)及び第4期小田原市教育振興基本計画(素案)について

1 概 要

(1)趣旨

平成28年3月に策定した「小田原市教育大綱」及び、平成30年3月に策定した「小田原市学校教育振興基本計画」については、令和4年度末に対象期間の満了を迎えることから、人生100年時代を見据えた「生涯の学び」の視点を加味するとともに、昨今の社会状況の変化に伴う教育行政を取り巻く動向を踏まえ、第2期小田原市教育大綱及び第4期教育振興基本計画を一体的に策定する。

(2) 位置づけ

ア 教育大綱及び教育振興基本計画の法律上の位置づけ

	教育大綱	教育振興基本計画	
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法	
策定主体	地方公共団体の長	地方公共団体	
※総合教育会議の中で協議		地方公共四件	
	国の「教育振興基本計画」の基本的な方針	国の「教育振興基本計画」全体 (基本的な方	
策定方法	を参酌し、その地域の実情に応じ策定	針及び講ずべき施策その他必要な事項)を	
		参酌し、その地域の実情に応じ策定	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興	地方公共団体における教育の振興のための	
	に関する総合的な施策の大綱 <u>※必須</u>	施策に関する基本的な計画 <u>※努力義務</u>	

イ 教育大綱及び教育振興基本計画の位置づけ

本市の教育の理念である教育大綱と、それらを具体的に展開する教育振興基本計画を連動させ、本市の教育に関する施策を総合的に推進するとともに、教育大綱と並ぶ教育の重要な理念である「おだわらっ子の約束」及び市の最上位計画である第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」との整合を図りながら施策を推進する。

(3) 対象範囲

乳幼児期、学齢期、青壮年期、高齢期の生涯を通じた学びを対象範囲とする。

(4)教育大綱及び教育振興基本計画の計画の期間

これまで教育大綱の対象期間を4年間としていたが、教育振興基本計画と一体化を図っていくため、対象期間を5年間として策定する。

【対象期間】令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間

- 2 教育大綱及び教育振興基本計画の体系等
- (1)教育大綱及び教育振興基本計画の体系

第2期 教育大綱

第4期 教育振興基本計画

【基本目標】

- 1 一人ひとりの命を尊重し、 豊かに伸ばす自分づくり
- 2 地域ぐるみで取り組む 教育環境づくり
- 3 多様性を認め、生かしていく 教育のまちづくり
- 4 生涯学び、活躍する社会を 築く環境づくり

【基本目標】

- 1 一人ひとりの命を尊重し、 豊かに伸ばす自分づくり
- 2 地域ぐるみで取り組む 教育環境づくり
- 3 多様性を認め、生かしていく 教育のまちづくり
- 4 生涯学び、活躍する社会を 築く環境づくり

【目指す姿】

生涯を通じた学びが保障され、学習 者主体の学びが推進されている。 自分たちの幸せな社会を共に創っ

ていく「社会力」が育まれている。

【方向性(重点)】

- 1 学ぶ力
- 2 豊かな心
- 3 健やかな体
- 4 関わる力

- 社会力
- の育成

【基本姿勢】

【施策の展開】

- ○誰ひとり取り残さない学びの推進
- ○地域資源を生かした学びの推進
- ○公民連携による学びの推進

- 1 社会教育
- 2 家庭教育支援
- |3 幼児教育・保育
- 4 学校教育・地域とともにある学校
- 5 学びの環境整備

【重点方針】

- 1 学ぶ力
- 2豊かな心
- 3 健やかな体
- 4 関わる力

- 5 家庭教育支援
- 6 幼児教育·保育
- 7 学校教育
- 8 地域とともにある学校
- 9 学びの環境整備

(2) 基本目標

○ 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばす自分づくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、一人ひとりが自分らしく生きるための自分づくりを支援します。

○ 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

豊かで輝かしい未来をつくるため、家庭・地域・学校・行政や民間事業者等が連携し、 多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくり ます。

○ 多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め合い、伸ばし、生かしていくとともに、デジタル化社会に向けた教育を推進します。また、幅広い分野で国際的に活躍できる人材を育成するため、豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に生かし、社会力を育む小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

○ 生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり

人生 100 年時代を迎えるにあたり、地域社会の課題解決に向けて、多様な主体と行政が 共に考え、活動するとともに、一人ひとりが心豊かに暮らせるため、誰もが学び続け、 活躍することができる環境をつくります。

3 策定のスケジュール

	教育大綱	教育振興基本計画	
R3.7月	第1回総合教育会議…改定作業の概要等		
11月	第2回総合教育会議…改定内容の検討		
R4.1月	第3回総合教育会議…改定内容の検討		
2月		第1回有識者会議 …改定作業の概要等	
5月		第2回有識者会議…現行計画の振り返り/	
5月		計画体系、原案の検討	
7月	第1回総合教育会議…有識者会議の検討も	第3回有識者会議…原案の検討	
7月	踏まえた教育大綱の検討		
		第4回有識者会議 …素案の検討/評価指標	
8月		の検討	
07	教育委員会定例会…教育大綱及び教育振興基本計画の改定素案の報告		
	小田原の教育に関する市長との懇談会 (市長、教育長、学生、保護者、学校関係者)		
9月	厚生文教常任委員会報告		
10 月	パブリックコメント(9月15日(木)~10月14日(金))		
	第2回総合教育会議…パブコメ結果の反映	第5回有識者会議…パブコメ結果の反映	
11月	教育大綱の確定		
	教育委員会定例会…教育大綱の報告、教育振	興基本計画の確定	

小田原市総合教育会議名簿

氏 名	所 属 等
守屋 輝彦	小田原市長
柳下 正祐	小田原市教育長
吉田 眞理	小田原市教育委員(教育長職務代理者)
益田 麻衣子	小田原市教育委員
井上 孝男	小田原市教育委員
菱木 俊匡	小田原市教育委員

小田原市教育振興基本計画策定有識者会議名簿

氏 名		所 属 等
	笠原 陽子	神奈川県教育委員会委員
		玉川大学 教師教育リサーチセンター 独立行政法人教職員
学識経験者		支援機構玉川大学センター 担当 客員教授
	齊藤 ゆか	神奈川大学 人間科学部 人間科学科 教授
	重松 克也	横浜国立大学 教育学部 学校教員養成課程 社会科教育教授
市 民	乃美 貴代美	公募市民
	柳下 正祐	小田原市教育長
	吉田 眞理	小田原市教育委員(教育長職務代理者)
教育委員会	益田 麻衣子	小田原市教育委員
	井上 孝男	小田原市教育委員
	菱木 俊匡	小田原市教育委員
学校関係者	杉山 尚美	小田原市小学校長会代表者(芦子小学校)
	磯辺 和彦	小田原市中学校長会代表者(橘中学校)
	岩崎 明美	小田原市幼稚園長会代表者(報徳幼稚園)

第2期小田原市教育大綱(素案)

Ⅰ 基本目標

一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばす自分づくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、一人ひとりが自分らしく生きるための自分づくりを 支援します

- ・ひとそれぞれの命を尊重し、持って生まれた資質を最大限に伸ばすことを教育施策の目標として、市民一人ひとり が喜びを持って生き、それぞれが未来に輝けるための支援を行います。
- ・家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭や地域全体で生活習慣・礼儀作法をはじめとする生活力を育むため、家庭教育の支援の充実を図ります。
- ・学校教育だけでなく、生涯学習を通じて、変化の激しい社会を乗り越える生き抜く力と、次の社会を支え、新しい社会を創り出す力を持ったひとを育てます。
- ・全てのライフステージに応じ、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ何をすべきか、何が実現できるのか、適時適切な 対応ができるよう、今後も継続的に検討し、教育施策に反映させていきます。

地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

豊かで輝かしい未来をつくるため、家庭・地域・学校・行政や民間事業者等が連携し、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくります

- ・教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、学校教育だけで解決できるものではないという認識の下、教育に関わるひとたちだけでなく、様々なひとが、子どもの育ち、学びの場の在り方、目指す姿、教育を支える社会の在り方などについて、多様な視点から総ぐるみで議論し、小田原の教育について考え、実現させていきます。
- ・全ての市民が楽しく生き生きと学べる学習環境の実現に向け、家庭・地域・学校・行政や民間事業者等が連携し、 市民が総ぐるみで取り組んでいける地域を確立していきます。

多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め合い、伸ばし、生かしていくとともに、デジタル化社会に向けた教育を推進します。また、幅広い分野で国際的に活躍できる人材を育成するため、豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に生かし、社会力を育む小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

- ・ひとそれぞれが持つ個性や多様性を認め、それを伸ばし、生かしていくことで、一人ひとりが充実した人生を送り、 より良い地域社会を創るための社会力を育みます。
- ・国籍、障がいの有無に関わらず、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学び育つインクルーシブ教育の実現を目指し、ひとそれぞれの教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据えながら、最適な教育活動を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、ICT を最大限活用していきます。
- ・森里川海が「ひとつらなり」となった自然豊かな小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行い、たくましい 心と体、郷土を愛し大切にする心を育みます。
- ・二宮尊徳など地域の偉人から学ぶなど、小田原の地域性や歴史を生かした教育を行います。
- ・小田原の地域ごとの歴史・文化が育んできた、街並み、産業構造、人々の気質などを「多様性」として捉え直し、小田原ならではの教育に生かしていきます。

生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり

人生 100 年時代を迎えるにあたり、地域社会の課題解決に向けて、多様な主体と行政が共に考え、活動するとともに、一人ひとりが心豊かに暮らせるため、誰もが学び続け、活躍することができる環境をつくります

- ・小田原三の丸ホールを中心に、市内各所で子どもから大人まで幅広い世代の市民が文化・芸術に触れる機会を 創出していきます。
- ・デジタル化などにより図書館の利便性を向上させるほか、多様な学習の機会と情報の提供を通じて、市民が主体となった学習活動を推進し、生涯学習の振興を図ります。
- ・誰もが身近にスポーツができるよう、市民が主体となったスポーツ振興を促進するとともに、スポーツ施設の在り 方を検討し、整備を進め、生活の中にスポーツを浸透させます。

2 重点方針

【学ぶカ】

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れながら、生涯にわたって学び続けられる取組を推進しま す

- ・誰もがいくつになっても学び直し、活躍することができる社会の実現に向けて学びの環境づくりを進めます。
- ・知識や技能の習得にとどまらず、社会生活の中でそれらを活用しながら、自らの課題を発見し、その解決に主体的に取り組む自分づくりにつなげるため、学校教育において主体的・対話的で深い学びを推進します。
- ・情報化やグローバル化が急速に進む社会に対応するため、地域社会と連携しながら、幅広い分野で国際的に活躍できるひとを育てます。

【豊かな心】

文化・芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、感性を育むとともに、個性や多様性を尊重し、他人を思いやる心など、豊かな人間性と社会性を育む取組を推進します

- ・子どもから大人まで幅広い世代の市民が文化・芸術などに親しみながら自分の可能性を開花させることができるとともに、学ぶ喜びをいつでも感じられ、生涯にわたり学びが継続できる環境を整備します。
- ・多様性を主体的に受け止め、異なる考えや価値観を認め合い、多様性を尊重する人権教育を推進することで、 男女共同参画や多文化共生に理解を深め、グローバル化に対応できるひとを育てます。
- ・生命を大切にする心や他人を思いやる心などを養い、一人ひとりの命を大切にする心を育みます。

【健やかな体】

ライフステージに応じたスポーツ活動や食育を推進し、未病の改善や、健康寿命の延伸を図りながら、心身と もに健康で安全な生活を実現するための学びの機会を提供します

- ・年齢、性別、障がいのあるなしに関係なく、スポーツに親しみ、体力や運動能力の向上を目指すとともに、活力ある 地域社会をつくります。
- ・食育等を通じて、食が健康で豊かな生活を送るための基本であることの理解を深め、食に関する感謝の心を育む とともに、豊かな自然を生かした野外活動を取り入れるなど社会を生き抜く体づくりに取り組みます。
- ・健康で安全な生活を送ることができるよう、感染症等の予防について正しく理解し、生涯を通じて健康に過ごすための望ましい生活習慣が身に付く取組を推進します。

【関わる力】

様々な交流や体験を通じて、ひとが多様な関わり合いの中で自立し、他者と協働することで、生涯にわたって 生き抜く力の育成を推進します。

- ・地域活動をはじめ、交流や体験活動などを通じて、日常生活における様々な課題を主体的に解決することができる力を身に付け、多様化する学習ニーズに応じた教育環境づくりを進めます。
- ・キャリア教育やリカレント教育等を通じて、多様な学習活動を支えるとともに主体的な学びを推進します。
- ・ひとやもの、様々な出来事との関わり合いを実体験を通して学ぶことで、自らが関わることの喜びや大切さに気づき、違いを認め合いながら、より良い社会をつくる力の育成を推進します。

【家庭教育支援】

家庭・地域・学校・行政が連携しながら、教育の土台となる家庭教育への支援を行います

- ・全ての教育の出発点となり、生活習慣や食習慣、規範意識、基礎体力等の育成につながる家庭教育は重要であることから、「おだわらっ子の約束」の普及啓発を更に進めるとともに、家庭・地域・学校・行政が連携しながら、家庭教育への支援を行います。
- ・保護者が安心して子育てや教育に取り組むことができ、更に地域等との連携・協力を図りながら、家庭における教育力向上に向けた支援に努めます。
- ・子どもが教育の機会を等しく受けることができるよう、貧困等生活上の困難に直面する子育て家庭への支援に取り組むなど、妊娠期からの親子の育ちを支える環境づくりを推進します。

【幼児教育·保育】

子どもたちの自己肯定感や主体性を育み、社会性の基礎の習得や基礎体力の向上を図るなど、幼児教育・ 保育の充実に努めます

- ・子どもたちの自発的な活動を通じて、様々な事象に関わる力や基礎体力など小学校以降の学びに向かう力、生 涯にわたり生き抜く力の基礎を育みます。
- ・小学校入学前の就学相談や就学支援の充実を図るとともに、家庭教育の自主性を尊重しながら家庭や小学校と 連携を図り、子どもの育ちを支えていきます。
- ・公立施設における教育・保育の実践を通じた研究のほか、幼稚園・保育所等の連携及び適切な役割分担により、 市全体の幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

【学校教育】

変化の激しい社会を乗り越える生き抜く力を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、地域特性を生かしながら本市の学校教育を推進します

- ・「未来を創るたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひと との関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる 「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成を目指します。
- ・質の高い教育活動を行うため、教育委員会機能や教員を支える環境整備等の充実を図り、授業力や教師力の向上とともに、個に応じたきめ細かな支援教育を推進します。
- ・教員の ICT 活用指導力の向上を図るとともに、最新の技術を活用しながら、多様な子どもたち一人ひとりに個別 最適化した学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

【地域とともにある学校】

家庭・地域・学校・行政だけでなく、民間事業者等を含めたあらゆる主体が地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、連携・協働しながら地域とともにある学校づくりを進めます

- ・学校運営協議会等を通じて、家庭・地域・学校・行政が対等な関係で連携・協働して、諸課題を共有し、解決して いくことにより、学校と地域がともに豊かになるような学校運営を進めます。
- ・学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、あらゆる主体と連携しながら施設の地域利用を含めた地域の 様々な活動が統合される場、世代を超え、ひととひとをつなぐ場となるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- ・災害に強いまちをつくるため、自らの命を守るとともに、地域のために自分たちができることを考え、行動できる防 災教育を推進します。

【学びの環境整備】

未来にとって望ましい教育環境の在り方について地域と共有しながら、誰もが安心して学べる良好な教育環境の整備を進めます

- ・多様な学習機会の提供など生涯学習社会の実現のため、一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境の整備・充実に努めます。
- ・学校施設が地域コミュニティの活動の場や災害時の避難所としての役割も果たす重要な施設でもあることから、 適切に維持管理していくとともに、学校生活や登下校中などにおける子どもたちの安全確保のため、家庭や地域 社会と連携した取組を進めていきます。
- ・子どもたちの未来にとっての望ましい教育環境づくりを目指し、新しい学校づくりに取り組むほか、時代の変化に 対応した質の高い教育を実現するため、幼保小中、中高、高大一貫教育など常に新たな視点で教育の在り方を 見直していきます。

第4期小田原市教育振興基本計画(素案)

小田原市教育委員会

令和4年8月

目 次

Ι	計画	画の策定にあたって	•••	1
	1 2	計画策定の趣旨 計画の範囲		
		計画の対象期間 計画の位置付け		
П	策定	定の背景		2
	1 2	社会状況の変化 教育をめぐる現状と課題		
Ш	基本	本目標		9
		一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばす自分づくり 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり 多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり 生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり		
IV	小E	田原市の教育が目指す姿と方向性		11
٧	基	本姿勢		14
VI	計画	画体系図		15
VII	施舒	策の展開		
	1	社会教育		16
	2	家庭教育支援	•••	22
	3	幼児教育・保育		25
	4	学校教育・地域とともにある学校	•••	27
	5	学びの環境整備		39
VIII	計画	画の推進にあたって		42
	1	進行管理		
	2	成果指標		

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、国では、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成 20 年 7 月に教育振興基本計画を策定しました。また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考にして地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定することになりました。

本市では、平成 15 年に策定した小田原市学校教育推進計画「おだわらっこ教育プラン」の成果等を踏まえ、第2期の「小田原市学校教育振興基本計画」を平成 25 年に策定するとともに、平成 28 年に策定した本市の教育の根本となる方針「小田原市教育大綱」を踏まえ、第3期の「小田原市学校教育振興基本計画」を平成 30 年に策定してきました。

これまで、本市の教育大綱や学校教育振興基本計画は、子どもの育ちや学校教育に焦点をあててきましたが、人生 100 年時代を見据えた「生涯の学び」という視点がますます重要なものになることから、「小田原市教育大綱」に生涯を通じた学びの視点を加えることとしました。これを受けて、「小田原市教育振興基本計画」は、学校教育に関わる内容だけではなく、生涯にわたる学びまでの幅広い教育振興の計画とします。

加えて、急速に進む少子高齢化、社会のグローバル化や絶え間ない技術革新、さらには新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化など、社会を取り巻く環境変化への対応のほか、国の第4期教育振興基本計画の審議の方向性も参考にしながら、令和5年度からの5年間に取り組む施策を明確にし、教育の一層の推進を図るための新たな「小田原市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の範囲

乳幼児期、学齢期、青壮年期、高齢期の生涯を通じた学びを計画の範囲とします。

3 計画の対象期間

小田原市教育振興基本計画の計画期間は、小田原市教育大綱と合わせ、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった 場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

4 計画の位置付け

- 教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として、小田原市教育大綱と「おだわらっ子の約束」を理念として策定します。
- 国の教育振興基本計画及び「かながわ教育ビジョン」を参酌しながら策定します。
- 第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」を踏まえた計画とし、関連する計画と の連携を図りながら施策を推進します。

Ⅱ 策定の背景

人口減少・少子高齢化、価値観の多様化、グローバル化、デジタル化、気候変動等、量的にも質的にも困難さを増す課題が山積するなか、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症は、またたく間に世界中に広がり、人の命が脅かされるだけでなく、暮らしや地域経済に深刻な影響を及ぼしています。こうした、急速な社会変容にも的確かつ迅速に対応していくとともに、世界共通の目標である SDGs(持続可能な開発目標)を旗印として、誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指していくことが求められています。

国の第3期教育振興基本計画においては、教育を通じた「生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化」を教育政策の中心課題とし、人生 100 年時代・超スマート社会 (Society 5.0) の到来といった 2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されています。 現在、国では、次期(第4期)教育振興基本計画の策定に向け、特に、超スマート社会 (Society 5.0)を念頭に置き、ウェルビーイングの観点も踏まえ、急速な技術革新、人口減少・高齢化の進展などの国内状況の変化、グローバル化や SDGs 達成に向けた世界的な取組の進展といった国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について議論が進められています。

ここでは、前述した基本的な認識を踏まえ、社会状況の変化と教育における現況と課題を整理していきます。

1 社会状況の変化

(1) 人生 100 年時代における生涯を通じた学び

医学の進歩、医療体制の充実、生活水準の向上などにより、平均年齢が著しく伸長し、「人生 100 年時代」の到来が予測されています。この長い年月を全ての市民がより充実したものとし、賢く楽しく生きがいを持って暮らすためには、生涯を通じた学びにより「生活の質」を高めていくことが大切であり、幼児教育から学校教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学びの重要性が増しています。

国の第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(令和 2 年 9 月)では、「充実した人生を送るには、必要な時に必要な学びを通じて成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められる」とし、地域における多様な学びの機会を充実させていくことや、必要な資質・能力やスキルを更新できる学びの場の重要性に言及しています。

(2) 新型コロナウイルスによる社会変容への対応

① ウィズコロナ・ポストコロナ期における学び。

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行は、我が国でも猛威を振るい、全国的な外出自 粛の要請や小中学校の臨時休業に伴う学習問題を始め、社会や地域経済等の多方面に大きな影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症は、単に人々の命を危険にさらすだけでなく、 ライフスタイルや価値観に変化をもたらしています。

学びの現場では、ソーシャルディスタンスやマスク着用といった感染対策を日常的に取り入

れながら、この感染症とともに生活していくウィズコロナの対応が求められるとともに、ICTも活用しながら、誰一人取り残すことなく最大限に学びを保障していく取組のほか、時間的・空間的な制約を超えた学びなど、ポストコロナ期を見据えた新しい技術を活用した更なる取組が求められています。

なお、国の中央教育審議会の答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(令和3年1月)では、コロナ禍をはじめ社会の急激な変化を踏まえたうえで、2020年代を通じて実現すべき学校教育の姿を、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」とし、その一体的な充実により、「主体的・対話的で深い学び」につなげていくことを描いています。

② 新たな日常の原動力としてのデジタル技術の活用

国では、多様な課題への対応や経済成長に向け、社会経済活動全般のデジタル化を推進し、制度や組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を新しい日常の原動力として位置付けています。

本市においても、国が定める方針等を踏まえ、デジタル技術を最大限に活用しながら、誰一人取り残さないデジタル化によるまちづくりを推進することで、行政業務の生産性や市民生活の利便性の向上などを図り、持続可能で活力のある豊かな未来社会の実現を目指す方向性を示し、取組を推進しています。

教育現場においても、国の GIGA スクール構想をはじめとした急速なデジタル化への対応が進んでおり、一人ひとりの多様な状況やニーズに対応した取組を進展させ、デジタルの良さを実感できるよう目指していくとともに、実際の活動や体験を通して得られる喜び、リアルな体験を通した学びの価値も再認識したうえで、「デジタル」と「リアル」の最適なバランスを意識した、教育や学習の在り方について取り組んでいくことが必要となっています。

(3) 社会変容に対応した目指す地域社会の姿

① 価値観の多様化と共生社会の構築

現代の成熟社会においては、個人の個性や価値観が尊重され、多様な文化や価値観に触れる機会が増えています。年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、尊厳のある個人として尊重され、互いにその人らしさを認め合いながら、分け隔てられることなく、共に支え合いながら生きる「共生社会」の構築が求められています。

共生社会の実現に向けては、地域住民や地域の多様な主体が「支える側」「支えられる側」という一方向の関係ではなく、「誰もが支え・支えられるものである」という考え方のもと、地域課題を「自分ごと」として捉え参画し、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組づくりを目指していく必要があります。

② 社会のグローバル化と豊かな地域社会

情報通信技術の進展や交通網の発達などにより、人・モノ・情報が国境や地域を越えて、容易に行き交うようになり、あらゆる分野での世界各国の関わり合いが、より一層密なものにな

り、世界が身近なものに感じられるようになってきています。

本市においては、在住外国人が令和4年3月時点では57か国・2,589人で、平成30年と比較して約1.2倍と増加しており、学校における外国につながりのある子どもたちへの支援が必要となっています。

こうした社会や経済のグローバル化に伴い、グローバルな視野を持ち、世界で活躍する人材を育成し、多様な文化との相互交流、相互理解を深めつつ共生していくことが求められるとともに、地域社会に目を向け、郷土を愛し、豊かな地域社会の発展に貢献できる人材の育成も求められています。

③ 持続可能な地域社会の実現

SDGsは、多様化する国際課題の解決に対し、持続可能な社会の実現のため平成27年の国連サミットで採択された世界共通の目標であり、2030年を達成年限として17のゴールと169のターゲットで構成されています。これを受け、日本を含む各国においても、誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指すための取組を推進しています。

令和元年7月に、国の「SDGs未来都市」に選定された本市では、人の力を重視し、現場での実践と学びを循環させる取組や、SDGsの理念に賛同した企業や団体等の「おだわらSDGsパートナー」と協力した取組により、様々な課題解決に取り組んでいます。加えて、令和元年度には、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明し、官民連携により、脱炭素社会の構築に向け取り組んでいます。

教育分野においては、「質の高い教育をみんなに」を達成するため、すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することを目指しています。特に、子どもの貧困が社会問題となる中、経済的格差や学力格差の負の連鎖を断ち切り、あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせるために、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、学びを続けられる環境を整備するとともに、教育の機会均等を推進する取組が求められています。

2 教育をめぐる現状と課題

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

日本の総人口は本格的な減少局面を迎え、併せて平均寿命の延伸と団塊の世代の高齢化により、高齢者の割合は急速に増加しています。人口減少や少子高齢化の進展により、経済の縮小や労働力の減少、社会保障費の増加や地域コミュニティの衰退など、社会生活における様々な場面に影響を与えています。

本市の小中学校の児童生徒数の推移を見ても、昭和57年の26,619人をピークに減少を続け、令和4年度は12,792人と40年間で約52%の減、この10年間の推移を見ても約16%減少しており、少子化の傾向が顕著に表れています。また、学区別未就学児集計から推計する5年後の児童生徒数は11,350人で11.3%減となる見込みで、今後も少子化が進行していくことが想定されます。

一方で、65 歳以上の高齢者人口(令和2年10月1日)は57,050人で、高齢化率は30.1%を超えており、今後も増加を続けます。介護保険制度が始まった平成12年度では、一人の高齢者に対する15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は4.1人でしたが、令和3年度では1.9人となっています。

こうした状況にあって、人生 100 年時代における生涯を通じた学びや、地域社会を持続可能とする基盤としての小田原ならではの学びを展開することで、小田原の魅力や地域の良さを実感し、このまちに住んで良かった、住み続けたいと感じる、あるいは、国内外の人々が行ってみたい、住んでみたいと感じる小田原の実現に寄与していく必要があります。

(2) 社会教育の現状と課題

① 生涯を通じた学びの機会の充実

人生 100 年時代の到来が予測される中、本市においても、生涯学習が果たすべき役割がこれまで以上に大きくなっていくことを認識し、市民、教育機関、県や近隣市町等の行政などとの連携により、課題解決に向けた学びや人材育成のほか、社会的な課題や市民ニーズに対応した多様な学習の機会や情報提供を充実させることにより、だれもが、いつでも、どこでも学ぶことのできる環境を整え、市民が主体となった事業を展開していくことが求められています。

また、身近なところでの学びの充実に向け、地域における生涯学習事業のほか、親睦交流、自治会活動の促進のため、地区公民館の活動や運営支援も重要になっています。

2 学びの環境整備(文化・芸術・スポーツ施設)

文化・芸術・スポーツは、共生社会の理解を深めるうえで大きな役割を果たすことができるとともに、市民一人ひとりが心豊かに暮らせるまちにするためには、文化・芸術・スポーツ活動が継続的に行える拠点や環境が重要になります。

文化・芸術活動の拠点となる小田原三の丸ホールは、令和3年にオープンしていますが、その他の文化・スポーツ施設については老朽化が進行しており、施設の利用状況を踏まえた効率的な管理運営と計画的な改修を行いながら、将来を見据えてソフトとハード両面からその在り方について検討していく必要があります。

スポーツ施設のうち、老朽化が著しい御幸の浜プール、台風による冠水被害の影響がある酒 匂川スポーツ広場の移転再整備については、その在り方の検討により具体的な方向性を示して いく必要があるとともに、博物館や図書館については、デジタル技術を活用しながら、知り・ 学ぶ機会を充実させていくことが求められています。

③ 小田原ならではの文化によるまちづくり

小田原は、温暖な気候と豊かな自然環境、首都圏へのアクセスに優れた交通利便性のもと、 史跡小田原城跡をはじめとする魅力的な歴史的・文化的資源、地場産業やなりわい、市民の豊かな文化活動が融合し、多彩な小田原ならではの文化を育んできました。

文化振興については、小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画を令和3年度に策定しており、今後、多様な人々や地域社会が共に文化を創造していく風土を醸成するとともに、

観光、教育、福祉、産業等、様々な分野との連携を進めていく必要があります。

また、社会のグローバル化等により地域固有の文化の価値が高まっており、小田原ならではの文化を、地域における多様な学びの機会に生かしていくとともに、郷土愛を育んでいく取組も求められています。

(3) 家庭・地域の教育力の向上

本市の1世帯あたりの人員は減少が続いており、令和2年度では 2.31 人となっています。総人口が減少する一方で世帯数は増加しており、単身世帯が増加しています。また、0 歳から 14 歳の年少人口も減少傾向にあり、18 歳未満の世帯員がいる三世代世帯も減少し続けています。

こうした、核家族化や少子化の進行により、子どもたちにとって祖父母の経験からの学びや兄弟姉妹で切磋琢磨する機会は著しく減少しており、日々の生活を通して子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付ける場である家庭での子育てや教育の在り方について見つめ直す必要があります。

加えて、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域との関わりを 持たない暮らし方が増えています。人と人とのつながりの希薄化が懸念される中で、地域行事 への積極的な参加や、一緒に遊び、勉強を教えてもらうなどの身近な遊びの場、子どもの居場 所等、子どもの育ちを地域が一体となって支えていく、共生社会の実現に向けた取組が求められています。

(4) 幼児教育・保育の質の向上

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担い、小学校以降の生活や学習の基盤をつくる上でも重要なものです。家庭や地域の教育力の低下が指摘される現在、親の子育てに対する考え方・幼児教育に対するニーズの多様化など、幼稚園・保育所における教育・保育の役割も増大しています。

そのため、幼稚園・保育所において、社会性の基礎の習得や基礎体力の向上に向け、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育の充実とともに、幼児期の教育を小学校の教育へ円滑に接続できるように、家庭や小学校との連携をより一層図りながら、子どもの育ちを支えていき、幼児教育・保育の質の向上に取り組むことが望まれています。

(5) 学校教育の現状と課題

① インクルーシブ教育の推進

本市では、障がいのあるなしに関わらず、子ども一人ひとりに対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うことにより、すべての子どもたちが自らの幸せを実感できるようにするという考えの下、支援教育に取り組んできました。

特別支援学級在籍児童生徒数については、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間で 2 倍以上 (233→570 人)、直近 5 年間で約 200 人増となっており、特別支援学級の障がい種別も多様化しています。また、通常の学級においては、個別の教育的ニーズのある児童生徒に十分対

応できていないため、人的配置が必要となっています。

今後も、教職員等の指導力の向上とともに、校内支援体制の充実を図り、学校と関係諸機関との連携を密にし、これまで以上に幅広い視野にたった専門性や、より迅速で適切な指導・支援が可能な体制を確立していくことが求められています。

② 学力の定着と体力・運動能力の向上

令和3年度全国学力・学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語と算数・数学で実施され、本市は小中学校共にすべての教科で全国・県平均と比較して多少下回る結果となりました。令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業が行われたこと、学校再開後も感染対策を講じた上での教育活動になったことは、児童生徒の学力や学習状況にも影響を与えた可能性はあり、これまでの調査との経年変化を捉える際には、単純比較できない側面もあることを踏まえながら、今後も引き続き指導の充実を図り、学力の定着を図っていくことが求められます。

また、令和3年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、体力合計点の平均値が、小学校においては、男子は全国平均には至らないものの、県平均と比較して同程度であり、女子については県平均を上回る結果となりました。中学校においては、男女とも全国平均には至らないものの、男女とも県平均と同程度の結果となっています。

加えて、学校教育で培った学びの姿勢や体づくりが、成長して大人になったときの学びにもつながっていく生涯を通じた学びの視点を持ち、取組を進めていくことが重要になります。

③ 社会の状況に対応した学習指導の充実

社会のグローバル化が進むなか、世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてグローバルな視野とコミュニケーション能力を育成するために、学校教育において、多文化理解教育や外国語教育の内容の充実を図っていく必要があります。

また、少人数指導やチームティーチングなどの指導体制とともに、専門的な教科指導ができる教職員の人員配置等を通じて、児童生徒に対するきめ細かな学習指導の充実を図り、学びの環境を整えていくことが求められています。

4 ICTを活用した教育の推進

国が提唱する GIGA スクール構想に基づき、令和3年度から本市の小中学校においても、児童生徒一人1台の端末環境による ICT を活用した教育を進めています。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、児童生徒一人ひとりに応じた「個別最適な学び」と、一人ひとりの考えをお互いにリアルタイムに共有し、子ども同士で多様な意見に触れることができる「協働的な学び」の一体的な充実の実現に向けて努めています。

また、技術革新の進展に伴い、容易に情報を入手し、発信することが可能となり、インターネットやスマートフォンを通じたコミュニケーションがさらに進む一方で、有害サイトや「インターネットを通じたいじめ」等への対応も課題となっており、家庭でのルールづくりや学校における情報モラル教育の充実も望まれています。

⑤ 学校生活(教育相談・いじめ・不登校)における支援

小中学校においては、不登校、いじめ、発達の課題、コミュニケーション能力の低下、基本的な生活習慣や規範意識の育成、家庭環境の問題など、多様化・複雑化する悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員等への相談体制の充実が求められています。学校生活における支援に関することを中心とした相談は、令和2年度からおだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」で対応しており、相談件数は年々増加しています。

いじめ問題は、今日の著しい社会状況の変化の中で、多様化・複雑化しています。また、インターネットを通じたいじめなど、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

本市の不登校児童生徒の出現率は、国・県の平均値をほぼ毎年上回っており、平成 24 年度 以降は小学校が増加傾向、中学校が横ばい傾向にあると言えます。不登校の背景として、学校 における人間関係の課題や家庭環境等、様々な要因が複雑に絡み合うケースが増加しており、 支援の難しさにつながっています。

6 老朽化する学校施設の改善

本市では、児童生徒の数が急増した昭和 40 年代から 50 年代にかけて、小中学校の新設や校舎の増築・鉄筋化が進められました。当時の整備から 30~50 年を経た今、施設本体をはじめ付帯設備の老朽化が進行しており、厳しい財政状況の中で、今後の施設の長寿命化改修や建替えが、大きな課題となっています。

加えて、国が取りまとめた「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」も踏まえながら、学校施設の適正規模や適正配置の考え方とあわせて、子どもたちにとって望ましい教育環境整備の取組を進めていく必要があります。

⑦ 教職員の多忙化対策と働き方改革

社会環境の変化に伴い、学校を取り巻く環境は、いじめ、不登校や子どもの貧困問題など複雑化、多様化しており、学校に求められる役割も拡大するとともに、ICT の活用や外国語教育の推進などの新しい教育への対応なども求められています。

こうしたなか、国や神奈川県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査では、教員の長時間 勤務の深刻な実態が明らかとなっています。

令和2年3月には、教職員の働き方改革に関する指針を策定し、教員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育につながるという考えのもと、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めていますが、今後、部活動の地域移行など、教職員や学校に課されている負担の軽減も含め、更なる取組を進めていく必要があります。

Ⅲ 基本目標

本市の教育の根本となる「小田原市教育大綱」に掲げる基本目標を、本計画の基本目標として位置付けます。

1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばす自分づくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、一人ひとりが自分らしく生きるための自分づくりを支援します。

- ひとそれぞれの命を尊重し、持って生まれた資質を最大限に伸ばすことを教育施策の目標 として、市民一人ひとりが喜びを持って生き、それぞれが未来に輝けるための支援を行い ます。
- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭や地域全体で生活習慣・礼儀作法をはじめと する生活力を育むため、家庭教育の支援の充実を図ります。
- 学校教育だけでなく、生涯学習を通じて、変化の激しい社会を乗り越える生き抜く力と、 次の社会を支え、新しい社会を創り出す力を持ったひとを育てます。
- 全てのライフステージに応じ、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ何をすべきか、何が実現できるのか、適時適切な対応ができるよう、今後も継続的に検討し、教育施策に反映させていきます。

2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

豊かで輝かしい未来をつくるため、家庭・地域・学校・行政や民間事業者等が連携し、多くの 市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくります。

- 教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、学校教育だけで解決できるものではないという認識の下、教育に関わるひとたちだけでなく、様々なひとが、子どもの育ち、学びの場の在り方、目指す姿、教育を支える社会の在り方などについて、多様な視点から総ぐるみで議論し、小田原の教育について考え、実現させていきます。
- 全ての市民が楽しく生き生きと学べる学習環境の実現に向け、家庭・地域・学校・行政や 民間事業者等が連携し、市民が総ぐるみで取り組んでいける地域を確立していきます。

3 多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め合い、伸ばし、生かしていくとともに、デジタル化社会に向けた教育を推進します。また、幅広い分野で国際的に活躍できる人材を育成するため、豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に生かし、社会力を育む小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

○ ひとそれぞれが持つ個性や多様性を認め、それを伸ばし、生かしていくことで、一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会を創るための社会力を育みます。

- 国籍、障がいの有無に関わらず、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学び育つインクルーシブ教育の実現を目指し、ひとそれぞれの教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据えながら、最適な教育活動を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、ICT を最大限活用していきます。
- 森里川海が「ひとつらなり」となった自然豊かな小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行い、たくましい心と体、郷土を愛し大切にする心を育みます。
- 二宮尊徳など地域の偉人から学ぶなど、小田原の地域性や歴史を生かした教育を行います。
- 小田原の地域ごとの歴史・文化が育んできた、街並み、産業構造、人々の気質などを「多様性」として捉え直し、小田原ならではの教育に生かしていきます。

4 生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり

人生 100 年時代を迎えるにあたり、地域社会の課題解決に向けて、多様な主体と行政が共に考え、活動するとともに、一人ひとりが心豊かに暮らせるため、誰もが学び続け、活躍することができる環境をつくります

- 小田原三の丸ホールを中心に、市内各所で子どもから大人まで幅広い世代の市民が文化・ 芸術に触れる機会を創出していきます。
- デジタル化などにより図書館の利便性を向上させるほか、多様な学習の機会を情報の提供 を通じて、市民が主体となった学習活動を推進し、生涯学習の振興を図ります。
- 誰もが身近にスポーツができるよう、市民が主体となったスポーツ振興を促進するととも に、スポーツ施設の在り方を検討し、整備を進め、生活の中にスポーツを浸透させます。

IV 小田原市の教育が目指す姿と方向性

これまで、本市の教育大綱や学校教育振興基本計画は、子どもの育ちや学校教育に焦点をあててきましたが、人生 100 年時代を見据えた「生涯の学び」という視点がますます重要なものになることから、教育大綱に生涯を通じた学びの視点を加え、これに伴い、本計画も学校教育から生涯を通じた学びまでの幅広い教育の振興に必要な施策の基本計画としています。

本計画に新たに加える生涯学習の理念については、教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定めています。

また、国の教育再生実行会議の提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」では、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング (well-being) の理念の実現を目指すことが重要とするとともに、学習指導要領では、一人一人 が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会 の成長につながる新たな価値を生み出していくことへの期待が述べられています。

こうした国の動向に加え、第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」に掲げる3つのまちづくりの目標、「生活の質の向上」、「地域経済の好循環」、「豊かな環境の継承」に資するとともに、III基本目標(教育大綱)を具体的に展開していくため、計画期間である令和9年度に小田原市の教育が目指す姿を次のとおり掲げます。

目指す姿 生涯を通じた学びが保障され、学習者主体の学びが推進されている。 自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会力」が育まれている。

小田原の多様な地域資源を生かしながら、近年目まぐるしく変化する社会情勢に対応し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や地域の多様な主体が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創っていくために、教育においては、これからの時代を生きる子どもたちに必要となる力を育むとともに、人々が社会に寄与しつつ人生を豊かにするための、生涯にわたる学びを支える役割を果たしていくことが重要になっています。

そこで、この生涯の学びの機会の充実を図りながら、それぞれの存在を認め合い、そして、それぞれの可能性を最大限に発揮して、自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会力(学ぶ力、豊かな心、健やかな体、関わる力)」を育んでいくため、全ての世代を対象として、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成に重点を置きながら施策を展開していきます。

(1) 学ぶ力

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れながら、生涯にわたって学び続けられる 取組を推進します。

- 誰もがいくつになっても学び直し、活躍することができる社会の実現に向けて学びの環境 づくりを進めます。
- 知識や技能の習得にとどまらず、社会生活の中でそれらを活用しながら、自らの課題を発見し、その解決に主体的に取り組む自分づくりにつなげるため、学校教育において主体的・対話的で深い学びを推進します。
- 情報化やグローバル化が急速に進む社会に対応するため、地域社会と連携しながら、幅広い分野で国際的に活躍できるひとを育てます。

(2) 豊かな心

文化・芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、感性を育むとともに、個性や多様性を尊重し、他人を思いやる心など、豊かな人間性と社会性を育む取組を推進します。

- 子どもから大人まで幅広い世代の市民が文化・芸術などに親しみながら自分の可能性を開 花させることができるとともに、学ぶ喜びをいつでも感じられ、生涯にわたり学びが継続 できる環境を整備します。
- 多様性を主体的に受け止め、異なる考えや価値観を認め合い、多様性を尊重する人権教育 を推進することで、男女共同参画や多文化共生に理解を深め、グローバル化に対応できる ひとを育てます。
- 生命を大切にする心や他人を思いやる心などを養い、一人ひとりの命を大切にする心を育みます。

(3)健やかな体

ライフステージに応じたスポーツ活動や食育を推進し、未病の改善や、健康寿命の延伸を図りながら、心身ともに健康で安全な生活を実現するための学びの機会を提供します。

- 年齢、性別、障がいのあるなしに関係なく、スポーツに親しみ、体力や運動能力の向上を 目指すとともに、活力ある地域社会をつくります。
- 食育等を通じて、食が健康で豊かな生活を送るための基本であることの理解を深め、食に 関する感謝の心を育むとともに、豊かな自然を生かした野外活動を取り入れるなど社会を 生き抜く体づくりに取り組みます。
- 健康で安全な生活を送ることができるよう、感染症等の予防について正しく理解し、生涯 を通じて健康に過ごすための望ましい生活習慣が身に付く取組を推進します。

(4)関わる力

様々な交流や体験を通じて、ひとが多様な関わり合いの中で自立し、他者と協働することで、 生涯にわたって生き抜く力の育成を推進します。

- 地域活動をはじめ、交流や体験活動などを通じて、日常生活における様々な課題を主体的 に解決することができる力を身に付け、多様化する学習ニーズに応じた教育環境づくりを 進めます。
- キャリア教育やリカレント教育等を通じて、多様な学習活動を支えるとともに主体的な学 びを推進します。
- ひとやもの、様々な出来事との関わり合いを実体験を通して学ぶことで、自らが関わることの喜びや大切さに気づき、違いを認め合いながら、より良い社会をつくる力の育成を推進します。

おだわらっ子の約束の普及と実践

本市では、平成 16 年 4 月に、小田原市と小田原市教育委員会の教育や青少年健全育成に対する基本的な取組姿勢として、「小田原市教育都市宣言」を掲げています。その理念を具体化し、その実現を図るものとして、子どもたちに守ってもらいたいルールや身に付けて欲しいことなどを公募し、平成 19 年 1 月に、おだわらっ子の約束として 10 の約束にまとめました。

子どもたちの健やかな育ちを実現していくため、おだわらっ子の約束の普及と実践を進めていきます。



V 基本姿勢

小田原市の教育が目指す姿の実現に向け、これまで本市が取り組んできた教育を大切にし、 社会教育、家庭教育支援、幼児教育・保育、学校教育・地域とともにある学校の連携も図りなが ら、次の3つを基本姿勢として教育施策を展開していきます。

そして、教育施策全体を通じて、このまちに住んでよかった、住み続けたいと感じる、郷土愛と誇りの持てる小田原を形成し、その魅力の発信を通じて、国内外の人たちが行ってみたい、住んでみたいと憧れる「世界が憧れるまち"小田原"」の実現につなげていきます。

(1) 誰ひとり取り残さない学びの推進

ひとそれぞれが持つ個性や多様性を認め、それを伸ばし、生かしていくために、デジタル技術 も活用しながら、誰もが学びの機会に平等にアクセスでき、十分に学ぶことができる多様な仕組 みを整え、誰ひとり取り残さない学びを推進します。

(2) 地域資源を生かした学びの推進

森里川海が「ひとつらなり」となった豊かな自然環境、長い歴史の中で先人より継承されてきた文化・伝統産業、市民力や地域力といった人の力などの多様な地域資源を生かしながら、小田原ならではの学びを推進します。

(3)公民連携による学びの推進

地域社会が抱える課題が高度化・複雑化し、行政経営資源だけで適切かつ速やかな課題解決を 図ることが難しくなりつつある中、これまで培ってきた市民や地域との協働を前提として、独自 のノウハウや各種資源を有する民間事業者との連携により公民連携による学びを推進します。

VI 計画体系図

基本目標(教育大綱)

- 1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに 伸ばす自分づくり
- 2 地域ぐるみで取り組む教育環境 づくり
- 3 多様性を認め、生かしていく教育 のまちづくり
- 4 生涯学び、活躍する社会を築く 環境づくり

目指す姿と方向性

生涯を通じた学びが保障され、学習者主体の学びが推進されている。

自分たちの幸せな社会を共に創って いく「社会力」が育まれている。



○ おだわらっ子の約束の普及と実践

基本姿勢

- 誰ひとり取り残さない学びの推進
- 地域資源を生かした学びの推進
- 公民連携による学びの推進

施策の展開

1 社会教育

- (1) 生涯学習の振興
- (2) 文化·芸術の振興
- (3) 多様性の理解と共生社会の実現
- (4) スポーツの振興
- (5) 食育の充実
- (6)健康の保持増進
- (7) キャリア教育の充実
- (8) 関わり合い、共に学ぶ場の充実
- (9) 防災・災害対策の充実

2 家庭教育支援

- (1) おだわらっ子の約束の普及と実践
- (2) 家庭教育への支援
- (3) 家庭学習への支援
- (4) 子育て支援の充実

3 幼児教育・保育

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 幼保一体化の推進

4 学校教育・地域とともにある学校

- (1) 学力の向上
- (2) 学習指導の充実
- (3) 学校での多様性の理解と共生社会の実現
- (4)豊かな心を育む学び
- (5) 学校でのスポーツの振興
- (6) 学校での食育の充実
- (7) 学校での健康の保持増進
- (8) 関わる機会の創出
- (9) 地域特性(小田原のよさ)を生かした学び
- (10) きめ細かな支援教育体制の充実
- (11) 教職員の資質の向上と環境改善
- (12) 教育委員会機能の充実
- (13) あらゆる主体が連携した仕組みの充実
- (14) 子どもの居場所づくりの推進

5 学びの環境整備

- (1) 生涯学習における学びの場の提供
- (2) 学校施設の地域利用
- (3) 学習環境整備
- (4) 学校安全の充実
- (5) 望ましい学習環境の検討推進

VII 施策の展開

1 社会教育

- 身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れながら、生涯にわたって学び続けられる取組を推進します。
- 文化・芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、感性を育むとともに、個性や多様性 を尊重し、他人を思いやる心など、豊かな人間性と社会性を育む取組を推進します。
- ライフステージに応じたスポーツ活動や食育を推進し、未病の改善や、健康寿命の延伸を 図りながら、心身ともに健康で安全な生活を実現するための学びの機会を提供します。
- 様々な交流や体験を通じて、ひとが多様な関わり合いの中で自立し、他者と協働すること で、生涯にわたって生き抜く力の育成を推進します。

基本施策		重点方針
2-17/05/0	① 生涯を通じた学びの推進	学ぶ力
		学ぶ力
 (1)生涯学習の振興	【関連】読書活動の充実 4-(4)-2	
	■ 郷土についての学びの推進	
	 【関連】郷土学習の充実 4-(9)-②	学ぶ力
	① 小田原ならではの文化の魅力の活用	豊かな心
	② 文化・芸術と触れ合う機会の創出	etta (fo N
(2) 文化·芸術の振興 	【関連】情操教育の充実 4-(4)-③	豊かな心
	③ デジタル技術を活用した未来のまちづくり	豊かな心
(3) 多様性の理解と共生社会の実現	① 市民への人権教育の推進	# 1. + > >
(3)多様性の理解と共生社会の美現	【関連】学校での人権教育の推進 4-(3)-①	豊かな心
	① 生涯スポーツの推進	
(4) スポーツの振興	【関連】学校体育の充実 4-(5)-①	健やかな体
	部活動の支援 4-(5)-②	
	① 栄養バランスのとれた食生活の実践	
(5) 食育の充実	【関連】学校給食の充実 4-(6)-①	健やかな体
	食育活動の充実 4-(6)-②	
	① 生涯を通じた健康づくりの推進	
(6) 健康の保持増進	【関連】健康管理体制の充実 4-(7)-①	健やかな体
	保健教育の充実 4-(7)-②	
 (7) キャリア教育 <mark>等</mark> の充実	① 職業観や勤労観を養う教育活動の充実	関わる力
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	② 多様な学び直しの機会の充実	רלש לוינעו
(8) 関わり合い、共に学ぶ場の充実	① 課題解決に向けた学びと実践	関わる力
 (9) 防災・災害対策の充実	① 市民への防災教育の充実	
	【関連】防災教育の充実 4-(9)-⑤	

基本施策1-(1)生涯学習の振興

① 生涯を通じた学びの推進(*学ぶカ)

市民、教育機関、県や近隣市町等の行政などとの連携により、社会的な課題や市民ニーズに対応した多様な学習機会や場、情報などを提供し、市民が主体となった事業の展開を促進します。 また、地域における生涯学習事業のほか、親睦交流、自治会活動促進のため、地区公民館の活動・運営を支援します。

【主な取組】

- ▶市民が主体となるキャンパスおだわらの運営(イベントや講座の企画・人材バンクの運営等)
- ▶ 生涯学習団体の支援や活動発表機会の提供
- ▶ 生涯学習フェスティバルの開催
- ▶ 地区公民館の支援

② 図書館サービスの充実(*学ぶカ)

本や情報との出会いを通じて市民の豊かな暮らしを支援するため、幅広い世代の多様なニーズに対応した図書や資料を提供し、読書に対する興味・関心を喚起するとともに、デジタル環境でのサービスの充実を図りながら、身近で役に立ち、新しい価値の創造につながる図書館を実現します。

【主な取組】

- ▶ 図書館の活用促進
- ▶ デジタルサービスの実施
- ▶ 地域資料の整理や公開

【関連施策】

*読書活動の充実・・・基本施策4-(4)-②

③ 郷土についての学びの推進(*学ぶカ)

郷土の歴史資産を収集・保存・活用するとともに、郷土の歴史や先人たちについて、知り・学 ぶ機会を提供としていきます。また、市民とともに郷土の歴史資産を再認識し、守り育てていく活動をします。さらに、埋蔵文化財の発掘調査による成果や国指定史跡の整備状況、指定文化財 とその保存管理のための取組、無形民俗文化財の後継者育成活動など、小田原固有の歴史と文化に係る公開事業を通じて郷土についての理解を深めるきっかけとします。

【主な取組】

- ▶郷土の歴史資産の収集や保存・活用・公開
- ▶ 二宮尊徳に関する資料収集や、学習推進、顕彰
- ▶市民との協働による調査・研究活動
- ▶ 遺跡見学会や出土品展、講演会等の開催
- ▶ 史跡小田原城跡及び石垣山の保存と活用
- ▶ 文化財建造物の保存と公開
- ▶無形民俗文化財の保存と後継者育成

【関連施策】

*郷土学習の充実・・・基本施策4-(9)-②

基本施策1-(2)文化・芸術の振興

① 小田原ならではの文化の魅力の活用(*豊かな心)

長い歴史や風土の中で育まれ、受け継がれてきた「武士・戦国の文化」「邸園文化」など小田 原ならではの文化を守り、磨きをかけ、まちの魅力として活用します。

【主な取組】

- ▶ 文化財建造物などの公開
- ▶無形民俗文化財などの承継支援
- ▶公民連携による歴史的建造物の利活用

② 文化・芸術と触れ合う機会の創出 (*豊かな心)

文化・芸術の拠点である小田原三の丸ホールを中心に、すべての市民が文化に親しみ、身近に 触れあう機会を作ります。

【主な取組】

- ▶ 小田原三の丸ホールの管理運営
- ▶ 三の丸ホール文化事業の実施
- ▶ 文化活動団体への支援
- ▶ 市所蔵美術品の展示

【関連施策】

*情操教育の充実・・・基本施策4-(4)-③

③ デジタル技術を活用した未来のまちづくり (*豊かな心)

リアルとバーチャルの融合する現代の文化を、デジタル技術を活用しながら情報格差にも配慮 してバランスよく導入することで、人、地域、社会の多面的は出会いの機会を作ります。

市が保有する歴史的・文化的資料をデジタルミュージアムとして、インターネット上で広く公開し、歴史と文化の次世代継承や生涯学習や、学校教育、観光振興等へつなげます。

【主な取組】

- ▶情報発信等のデジタル化の推進
- ▶ 小田原市デジタルミュージアムの創設

基本施策1-(3) 多様性の理解と共生社会の実現

① 市民への人権教育の推進 (*豊かな心)

小田原市人権施策推進指針及びおだわら男女共同参画プランに基づき、市民一人ひとりが人権 について正しい理解と行動がとれるよう、関係機関や民間団体等と連携し、様々な課題に応じた 啓発活動の推進に取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 人権を考える講演会や人権メッセージパネル展の開催
- ▶ 男女共同参画セミナーの開催

【関連施策】

*学校での人権教育の推進・・・基本施策4-(3)-①

基本施策1-(4)スポーツの振興

① 生涯スポーツの推進 (*健やかな体)

誰もが身近にスポーツができるよう、地域のスポーツ団体などと連携し、市民が主体となったスポーツ振興を促進します。

【主な取組】

- ▶ 市体育協会補助事業
- ▶ 柔・剣道錬成事業
- ▶ 地域スポーツ活性化事業
- ▶ 総合型地域スポーツクラブ推進事業
- ▶ スポーツ推進委員活動促進事業

【関連施策】

- *学校体育の充実・・・基本施策4-(5)-①
- *部活動の支援・・・基本施策4-(5)-②

基本施策1-(5)食育の充実

① 栄養バランスのとれた食生活の実践(*健やかな体)

食べることは健康に生きることにつながります。栄養バランスのとれた食事を適量摂ることは、 健康な生活を維持するために不可欠です。栄養バランスの取れた望ましい食生活の大切さを普及 啓発することで、市民が健康に生きることを支援します。

【主な取組】

- ▶ 健康教育・栄養教育の実施
- ▶食に関する学習の場の提供
- ▶ 発達段階に応じた食育活動の充実

【関連施策】

- *学校給食の充実・・・基本施策4-(6)-①
- *食育活動の充実・・・基本施策4-(6)-②

基本施策1-(6)健康の保持増進

① 生涯を通じた健康づくりの推進 (*健やかな体)

市民一人ひとりが自らの健康に対する意識を向上させ、心身ともに健康な生活を送るため、正 しい健康知識の普及啓発等を行い、生活習慣の行動変容を図り、自立した生活を送ることができ るよう健康寿命の延伸を図ります。

【主な取組】

- ▶健康増進計画、データヘルス計画の推進
- ▶健康寿命延伸プロジェクト事業の実施
- ▶地区活動の充実

【関連施策】

- *健康管理体制の充実・・・基本施策4-(7)-①
- *保健教育の充実・・・基本施策4-(7)-②

基本施策1一(7)キャリア教育等の充実

① 職業観や勤労観を養う教育活動の充実 (*関わるカ)

子どもたちが、望ましい職業観や勤労観を備えた社会人、職業人として自立できる資質や能力を育成するために、職業体験などのキャリア育成を支援します。

【主な取組】

▶ 職業体験やキャリアパスポートの活用

② 多様な学び直しの機会の充実(*関わる力)

人生 100 年時代を迎えるにあたり、より豊かで充実した自分らしい人生を過ごすため、社会に 出た後や定年退職後においても、誰もがあらゆる機会に学び続けることができるよう、多様な学 びの機会の充実を図ります。

【主な取組】

▶ 多様な学び直しの機会の発信

基本施策1-(8)関わり合い、共に学ぶ場の充実

① 課題解決に向けた学びと実践(*関わるカ)

地域資源を活用した長期的、体系的な学びの場「おだわら市民学校」を官民が協力し提供する ことで、様々な分野で活動する担い手を育成します。

【主な取組】

- ▶おだわら市民学校の開設(小田原の魅力を深く理解し、郷土愛を育む、基礎課程、実践につなげる課題解決を担いうるチカラを育む専門課程の2年制)
- ▶人づくり課題解決ゼミの開設(既に活動している団体の課題解決へとつなげる)

基本施策1-(9) 防災・災害対策の充実

① 市民への防災教育の充実

防災講演会において、テーマや対象者を絞り、効率的な防災教育を推進します。

自治体や市内団体等からの依頼に基づき、防災教室を実施し、各団体の立地に応じた各種災害 リスクを正確に把握できるよう教育を行います。

【主な取組】

▶ 防災講演会の実施

- ▶ 防災教室の活用周知
- ▶ 防災啓発資料の作成・配布

【関連施策】

*防災教育の充実・・・基本施策4- (9) -⑤

2 家庭教育支援

家庭・地域・学校・行政が連携しながら、教育の土台となる家庭教育への支援を行います。

- 全ての教育の出発点となり、生活習慣や食習慣、規範意識、基礎体力等の育成につながる 家庭教育は重要であることから、「おだわらっ子の約束」の普及啓発を更に進めるととも に、家庭・地域・学校・行政が連携しながら、家庭教育への支援を行います。
- 保護者が安心して子育てや教育に取り組むことができ、更に地域等との連携・協力を図りながら家庭における教育力向上に向けた支援に努めます。
- 子どもが教育の機会を等しく受けることができるよう、貧困等生活上の困難に直面する子育て家庭への支援に取り組むなど、妊娠期からの親子の育ちを支える環境づくりを推進します。

基本施策	重点方針	
(1) おだわらっ子の約束の普及と実践	① おだわらっ子の約束の普及と実践	
(2) 家庭教育への支援	① 家庭教育への支援	
(3) 家庭学習への支援	① 家庭学習への支援	
	① 子育て家庭の負担軽減	
(4)子育て支援の充実	② 様々な悩みを持つ子どもや家庭の支援	
(4)丁月で文族の元夫	③ 就園前の幼児と保護者の交流の促進	
	④ 児童に適切な遊びと生活の場の提供	

基本施策2-(1) おだわらっ子の約束の普及と実践

① おだわらっ子の約束の普及と実践

子どもの基本的な生活習慣の定着を図り、規範意識や公共の精神を育むため、おだわらっ子の 約束の家庭や地域への一層の普及を図り、各園・学校、家庭、地域が一体となって、子どもたち がおだわらっ子の約束を実践する態度を育む取組を進めます。

【主な取組】

▶ 各校・各園でのおだわらっ子の約束の普及と実践

基本施策2-(2) 家庭教育への支援

① 家庭教育への支援

家庭教育は、保護者が子どもに行う教育であり、家族のふれ合いを通じて子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人への信頼感や思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たしていることから、家庭教育学級や家庭教育講演会を開催することにより、家庭教育を支援するための情報を提供するだけではなく、家庭教育における悩みの解決を図ります。

【主な取組】

- ▶ 家庭教育学級の開催
- ▶ 家庭教育講演会の開催
- ▶条例制定に向けた事例研究・調査等

基本施策2-(3) 家庭学習への支援

① 家庭学習への支援

家庭において児童生徒が自ら計画を立てて学習に取り組むことは学力向上のために重要であることから、家庭での学習習慣の確立に係る保護者への支援を行います。

【主な取組】

- ➤ 家庭での ICT を活用した学習の推進
- ▶ 家庭学習の手引き等を通じた学習支援

基本施策2-(4) 子育て支援の充実

① 子育て家庭の負担軽減

中学校卒業までの児童を養育している家庭に対し、経済的な支援を行うとともに、市立小中学生の保護者等の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図ることを目的に、就学援助費のほか、特別支援教育就学奨励費、児童生徒付添交通費補助金、遠距離通学費補助金等の支給による支援を行います。また、経済的理由により高等学校等への就学が困難な市内に住所を有する生徒を対象に、奨学金を支給します。

【主な取組】

- ▶ 児童手当支給事業
- ▶ 要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給
- ▶ 特別支援教育就学奨励費の支給

- ▶ 高等学校等奨学金の支給
- ▶ 児童生徒付添交通費補助金の支給
- ▶ 児童生徒遠距離通学費補助金の支給

② 様々な悩みを持つ子どもや家庭の支援

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援(高校等受験のための進 学支援、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ、学び直し)等を行います。

また、妊娠期から、乳幼児期、学齢期、青壮年期までの相談が気軽にできることにより、子どもや若者が安心して生活を送れるようになるとともに、心身ともに健やかに育成する支援を行います。

【主な取組】

- ▶生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施
- ▶子どもから若者までの相談・支援の充実
- ▶ 教育相談、就学相談の実施
- ▶支援教育相談支援チームによる相談、指導、助言

③ 就園前の幼児と保護者の交流の促進

未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場を提供します。

【主な取組】

- ▶ 子育て支援拠点管理運営事業
- ▶ 地域子育てひろば事業

④ 児童に適切な遊びと生活の場の提供

共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、 放課後の子どもたちが安全安心に遊びや体験ができるよう、適切な見守りの場を提供します。

【主な取組】

▶ 放課後児童クラブの運営

3 幼児教育・保育

子どもたちの自己肯定感や主体性を育み、社会性の基礎の習得や基礎体力の向上を図るなど、 幼児教育・保育の充実に努めます。

- 子どもたちの自発的な活動を通じて、様々な事象に関わる力や基礎体力など小学校以降の 学びに向かう力、生涯にわたり生き抜く力の基礎を育みます。
- 小学校入学前の就学相談や就学支援の充実を図るとともに、家庭教育の自主性を尊重しな がら家庭や小学校と連携を図り、子どもの育ちを支えていきます。
- 公立施設における教育・保育の実践を通じた研究のほか、幼稚園・保育所等の連携及び適切な役割分担により、市全体の幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

基本施策		重点方針
	① 幼稚園・保育所等との連携と役割分担の推進	
(1) 幼児教育の充実	② 小学校への円滑な接続	
	③ 就学支援・相談と早期発達支援の充実	
(2) 幼保一体化の推進	① 認定こども園の早期設置と体制整備	

基本施策3-(1) 幼児教育の充実

① 幼稚園・保育所等との連携と役割分担の推進

幼稚園と保育所は、互いに持つ教育・養護の知見を共有し、教育保育の実践や研究に取り組み、 その内容等を民間事業者と共有し、市全体の幼児教育保育の質の向上に取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 各園の実践内容の交流、情報交換、合同(交流)保育
- ▶ 市立幼稚園と保育所との合同研修
- ▶ 公私幼保の意見交換会
- ▶ 市立幼稚園の在り方(園児数減少への対応)の検討

② 小学校への円滑な接続

市立幼稚園、(保育園)では、小学校教育への円滑な接続を図るため、中学校区等を単位とした幼保小の交流・連携を図り、子どもの発達と学びの連続性の確保に取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 幼保小連携・接続事業
- ▶ 幼稚園幼児指導要録の作成及び送付
- ▶ 保育所保育要録の作成及び送付

③ 就学支援・相談と早期発達支援の充実

小学校就学に際し、心配を抱えている保護者を対象に、在籍園の訪問や発達検査の実施などを通して、より良い就学先や就学後の支援について検討します。就学前の児童や、様々な課題等のある児童生徒に対しては、学校生活上必要な支援や環境等について検討するため、就学支援委員会を設置し協議します。

また、特別な支援を必要とする就学前の児童に対しては、児童発達支援サービスを提供することで、児童の情緒の発達や日常生活に必要な基本動作の習得、集団生活への適応が進むように支援をするとともに、臨床心理士等の専門家による教諭等への助言・指導を行います。

【主な取組】

- ▶ 就学相談・支援の実施
- ▶ 就学支援委員会の設置
- ▶早期発達支援の充実

基本施策3-(2) 幼保一体化の推進

① 認定こども園の早期設置と体制整備

公立幼稚園を統合し、認定こども園を整備することで、幼稚園機能を継続するとともに橘地域になかった保育機能を整備することで質の高い教育・保育を提供します。

【主な取組】

▶ (仮称) 橘地域認定こども園の整備

4 学校教育・地域とともにある学校

変化の激しい社会を乗り越える生き抜く力を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、 目指す子どもの姿として、地域特性を生かしながら本市の学校教育を推進します。

- 「未来を創るたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成を目指します。
- 質の高い教育活動を行うため、教育委員会機能や教員を支える環境整備等の充実を図り、 授業力や教師力の向上とともに、個に応じたきめ細かな支援教育を推進します。
- 教員の ICT 活用指導力の向上を図るとともに、最新の技術を活用しながら、多様な子ども たち一人ひとりに個別最適化した学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

家庭・地域・学校・行政だけでなく、民間事業者等を含めたあらゆる主体が地域全体で子ども たちの学びや成長を支え、連携・協働しながら地域とともにある学校づくりを進めます。

- 学校運営協議会等を通じて、家庭・地域・学校・行政が対等な関係で連携・協働して、諸 課題を共有し、解決していくことにより、学校と地域がともに豊かになるような学校運営 を進めます。
- 学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、あらゆる主体と連携しながら施設の地域 利用を含めた地域の様々な活動が統合される場、世代を超え、ひととひとをつなぐ場とな るような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 災害に強いまちをつくるため、自らの命を守るとともに、地域のために自分たちができる ことを考え、行動できる防災教育を推進します。

基本施策		重点方針
(1) 学力の向上	① 個別最適な学びの推進	学ぶ力
(1) 子为の同土	② 主体的・対話的で深い学びの実現	学ぶ力
	① グローバル人材育成の推進	学ぶ力
(2) 学習指導の充実	② 少人数学級等による学びの環境づくり	学ぶ力
	③ ICTを活用した教育の充実	学ぶ力
(3) 学校での多様性の理解と共生社	① 学校での人権教育の推進	豊かな心
会の実現	【関連】市民への人権教育の推進 1-(3)-①	
云の夫成	② いじめの未然防止と早期把握・対応	豊かな心
	① 道徳教育の充実	豊かな心
	② 読書活動の充実	豊かな心
(4)豊かな心を育む学び	【関連】図書館サービスの充実 1-(1)-②	
	③ 情操教育の充実 【関連】文化・芸術と触れ合	豊かな心
	う機会の創出 1-(2)-②	

基本施策		重点方針
	① 学校体育の充実	健やかな体
(F) ####################################	【関連】生涯スポーツの振興 1ー(4)ー①	
(5) 学校でのスポーツの振興	② 部活動の支援	74 1 1 6 1
	【関連】生涯スポーツの振興 1ー(4)ー①	健やかな体
	① 学校給食の充実	
	【関連】栄養バランスのとれた食生活の実践	健やかな体
(6) 学技术の全本の本中	1-(5)-①	
(6) 学校での食育の充実	② 食育活動の充実	
	【関連】栄養バランスのとれた食生活の実践	健やかな体
	1-(5)-①	
(7) 学校での健康の保持増進	① 健康管理体制の充実	健やかな体
(7)字校での健康の保持増進	② 保健教育の充実	健やかな体
(8) 関わる機会の創出	① 体験・交流活動の充実	関わる力
	① それぞれの学校の特色を生かした学びの推進	
	② 郷土学習の充実	
(9) 地域特性(小田原のよさ)を生かし	【関連】郷土についての学びの推進1-(1)-③	
た学び	③ 環境学習・環境活動の推進	
	④ 福祉教育の充実	
	⑤ 防災教育の充実	
	① 切れ目のない支援体制の充実	
(10) きめ細かな支援教育体制の充実	② 個に応じた学びの支援体制の充実	
	③ 生徒への指導体制の充実	
	① 教職員研修の充実	
 (11) お隣号の姿质のウトに環境功美	② 教職員の健康対策の推進	
(11) 教職員の資質の向上と環境改善 	③ ICTの活用	
	④ 職場環境・働き方の改善	
	① 総合的な教育行政の推進	
(12) 教育委員会機能の充実	② 教育行政の情報発信	
	③ 危機管理体制の強化	
(13) あらゆる主体が連携した仕組みの	① 地域とともにある学校づくりの推進	
充実	② 地域の教育力の活用	
(14)子どもの居場所づくりの推進	① 子どもの居場所づくりの推進	
·		

基本施策4一(1)学力の向上

① 個別最適な学びの推進 (*学ぶカ)

各校において、児童生徒の学習状況や学習に対する意識などのデータから、個々の成果と課題、 学力の伸びを把握し、エビデンスに基づいた学習指導の改善及び個別の支援をすることで、児童 生徒一人ひとりの学力向上を図ります。

【主な取組】

- ▶ 全国学力・学習状況調査の結果の分析と活用
- ▶ステップアップ調査の結果、学習習慣等の意識調査、授業評価アンケート等の結果の分析と 活用
- ▶ 各校の実態や特色を生かした学力向上プランの推進

② 主体的・対話的で深い学びの実現(*学ぶカ)

各校において、児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」を育む授業、互いに学びあい、高め合う授業づくりを進めるため、学ぶ意欲を高める授業の在り方などについて研究し、指導の工夫改善に努めます。さらに、各校の研究成果を広く公開できるよう取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 授業研究の充実
- ▶ 市推薦研究事業
- ▶ 教育研究所機能の充実
- ▶ 教育研究所所報の発行
- ▶ カリキュラムマネジメントの推進

基本施策4一(2)学習指導の充実

① グローバル人材育成の推進(*学ぶカ)

世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてグローバルな視野とコミュニケーション能力を育成するために、外国語指導助手(ALT)を配置し、ALTを活用した多文化理解教育や外国語教育の内容の充実を図ります。

小学校には、高学年の外国語科・中学年の外国語活動全面実施に伴い、専門知識を持った英語 専科非常勤講師の配置を推進します。

【主な取組】

- ▶ 外国語指導助手(ALT)の配置
- ▶ 小学校英語専科非常勤講師の配置

② 少人数学級等による学びの環境づくり(*学ぶカ)

子どもの学力向上を図るため、少人数指導やチームティーチングなどの指導体制をとり、児童 生徒にきめ細かな指導を行います。

教職員の配置は、国、県の定める教職員定数に沿って行いますが、小学校では、きめ細かな指導を充実させるため、国に先行して少人数指導スタッフを配置し、段階的に 35 人学級に移行し

ます。

また、中学校では、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専門性を保つため、専門的な教科指導ができるよう、人員を配置します。

【主な取組】

- ▶ 少人数指導スタッフの配置
- ▶ 中学校教科非常勤講師の配置
- ▶35 人学級の先行実施

③ ICT を活用した教育の充実 (*学ぶカ)

ICT機器が広く普及した社会において、それらを学びの道具として効果的に活用した学習を実践し、個別最適な学びと協働的な学びを実現させるとともに、児童生徒が情報機器や情報技術を手段として主体的に使いこなす力を育成します。

また、家庭でのICTを活用した学習を推進するため、家庭への啓発活動を進めるほか、児童生徒に正しい情報の取り扱いやそれに伴う責任等、情報モラル教育を推進します。

【主な取組】

- ▶ 小田原市情報モラル教育の手引きの活用
- ▶ 日常的な ICT の活用

基本施策4一(3)学校での多様性の理解と共生社会の実現

① 学校での人権教育の推進 (*豊かな心)

児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域における人権尊重の意識の高揚を図るため、人権教育移動教室を開催するとともに、教職員の人権感覚を高め、今日的な人権課題に関する知識の習得及び実践力の向上を図るため、人権教育研修会を開催します。

【主な取組】

- ▶ 人権教育移動教室の開催
- ▶ 人権教育研修会の開催
- ▶ 子どもの人権教室開催(小田原市人権擁護委員会主催)
- ▶ 中学生人権作文コンテストの実施(法務局・全国人権擁護委員会連合会主催)
- ▶ 平和事業(学校訪問講和会)の実施

【関連施策】

*市民への人権教育の推進・・・基本施策1-(3)-①

② いじめの未然防止と早期把握・対応(*豊かな心)

いじめ防止対策の実行性を高めるための調査研究や重大事態発生時における調査の実施、また 関係機関との連絡調整を図るため、いじめ防止対策調査会やいじめ問題対策連絡会を開催します。 さらに、いじめの未然防止を図るため、いじめ予防教室を実施します。

【主な取組】

▶ 小田原市いじめ問題対策連絡会の開催

- ▶ 小田原市いじめ防止対策調査会の開催
- ▶ いじめ予防教室の開催

基本施策4一(4)豊かな心を育む学び

【関連施策】

*おだわらっ子の約束の普及と実践・・・基本施策2-(1)-①

① 道徳教育の充実(*豊かな心)

特別の教科 道徳を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間や特別活動のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて、意欲的・計画的に道徳教育を推進し、児童生徒の思いやりの心や規範意識、地域の中で夢を持って生きていく力などを育みます。

【主な取組】

▶ 特別の教科 道徳を要とした道徳教育の推進

② 読書活動の充実 (*豊かな心)

学校司書を全小中学校に配置し、教職員や図書ボランティアと連携しながら、学校図書館の 環境の充実とともに、読書相談や学習支援を実施します。

また、第三次小田原市子ども読書活動推進計画を策定して、小田原市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように、家庭や地域をはじめ図書館、学校、子ども関連施設等が連携・協力して、持続可能な子どもの読書活動を推進します。

【主な取組】

- ▶ 学校司書の配置と学校図書の充実
- ▶ 家庭、地域、学校等における子ども読書活動の推進
- ▶子ども読書活動推進のための人材育成

【関連施策】

*図書館サービスの充実・・・基本施策1-(1)-②

③ 情操教育の充実 (*豊かな心)

児童生徒が豊かな感性や感覚、表現力を身に付けられるよう、質の高い文化・芸術に触れ、体験する機会を創出するとともに、市内小中学校の美術展等、児童生徒の豊かな感性を育てる行事や活動を支援します。

【主な取組】

- ▶ 音楽鑑賞会の開催(令和4~5年度)
- ▶ 小学校図工展、中学校美術展の開催支援

【関連施策】

*文化・芸術と触れ合う機会の創出・・・基本施策1-(2)-②

基本施策4-(5)学校でのスポーツの振興

① 学校体育の充実 (*健やかな体)

児童生徒一人ひとりの体力・運動能力、運動・スポーツへの興味関心の向上と、親しむ態度の 育成を図るため、体力・運動能力指導員の派遣による運動や遊びに関する指導助言や、オリンピ アン等の著名なアスリートや大学教授等の派遣による講話や実技指導等を実施します。

【主な取組】

- ▶ 新体力テストの実施と結果の分析・活用
- ▶ 著名なアスリート等の学校への派遣
- ▶ 体育大学の学生を体力・運動能力指導員として派遣

【関連施策】

*生涯スポーツの振興・・・基本施策1-(4)-①

② 部活動の支援(*健やかな体)

中学校部活動の活性化を図るため、部活動指導員や部活動地域指導者を派遣し人的なサポートを行うとともに、中学校体育連盟に対し大会開催費や派遣選手の交通費等に対する助成を行います。また部活動の地域移行に向け、新たに部活動地域指導員を配置し、休日の部活動を中心に取組を進めます。

【主な取組】

- ▶ 部活動指導員、部活動地域指導者の派遣
- ▶ 中学校体育連盟に対する助成
- ▶ 部活動の地域移行に向けた部活動地域指導員の新規配置

【関連施策】

*生涯スポーツの振興・・・基本施策1-(4)-①

基本施策4-(6)学校での食育の充実

① 学校給食の充実 (*健やかな体)

地場産物を活用した献立の実施を継続し、学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供します。また、老朽化した給食調理場の維持修繕を行うとともに、令和6年度の開業に向け、学校給食センターの再整備に取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 地場産物を活用した献立や米飯給食の継続実施
- ▶ 栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の実施
- ▶郷土食や伝統料理などの食文化を継承した、小田原ならではの献立づくりの推進
- ▶ 学校給食センターの再整備

【関連施策】

* 栄養バランスのとれた食生活の実践・・・基本施策 1 - (5) - ①

② 食育活動の充実 (*健やかな体)

小中学校における食育を推進するため、栄養教諭や学校栄養職員が地場産物や郷土の食文化を 継承した給食を生きた教材として活用するとともに、食に関する指導や教科と関連した授業を行っていきます。また、成長期の子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるために家庭、地域に向けた食育の普及啓発を実施します。

【主な取組】

- ▶ 各校の年間指導計画をもとに、食に関する授業の充実
- ▶ 各中学校での「弁当の日」の実施
- ▶朝食レシピ等の作成、学校給食展の開催

【関連施策】

* 栄養バランスのとれた食生活の実践・・・基本施策 1 - (5) - ①

基本施策4-(7)学校での健康の保持増進

① 健康管理体制の充実 (*健やかな体)

小中学校の児童生徒に対して定期健康診断を行います。この定期健康診断の結果、対象者を絞り込み、学校・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や経過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っていきます。また、入学予定の未就学児を対象に就学時健康診断を行い、その結果により、医療機関等の紹介により、学校における児童生徒の健康の保持増進に努めます。

【主な取組】

- ▶ 学校保健安全法第 13 条に基づく定期健康診断の実施
- ▶ 心臓疾患検診、腎臓疾患検診、脊柱側弯症検診の実施
- → 学校保健安全法第 11 条に基づく就学時健康診断の実施

② 保健教育の充実 (*健やかな体)

性に対する正しい知識の普及を図ることを目的に、中学校の生徒等を対象に、専門性を持った 医師等を講師に迎え、性教育講演会を中学校単位で実施していきます。また、小中学校等の保健 教育活動等の円滑な運営と発展を図るために小田原市学校保健会を運営し、喫煙・飲酒・薬物に よる身体への悪影響等の周知等を行います。さらに、児童生徒等に対して正しい歯の磨き方の指 導等を行います。

【主な取組】

- ▶ 性教育講演会(命の大切さ、男女の心と体の違い、性感染症やエイズ、医療現場での体験談など)の開催
- ▶ 喫煙・飲酒・薬物による身体への悪影響等の周知
- ▶正しい歯の磨き方の指導等の実施

基本施策4―(8)関わる機会の創出

① 体験・交流活動の充実 (*関わるカ)

学校や学年を超えた仲間との活動を通して、参加者の自主性、積極性、協調性や社会力を育みます。また、学校では経験できない自然体験の中で、参加者だけでなく指導者やサポーターなど

の大人と世代を超えた交流を行います。

【主な取組】

- ▶ 非日常型体験学習事業の実施
- ▶ 宿泊体験学習の実施
- ▶スクールボランティアをはじめとした地域住民との連携の推進

基本施策4-(9)地域特性(小田原のよさ)を生かした学び

① それぞれの学校の特色を生かした学びの推進

各小中学校、幼稚園のグランドデザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域住民の願い を取り入れ、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく園・学校づくりを推進します。

また、各中学校区においては、幼保・小・中・が連携して合同研究会を実施するなど地域の特性にあった共通の目標や指導方針を設定し、学習指導や生活指導の充実を図ります。

【主な取組】

- ▶未来へつながる学校づくり推進事業
- ▶ 幼保・小・中の連携や、「地域連携ウィーク」や「地域連携デイ」の設定

② 郷土学習の充実

子どもたちが小田原の自然や産業、伝統文化に関心を持ち、社会に主体的に参画しようとする 態度や郷土を愛する心情を養います。

児童生徒が学ぶきっかけとなる社会科副読本や理科副読本、郷土読本の内容の充実を図るとと もに、小田原に関する写真や統計資料等を、各校に提供します。

【主な取組】

▶副読本の作成と活用

【関連施策】

*郷土についての学びの推進・・・基本施策 1 - (1) - ③

③ 環境学習・環境活動の推進

市民の環境意識の向上を図るため、将来を担う子どもたちに対する環境学習を行うとともに、市民による環境活動の促進を図ります。

【主な取組】

- ▶ 夏休み子ども環境教室
- ▶ 出前講座(ごみに関する授業)の実施

④ 福祉教育の充実

小中学校での福祉に関する体験学習等を通じ、地域福祉活動などへの興味関心を醸成します。

【主な取組】

- ▶ 小中学校における認知症サポーター養成講座の実施
- ▶ 出前講座(高齢者疑似体験、車いす介助法)の実施

- ▶ 福祉施設体験学習の実施
- ▶ ボランティア講習(車いす介助法、手話の体験等)の実施

⑤ 防災教育の充実

自分で自分の命を守るための思考力・判断力や行動力と、災害時における地域の支援者として 行動しようとする意欲や実行力を育てるため、小中学生向けの防災教育用パンフレットを作成し ます。また、希望する園や学校に対して学校防災アドバイザーを派遣し、児童生徒への防災に関 する講話や学校防災計画に対する助言を行います。

【主な取組】

- ▶ 防災教育パンフレットの作成・活用
- ▶ 学校防災アドバイザーによる指導・助言
- ▶防災教室の活用周知
- ▶ 防災啓発資料の作成・配布

基本施策4―(10)きめ細かな支援教育体制の充実

① 切れ目のない支援体制の充実

様々な問題を抱え、支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象に、教育相談を行い、学校、 関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。

また、教育相談指導学級や校内支援室の設置、不登校生徒訪問相談員の配置等により、不登校 又はその傾向のある児童生徒が、自らの進路を主体的に捉え社会的に自立する力を養います。

【主な取組】

- ▶ 教育相談員、心理相談員による教育相談
- ▶ 教育相談指導学級、校内支援室の設置
- ▶ 校内支援室指導員、不登校生徒訪問相談員の配置

② 個に応じた学びの支援体制の充実

特別支援学級や通常の学級に在籍する様々な課題をもつ児童生徒に対して、学習面や生活面での適切な支援を行うため、個別支援員を配置するほか、ことばの発音や聞こえづらさにより困難を感じたり、集団行動やコミュニケーションが苦手な児童生徒に対して、一人ひとりの課題に応じた指導を行う通級指導教室を運営するなど、支援教育の充実を図ります。

また、外国につながりのある児童生徒が、学校内での良好な人間関係を構築し、学習することができるよう、日本語指導協力者を学校に派遣します。

【主な取組】

- ▶個別支援員の配置
- ▶ ニーズに応じた通級指導教室等の設置
- ▶ 支援教育推進会議の開催
- ▶ 支援教育相談支援チームの派遣
- ▶ インクルーシブ教育の推進

▶ 日本語指導協力者の派遣

③ 生徒への指導体制の充実

多様化する生徒指導の課題に対応するため、必要とする中学校へ生徒指導員を派遣し、生徒の 心に寄り添いながら、その気持ちを受け止め、抱えているストレスを和らげるとともに、より良 い学校生活を送ることへ当該生徒が前向きになれるように、教員と協力しながら指導する体制を 整備します。

【主な取組】

▶ 生徒指導員の派遣

基本施策4―(11)教職員の資質の向上と環境改善

① 教職員研修の充実

OJT の取組として、各校に指導主事を派遣し校内研修を充実させるほか、研修相談員によるパワーアップ研修を実施するなど、教職員一人ひとりの資質を高める研修体制づくりを推進します。また、教育研究所による教育情報の提供や、教材の収集、教職員からの相談に対する助言等により、学校、教職員を支援します。

さらに、教師としての専門性と人間性を高める場として、「おだわら未来学舎」を開催し、教職員が自主的に学ぶ機会を提供します。

【主な取組】

- ▶ 各種教職員研修の実施
- ▶ 教育講演会の開催
- ▶ おだわら未来学舎の開催

② 教職員の健康対策の推進

教職員が健康な心身の状態を維持し、十分に教育活動に注力できるよう、教職員の定期健康診断やメンタルヘルスチェックの実施、産業医による面接指導、人間ドック受検費用に対する助成等を行います。

【主な取組】

- ▶定期健康診断の実施
- ▶メンタルヘルスチェックの実施
- ▶産業医による面接指導の実施
- ▶ 人間ドック受検費用に対する助成

③ ICTの活用

教職員の負担軽減を図り、児童生徒の成績等の個人情報を適切に管理するため、校務ネットワークシステムの整備及び維持管理を行うとともに、情報セキュリティポリシーに基づいた運用管理を行います。

【主な取組】

▶ 校務ネットワークシステムの運用

④ 職場環境・働き方の改善

在校等時間管理システムの運用や研修会・諸調査の精選、会議の効率的運営、長期休業期間の 閉庁日の導入など、教職員の働き方改革を推進します。

【主な取組】

- ▶ 在校等時間管理システムの運用
- ▶ 研修会・諸調査の精選
- ▶ 会議の効率的運営
- ▶ 長期休業中の学校閉庁日の導入

【関連施策】

*部活動の支援(部活動の地域移行)・・・基本施策3-(5)-②

基本施策4一(12)教育委員会機能の充実

① 総合的な教育行政の推進

教育委員会事務の進捗管理を行うとともに、課題や今後の方向性についての検証を行うため、 教育に関する学識経験者の知見を活用して点検・評価を行います。また、教育委員会だけでなく、 市長部局も含めて総合的な教育政策について協議・調整を行い、連携強化を図ります。

【主な取組】

- ▶ 教育委員会事務の点検・評価の実施
- ▶ 総合教育会議の開催

② 教育行政の情報発信

教育現場の現状を深く理解し、その知見を教育行政の向上に生かせるよう、教育委員による現場訪問を実施します。また、教育長の教育行政に対する考え方や、教育委員会の活動状況について、広く市民の方々に伝えるため、様々な媒体を活用し、広報活動の充実を図ります。

【主な取組】

- ▶ 教育委員の教育現場訪問
- ▶ まごころ通信の発行

③ 危機管理体制の強化

学校現場において、事件・事故等が発生した場合、事件・事故等対応マニュアルに基づき、教育委員会と学校が協調して問題に対応します。

【主な取組】

▶ 事件・事故等対応マニュアルの運用

基本施策4一(13) あらゆる主体が連携した仕組みの充実

① 地域とともにある学校づくりの推進

学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るため、学校評議員制度を活用するとともに、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会の設置を進め、地域とともにある学校づくりを推進します。

【主な取組】

- ▶学校評議員制度の運用
- ▶ 学校運営協議会の設置
- ▶学校評価の実施

② 地域の教育力の活用

子どもたちの健やかな成長を願い、学校と市民が一体となって地域に根ざした教育活動を実践するため、小田原市学校支援地域本部を設置し、各中学校区で学校を支援する教育活動を推進します。各園、各小中学校にはスクールボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動を推進しながら、学校を支援する体制を整備します。

【主な取組】

- ▶ 学校支援地域本部の運営
- ▶ スクールボランティアコーディネーターの配置

基本施策4-(14) 子どもの居場所づくりの推進

① 子どもの居場所づくりの推進

子ども食堂や冒険遊び場など、多様な形での子どもの居場所の設定や運営の支援を行います。 また、新たな指導者の養成も行うなど見守る大人を増やし、現在、失われつつある地域の大人 が子どもを見守り育てて行く場所づくりを推進します。

【主な取組】

- ▶子どもの居場所づくり事業(子ども食堂型・居場所型)
- ▶ 情報発信支援事業
- ▶ 冒険遊び場づくり
- ▶ 放課後こども教室推進事業

5 学びの環境整備

未来にとって望ましい教育環境の在り方について地域と共有しながら、誰もが安心して学べる 良好な教育環境の整備を進めます。

- 多様な学習機会の提供など生涯学習社会の実現のため、一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境の整備・充実に努めます。
- 学校施設が地域コミュニティの活動の場や災害時の避難所としての役割も果たす重要な 施設でもあることから、適切に維持管理していくとともに、学校生活や登下校中などにお ける子どもたちの安全確保のため、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。
- 子どもたちの未来にとっての望ましい教育環境づくりを目指し、新しい学校づくりに取り 組むほか、時代の変化に対応した質の高い教育を実現するため、幼保小中、中高、高大一 貫教育など常に新たな視点で教育の在り方を見直していきます。

基本施策		重点方針
(1) 生涯学習における学びの場の提供	① 文化・スポーツ施設の充実	
(2) 学校施設の地域利用	① 学校施設の地域利用	
(2)子牧施設の地域利用	② 広域避難所の運営	
(3)学習環境整備	① 学校施設の計画的な整備	
(4) 学校中人の女中	① 通学路の安全確保	
(4)学校安全の充実 	② 安全・防犯教育の充実	
(5)望ましい学習環境の検討推進	① 新しい学校づくりの推進	

基本施策5-(1)生涯学習における学びの場の提供

① 文化・スポーツ施設の充実

小田原三の丸ホールを、文化・芸術活動の推進やまちの賑わいに資するような施設として運営します。また、他の文化・スポーツ施設では、老朽化対策を行うなど利用者サービスの向上を図り、生涯学習・スポーツの振興を支える環境を整備します。

【主な取組】

- ▶ 小田原三の丸ホールの管理運営
- ▶ スポーツ施設の管理運営

基本施策5—(2)学校施設の地域利用

① 学校施設の地域利用

地域とともにある学校として、空き教室等を有効活用して、学校施設の地域利用が図られるよう整備を進めます。

【主な取組】

- ▶空き教室を地域開放「プラザ」または「地域コミュニティ」活動拠点として整備
- ▶ 空き教室等を有効活用した地域開放室の整備

② 広域避難所の運営

地震、台風、大雨等の災害時の広域避難所運営に協力するとともに、広域避難所としての機能 を踏まえた施設整備を進めます。

【主な取組】

- ▶屋内運動場の照明落下防止対策と L E D 化の推進
- ▶ 学校施設への空調整備と停電時運転可能な空調機器の一部導入

基本施策5一(3)学習環境整備

① 学校施設の計画的な整備

学習・生活環境の向上のため、令和2年12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、学校施設の計画的な整備を進めます。

【主な取組】

- ▶特別教室への空調設置
- ▶ 校舎・屋内運動場の照明 L E D化
- ▶屋上防水、外壁改修、教室等の床改修
- ▶トイレを含む給排水設備の改修

基本施策5-(4)学校安全の充実

① 通学路の安全確保

小田原市通学路交通安全推進会議で策定した小田原市通学路交通安全プログラムに基づき、各 学校で通学路の安全性の向上を図っています。 また、児童の登下校の状況等を保護者にメール等で通知するシステム(登下校見守りシステム(仮))を導入し、児童生徒の登下校時の安全を確保します。

【主な取組】

▶位置情報サービス等を活用した、登下校見守りシステム(仮)の導入

② 安全・防犯教育の充実

交通安全意識の向上を図るため、幼稚園、保育所、小学校等において交通教室をするとともに、 小中学生を対象とした交通安全ポスターコンクールを実施します。

【主な取組】

- ▶ 交通安全教育指導員による幼稚園、保育所、小学校等における交通教室の開催
- ▶ 小中学生を対象とした交通安全ポスターコンクールの実施

基本施策5-(5)望ましい学習環境の検討推進

① 新しい学校づくりの推進

「10年後の新しい学校」を主題に、市民との課題共有や合意形成を行いながら、子どもたちにとって望ましい教育環境の基本的な考え方を示す「新しい学校づくり推進基本方針」、具体的な配置計画や整備手法等を示す「(仮称) 新しい学校づくり推進基本計画」、「(仮称) 新しい学校づくり施設整備指針」を策定し、学校施設の最適化と改築・長寿命化改修を円滑に進めます。

【主な取組】

- ▶新しい学校づくり検討委員会(附属機関)の運営
- ➤ 「新しい学校づくり推進基本方針」、「(仮称) 新しい学校づくり推進基本計画」、「(仮称) 新 しい学校づくり施設整備指針」の検討・策定

VII 計画の推進にあたって

1 進行管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく、教育に関する事務の管理 及び執行の状況の点検及び評価を活用し事業の実施状況や内容の確認・改善を図ります。

また、変化する社会情勢や本計画の進捗状況からみる現状・課題等を踏まえ、本計画の基本理念や本市がめざす教育目標をより効果的に推進するため、適宜本計画の見直しを行います。

2 成果指標

本計画の期間(令和5~9年度)において達成すべき具体的な指標を設定し、計画の着実な推進を図ります。成果指標については、社会教育、家庭教育支援、幼児教育・保育、学校教育・地域とともにある学校、学びの環境整備の5項目から、社会力の育成に寄与する「学ぶ力」、「豊かな心」、「健やかな体」、「関わる力」に係る指標を設定していきます。

※成果指標については、今後実施する調査等を踏まえ、適宜見直しを行います。